

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|---|----|------|----|-----|-----|-----|-----|---|-----|--------------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 001 | 入札説明書 | 4 | 1 | | | 5 | (2) | | | | | 事業方式 | 本事業については維持管理・運営期間においてSPCは指定管理者となることから、事業主体は市側となることから相模原市の事業所税の手引き27頁の記載の通り事業所税は全額減免となる認識で間違いありませんでしょうか。 | PFI事業は民間の事業者が事業主体となって行われるものであるため、原則として本市事業所税の課税対象となります。指定管理者として指定を受けた後に、指定管理者として管理を行う施設は減免対象施設となりますが、詳細については、本市ホームページ等を参照してください。 |
| 002 | 入札説明書 | 4 | 10 | 第2 | 5 | (2) | イ | | | | | 事業者提案施設の事業方式 | 事業者提案施設の事業方式は独立採算となっていますが、公園管理事務所とは別に設けるトイレ、あずまやなどの公園施設との合築は認められないのでしょうか。现阶段では具体案があるわけではありませんが、公園の面積を鑑みても合築で設置する案も検討しておきたいと思っています。 | 事業者提案施設と市が所有する公園施設を合築する提案は認められません。 |
| 003 | 入札説明書 | 4 | 10 | 第2 | 5 | (2) | イ | | | | | 事業者提案施設の事業方式 | 複合施設内に自主事業として飲食・物販施設を設ける場合も事業者提案施設と同様に転貸や業務委託等が可能との理解でよろしいでしょうか。 | 事業者提案施設の設置にあたっては、事業者、構成企業又は協力企業のいずれかの実際に施設を設置する主体に対して設置管理許可を付与します。施設の所有は、設置管理許可を受けた事業者となりますが、運営においては提案書類で委託予定とする第三者若しくは市が個別に承諾を行った第三者への委託を認めるものとします。 |
| 004 | 入札説明書 | 4 | 25 | 第2 | 5 | (3) | | | | | | 立体都市公園制度の適用 | 立体的区域以外については公園を含み、変更は可能との認識で宜しいでしょうか。都市計画変更手続きで判断されるのはこの部分になりますでしょうか。 | 今回の整備によって、都市計画は、区域、面積に変更があると考えています。 |
| 005 | 入札説明書 | 7 | 17 | 第2 | 5 | (5) | イ | (ア) | | | | 複合施設 | 「事業者は、利用料金を自らの収入にすることができる」とありますが、利用料金について、SPCではなく構成企業が直接収受する形としても問題ございませんでしょうか。 | 事業者からの委託を受けて構成企業が利用料金を徴収することは可能です。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|---|------|----|-----|-----|---|-----|---|-----|-------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 006 | 入札説明書 | 9 | 5 | 第2 | 6 | | | | | | | 事業スケジュール | 複合施設の建設期間は、令和12年12月までとなっていますが、一部の備品の設置は、開業準備業務に影響がなければ開業準備期間に行っても問題ないという理解でよろしいでしょうか。 | 複合施設の什器・備品の調達設置に係る費用は、サービス対価A-1及びA-4に含まれることから、什器・備品は複合施設の引き渡しまでに設置する必要があります。 |
| 007 | 入札説明書 | 9 | 5 | 第2 | 6 | | | | | | | 事業スケジュール | 複合施設の建物の引渡時期と備品の引渡時期を別に設定することは可能でしょうか。 | 複合施設の什器・備品の調達設置に係る費用は、サービス対価A-1及びA-4に含まれることから、什器・備品は複合施設の引き渡しまでに設置する必要があります。 |
| 008 | 入札説明書 | 12 | 9 | 第3 | 3 | (1) | | | | | | 募集・選定スケジュール | 競争的対話でお聞きした貴市のご意向やご要望を最大限計画に反映したく、修正が可能な早期に競争的対話を実施いただけないでしょうか。 また計画がまとまった段階でも、再度コストや運営等についてご意向をお伺いするため、8月中旬～下旬頃に2回目の競争的対話を実施いただきたく、計2回の対話を希望致します。 | スケジュールの変更は予定していません。なお、市の事業に対する考え方については、「次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりプラン～鹿沼公園・複合施設整備基本計画～」 (https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/1015393/index.html) やこれまで実施した個別対話の結果等 (https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/1015393/1033938.html) をご覧ください。なお、不足する情報がありましたら、入札説明書等に関する質問（2回目）においてご質問ください。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|-------------|--|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 009 | 入札説明書 | 12 | 9 | 第3 | 3 | (1) | | | | | | 募集・選定スケジュール | <p>公告資料の内容について貴市のご意向を確認させていただくため、可能であれば早期に競争的対話を追加で実施いただけませんか。</p> <p>現行の入札書記載の日程では、提案書の提出までに約2か月しかなく、対話内容を十分に反映させることが難しいと考えております。</p> <p>より充実した提案とするためにも、競争的対話の機会を早期、できれば6月頃に追加していただけないでしょうか。</p> | <p>スケジュールの変更は予定していません。なお、市の事業に対する考え方については、「次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりプラン～鹿沼公園・複合施設整備基本計画～」 (https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/1015393/index.html) やこれまで実施した個別対話の結果等 (https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/1015393/1033938.html) をご覧ください。なお、不足する情報がありましたら、入札説明書等に関する質問（2回目）においてご質問ください。</p> |
| 010 | 入札説明書 | 12 | 9 | 第3 | 3 | (1) | | | | | | 募集・選定スケジュール | <p>落札者決定の時期の前倒し、または基本協定および仮契約の締結時期を後ろ倒ししていただけますでしょうか。</p> <p>落札者決定以降、SPCの設立手続きに1.5か月程度を要するため、SPC設立期間を確保できるように、当該期間を考慮したスケジュール設定いただきたく存じます。</p> | <p>基本協定締結や仮契約の締結時期については、状況に応じて可能な限り調整しますが、スケジュールの大幅な変更は困難です。落札者決定（見込み）から基本協定締結、SPC設立に至る手続きが迅速に行えるよう、ご準備をお願いいたします。</p> |
| 011 | 入札説明書 | 12 | 9 | 第3 | 3 | (1) | | | | | | 募集・選定スケジュール | <p>入札参加表明書を提出後、提案書の提出に至らず辞退した場合、何らかのペナルティはあるでしょうか。</p> | <p>ありません。</p> |
| 012 | 入札説明書 | 12 | 14 | 第3 | 3 | (1) | | | | | | 募集・選定スケジュール | <p>第1回目の回答公表が6月3日、第2回目の回答公表が7月2日とされていますが、参加資格申請に関する質問回答につきましては、可能な限り早期にご公表いただけませんか。</p> | <p>可能な場合には早期の公表を検討します。</p> |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|-----|---|-----|---|-----|-------------|--|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 013 | 入札説明書 | 12 | 14 | 第3 | 3 | (1) | | | | | | 募集・選定スケジュール | 第一回目の回答公表が6/3、第二回目の回答公表が7/2となっているが、それぞれ参加資格申請に関連する質問は早めに公表いただけませんか。 | 可能な場合には早期の公表を検討します。 |
| 014 | 入札説明書 | 12 | 23 | 第3 | 3 | (1) | | | | | | 募集・選定スケジュール | <p>公告資料内容について貴市のお考えの確認のため、なるべく早期に競争的対話を追加実施いただけませんか。</p> <p>8月上旬のタイミングで対話を実施いただいても提出まで2か月程度の猶予しかなく提案への反映が難しいと考えます。</p> <p>貴市の意向と事業者の考えを適切にすり合わせ、よりよい提案とするために競争的対話が重要だと考えているため、競争的対話をなるべく早期+8月中旬～下旬頃の2回実施いただきたいと考えます。</p> | <p>スケジュールの変更は予定していません。なお、市の事業に対する考え方については、「次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりプラン～鹿沼公園・複合施設整備基本計画～」</p> <p>(https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/1015393/index.html) やこれまで実施した個別対話の結果等</p> <p>(https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/1015393/1033938.html) をご覧ください。なお、不足する情報がありましたら、入札説明書等に関する質問（2回目）においてご質問ください。</p> |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|-----|-------------|---|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | | |
| 015 | 入札説明書 | 12 | 23 | 第3 | 3 | (1) | | | | | | | 募集・選定スケジュール | <p>本事業は債務負担行為が12月の承認及び2026年3月承認されたものであり、中東情勢による建設費の上昇は見込まれていないと見受けられます。昨今の中東情勢緊迫化に伴う資機材価格の高騰等の影響については、基本的には「サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法」に定められた「着工前の物価変動による改定」が該当するかと考えますが、一般的な物価指数では対応しきれないほどの大幅な価格上昇の可能性も十分に想定され、当方の提案内容に甚大な影響を及ぼす懸念がございます。つきましては、より適切な提案を構築する観点からも、公告期間中の出来るだけ早期に物価変動への対応方法の確認及び協議を行うための競争的対話の機会を別途設けていただけませんか。</p> <p>また上記のような早期の対話機会を設けていただけることを前提として、上記対話後の作業も鑑み、現行の8月上旬の競争的対話は8月下旬～末頃にご変更いただけませんか。</p> | <p>スケジュールの変更は予定していません。なお、不足する情報がありましたら、入札説明書等に関する質問（2回目）においてご質問ください。</p> |
| 016 | 入札説明書 | 12 | 30 | 第3 | 3 | (1) | | | | | | | 募集・選定スケジュール | <p>SPCの設立手続きに影響するため、落札者決定を前倒しいただくまたは仮契約締結を後ろ倒しいただけませんでしょうか。</p> | <p>基本協定締結や仮契約の締結時期については、状況に応じて可能な限り調整しますが、スケジュールの大幅な変更は困難です。落札者決定（見込み）から基本協定締結、SPC設立に至る手続きが迅速に行えるよう、ご準備をお願いいたします。</p> |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|-----|-----|-----|---|-----|--------------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 017 | 入札説明書 | 13 | 23 | 第3 | 3 | (2) | イ | (イ) | | | | 提出方法 | 質問者が「質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある」と考える質問は、提出時に「非公表希望」と記載してよろしいでしょうか。 | 基本的には、全ての質問の回答を公表することが前提であるとお考えください。非公表希望とご記載いただいても、公表する可能性があります。 |
| 018 | 入札説明書 | 15 | 14 | 第3 | 3 | (2) | エ | (イ) | b | | | 競争的対話の実施 | 必須出席者はありますでしょうか（統括管理責任者等） | 競争的対話への出席者についての条件・制限はありません。対話を円滑かつ実効性のあるものとするため、対話のテーマに応じた主要な担当者の方が出席されることを想定しています。 |
| 019 | 入札説明書 | 15 | 25 | 第3 | 3 | (2) | エ | (イ) | c | | | c 競争的対話の結果通知 | 対話結果を公表する場合、公表内容等について当該入札参加者との事前調整、事前確認が行われると考えてよろしいでしょうか。 | 競争的対話を実施した結果、競争性・公平性の観点から、他の入札参加者に周知することが妥当であると市が判断した事項については、ホームページへの掲載により公表します。 この場合、対話事項と回答そのものを公表するのではなく、周知することが必要と判断した要求水準等の解釈や考え方等に限定して公表する予定です。対話事項と回答の概要を提示しないと意図が通じない場合も想定されますが、そのような場合には、当該対話を行った入札参加者に対して、公表内容の事前確認を行います。 |
| 020 | 入札説明書 | 17 | 1 | 第3 | 3 | (2) | キ | | | | | ヒアリングの実施 | ヒアリングについては提案書の内容を抜粋したパワーポイント等を使用し、模型や動画の使用は不可との認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。ヒアリングにおいて使用できる資料は、事前に提出された提案審査書類の範囲内に限られます。 |
| 021 | 入札説明書 | 18 | 12 | 第3 | 3 | (4) | | | | | | 入札予定価格 | 入札後に中東情勢の影響による物価上昇スライドが生じた場合は、増額分を別途予算確保していただけたと考えてよろしいでしょうか。 | ご指摘のような事態が事業契約別紙1-69の「不可抗力」の定義に該当するかどうかについては、具体的な事案に応じて個別に判断することになりますが、不可抗力と判断された場合は、事業契約書（案）別紙9に従い市と事業者で負担することになります。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|-------------------|--|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 022 | 入札説明書 | 18 | 12 | 第3 | 3 | (4) | | | | | 入札予定価格 | 参考価格で「複合施設整備」と「公園整備」の個別価格を教えてください。 | 提案の柔軟性を確保するため、予定価格の内訳を示すことは想定していません。 |
| 023 | 入札説明書 | 20 | 13 | 第4 | 1 | (2) | | | | | 代表企業の要件 | 代表企業の要件として「本事業を円滑に進めるために全体統括・連絡調整を行うこと」とありますが、これはP6表2-2にある統括管理業務のうち統括マネジメント業務の一部ということで、代表企業が必ず担う業務は統括マネジメント業務の一部という理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書において「統括管理業務は、代表企業が実施すること。ただし、代表企業の責任の下、代表企業以外の構成企業又は協力企業が統括管理業務の一部を担うことは認める。」としており、統括管理業務全体に責任があり、各業務に関与することが求められます。 |
| 024 | 入札説明書 | 20 | 13 | 第4 | 1 | (2) | | | | | 代表企業の要件 | 代表企業の要件として「本事業を円滑に進めるために全体統括・連絡調整を行うこと」とありますが、統括マネジメント業務のうち、全体統括・連絡調整以外の業務については、他の構成員が統括管理企業として担うことは可能でしょうか。 | 要求水準書において「統括管理業務は、代表企業が実施すること。ただし、代表企業の責任の下、代表企業以外の構成企業又は協力企業が統括管理業務の一部を担うことは認める。」としており、統括管理業務全体に責任があり、各業務に関与することが求められます |
| 025 | 入札説明書 | 21 | 1 | 第4 | 2 | | | | | | 入札参加者の備えるべき参加資格要件 | 事業者提案施設を行う企業は参加申請する必要はなく、提案書に記載をすれば宜しいでしょうか。もし必要である場合はよりよい提案を行うためにも提案書提出締切まで追加、変更をお認めいただきたい。 | 事業者提案施設の設置にあたっては、事業者、構成企業又は協力企業のいずれかの実際に施設を設置する主体に対して設置管理許可を付与します。施設の所有は、設置管理許可を受けた事業者となりますが、運営においては提案書類で委託予定とする第三者若しくは市が個別に承諾を行った第三者への委託を認めるものとします。 |
| 026 | 入札説明書 | 21 | 1 | 第4 | 2 | | | | | | 入札参加者の備えるべき参加資格要件 | 複合施設内に飲食・物販施設を設ける場合、その自主事業を行う企業は参加申請する必要はなく提案書に記載をすれば宜しいでしょうか。もし必要である場合はよりよい提案を行うためにも提案書提出締切まで追加、変更をお認めいただきたい。 | 自主事業は事業者が実施するものとしており、行政財産の目的外使用許可を事業者に対して行います。運営においては、構成企業、協力企業又は提案書類で委託予定とする第三者若しくは市が個別に承諾を行った第三者への委託を認めるものとします。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|-----|-----|-----|---|-----|----------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 027 | 入札説明書 | 21 | 2 | 第4 | 2 | (1) | | | | | | 共通する参加要件 | 統括管理業務の一部を担う企業は、共通する参加要件を満たしていれば、個別の要件は問われない、という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 028 | 入札説明書 | 22 | 11 | 第4 | 2 | (2) | | | | | | 業務別の参加資格要件 | いずれの企業にも該当しない企業（統括管理業務支援）は「(1)共通する参加資格要件」を満たせばよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 029 | 入札説明書 | 22 | 11 | 第4 | 2 | (2) | | | | | | 業務別の参加資格要件 | 業務別に資格要件が設定されていますが、業務を横断することは可能でしょうか。公園のトイレ清掃を複合施設の維持管理企業が行うなどの業務の横断を想定しています。 | 要求水準を満たすことを前提に、業務を横断的に分担することは可能です。ご質問の例においては、複合施設の維持管理に係る参加資格要件と、公園の維持管理に係る参加資格要件の双方を有する必要があります。 |
| 030 | 入札説明書 | 22 | 14 | 第4 | 2 | (2) | ア | | | | | 設計企業（設計業務を行う者） | 事前調査業務の効率化及びコスト抑制の観点から、一部建設企業が実施した方が適していると考えられるものについては提案書に明記することで建設企業にて実施可能との理解で宜しいでしょうか。 | 建設企業が、設計業務に含める事前調査等を行うことは可能です。 |
| 031 | 入札説明書 | 22 | 21 | 第4 | 2 | (2) | ア | (ア) | b | | | 建築設計を行う者 | 新築、改築又は増築に係る設計実績との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 032 | 入札説明書 | 22 | 21 | 第4 | 2 | (2) | ア | (ア) | b,c | | | 建築設計を行う者 | b、cの要件について、同一の案件で要件を満たす必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|-----|-----|-----|---|-----|----------------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 033 | 入札説明書 | 23 | 10 | 第4 | 2 | (2) | イ | (イ) | | | | 参加資格要件 | 例えば複合施設と公園管理事務所の施工を分ける乙型JVで参加を検討している場合も1社がすべての要件を満たしていれば良いという認識でよろしいでしょうか。 | 乙型JVにおいては、構成員それぞれが分担する工事の対象物に応じて、資格や実績等の要件を満たしている必要があると考えます。 一方、ご質問の例の場合は、複合施設の工事を担う企業が、全ての参加資格要件を満たし、公園管理事務所の工事を行う企業は、「b 国、地方公共団体が発注した延床面積4,000 m ² 以上の公共施設の建築一式工事（平成23年度以降に完了した新築工事、改築工事又は増築部分が当該面積以上の増築工事に限る。）について、元請としての施工実績を有していること。」を有していなくても参加資格要件を満たすものとします。 |
| 034 | 入札説明書 | 23 | 27 | 第4 | 2 | (2) | イ | (イ) | | | | 土木設計（公園設計）を行う者 | 都市計画運用指針第13版（令和7年3月国土交通省）における「近隣公園」の標準面積以上とありますが、2haが標準面積との認識で良いでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 035 | 入札説明書 | 24 | 31 | 第4 | 2 | (2) | ウ | (ウ) | | | | 解体工事の工事監理を行う者 | 解体工事の監理について、要求水準を満たすことを前提に、監理方法については事業者の判断に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。 | 解体工事の監理方法については、要求水準を満たすことを前提に、事業者の提案に委ねます。 |
| 036 | 入札説明書 | 25 | 5 | 第4 | 2 | (2) | ウ | (ウ) | c | | | 解体工事の工事監理を行う者 | 「解体工事（平成23年度以降に完了した新築工事に限る。）の工事監理業務」とありますが、「（平成23年度以降に完了した解体工事に限る。）」と読み替えて問題ないでしょうか。 | ご指摘の箇所は、「（平成23年度以降に完了した工事に限る。）」の誤りです。該当箇所を修正します。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|---|------|---|-----|---|-----|---|-----|---------------|--|---|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 037 | 入札説明書 | 25 | 5 | 第4 | 2 | (2) | ウ | (ウ) | c | | 解体工事の工事監理を行う者 | 「国、地方公共団体が発注した解体工事の工事監理業務の元請実績を有していること。」とありますが、これは新築工事や増築工事等に含まれる解体工事の監理実績（契約としては新築工事の監理業務だが、業務内容に解体工事監理が含まれる場合。）であっても、要件を満たすものと理解してよろしいでしょうか。 | 契約の主たる業務内容が新築・増築工事であっても、その業務範囲の中に、建築物の解体・撤去に係る工事監理が明確に含まれており、それを元請として履行したことが契約書等で確認できる場合は、解体工事の工事監理実績として認めます。 | |
| 038 | 入札説明書 | 25 | 5 | 第4 | 2 | (2) | ウ | (ウ) | c | | 解体工事の工事監理を行う者 | 前項が認められる場合、解体工事は必ずしも「工事監理」の対象とはされていないため、契約書や仕様書内に解体工事の監理について直接の記載がない場合も多いかと存じますが、工事の一部に解体が含まれていることを示す書類があれば、証明書類として有効と理解してよろしいでしょうか。 | 契約の主たる業務内容が新築・増築工事であっても、その業務範囲の中に、建築物の解体・撤去に係る工事監理が明確に含まれており、それを元請として履行したことが契約書等で証明できる場合は、解体工事の工事監理実績として認めます。 | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----------------|--|---|---|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 039 | 入札説明書 | 25 | 23 | 第4 | 2 | (2) | オ | (ア) | | | | | 「複数の者で実施する場合は、a又はbの要件を満たす者をそれぞれ1者以上含めること。」について、 入札資格審査においては、それぞれ1者以上含んでいる時点で適格となり、 aの要件を持つ社が、aに類する業務を担当するかどうかは不問（定性審査の業務実施体制の評価対象にはなるが、入札資格審査には影響しない）と考えてよいでしょうか。 たとえば、 aの要件を満たすA社の協力のもと、貸室業務をB社が担う、あるいは、 bの要件を満たすB社の協力のもと、子どもスペース運営をA社が担う、という場合など | ご指摘の記載箇所については、そのような解釈も可能ですが、そのような体制の構築を意図するものではありません。 |
| 040 | 入札説明書 | 25 | 27 | 第4 | 2 | (2) | オ | (ア) | b | 児童館又は児童館に類似した施設 | 児童館に類似した施設について、貴市が考えている条件を教えてください。 | 保育や子どもの見守り業務を行い、かつその施設の運営を行っている場合は実績に該当します。 | | |
| 041 | 入札説明書 | 25 | 27 | 第4 | 2 | (2) | オ | (ア) | b | 児童館又は児童館に類似した施設 | 当案件と同程度規模の子どものためのスペース（「キッズスペース」等の名称）があり、「こどもトイレ」「ベビーケアルーム」「ベビーカー置き場」の設備を備え、児童や親子向けのワークショップ等を開催し、日常的に児童や親子の利用がある施設であれば、「児童館に類似する施設」とみなしてよいでしょうか？イエスノーでの回答が難しい場合、方向性について見解・示唆だけでもいただけますようお願いいたします。 | 保育や子どもの見守り業務を行い、かつその施設の運営を行っている場合は実績に該当します。 | | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----------------|---|--|----|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 042 | 入札説明書 | 25 | 27 | 第4 | 2 | (2) | オ | (オ) | b | 児童館又は児童館に類似した施設 | 条例上の設置目的が「青少年の活動や交流」の青少年プラザは、「児童館に類似した施設」に該当するでしょうか？ | 保育や子どもの見守り業務を行い、かつその施設の運営を行っている場合は実績に該当します。 | | |
| 043 | 入札説明書 | 25 | 27 | 第4 | 2 | (2) | オ | (オ) | b | 児童館又は児童館に類似した施設 | 条例上の設置目的が「子どもたちへの体験機会の提供」および「青少年の健全な育成」の施設であれば、「児童館に類似した施設」に該当するでしょうか？ | 保育や子どもの見守り業務を行い、かつその施設の運営を行っている場合は実績に該当します。 | | |
| 044 | 入札説明書 | 25 | 27 | 第4 | 2 | (2) | オ | (オ) | b | 運営（常時の見守り等を含む） | 「運営（常時の見守り等を含む）」の（ ）の解釈について、下記のどちらになりますでしょうか。 ①「運営」の解釈に、常時の見守り等を含む。 施設の運営を担っていればもちろん該当するが、運営を担ってなくても、常時の見守り等業務を担っていれば運営実績とみなす。 ②「常時の見守り等を含む運営」のみを運営実績として認める。 施設の運営を担っていても、常時の見守り等を業務に含んでいないと運営実績とみなさない。 | 保育や子どもの見守り業務を行い、かつその施設の運営を行っている場合は実績に該当します。 | | |
| 045 | 入札説明書 | 25 | 27 | 第4 | 2 | (2) | オ | (オ) | b | 運営（常時の見守り等を含む） | 「運営（常時の見守り等を含む）」とは、「児童館又は児童館に類似した施設」の運営業務の代表企業であれば該当しますか？ | 保育や子どもの見守り業務を行い、かつその施設の運営を行っている場合は実績に該当します。 | | |
| 046 | 入札説明書 | 25 | 27 | 第4 | 2 | (2) | オ | (オ) | b | 運営（常時の見守り等を含む） | 「運営（常時の見守り等を含む）」とは、「児童館又は児童館に類似した施設」の巡回業務を含んでいれば該当しますか？ | 巡回業務の内容により、該当するものと認められる可能性はありますが、一般には該当しないものと考えます。 | | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|----------------|---|--|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 047 | 入札説明書 | 25 | 27 | 第4 | 2 | (2) | オ | (オ) | b | | 運営（常時の見守り等を含む） | 「運営（常時の見守り等を含む）」とは「児童館又は児童館に類似した施設」の受付・案内業務を扱っていれば該当しますか。 | 施設の「受付・案内業務」のみの実績では該当しません。 | |
| 048 | 入札説明書 | 25 | 27 | 第4 | 2 | (2) | オ | (オ) | b | | 運営（常時の見守り等を含む） | 「運営（常時の見守り等を含む）」とは、「児童館又は児童館に類似した施設」を含む複合施設の、総合受付・案内を担当している場合は該当しますか。 | 複合施設全体の「総合受付・案内」のみの実績では該当しません。 | |
| 049 | 入札説明書 | 27 | 4 | 第4 | 3 | | | | | | その他 | 市内企業の育成や地域経済の振興に配慮して事業を実施すること。とありますが、「落札者決定基準」の評価項目では「市内企業の活用」は記載があるものの、地元企業の育成までは記載が内容に思われます。地元企業の育成を行った場合には加算されるのでしょうか。 | 提案内容の審査における得点の可能性について言及することができませんが、市内企業の育成は要求水準で求めている事項であり、創意工夫を活かしたより良い提案を期待しております。 | |
| 050 | 入札説明書 | 31 | 10 | 第6 | 2 | | | | | | 事業契約の概要 | 当施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか | 本施設をSPCの所在地として登記することを認めます。 | |
| 051 | 入札説明書 | 31 | 10 | 第6 | 2 | | | | | | 事業契約の概要 | 本施設内にSPCを設立しても宜しいでしょうか。 | 本施設をSPCの所在地として登記することを認めます。 | |
| 052 | 入札説明書 | 37 | 1 | | | | | | | | 事業スキーム | 事業者提案施設について、「設置許可（公園内）」を受ける主体は、SPCではなく、運営企業（事業者提案施設運営）が直接受けるという理解でよろしいでしょうか。 | 事業者提案施設の設置にあたっては、事業者、構成企業又は協力企業のいずれかの実際に施設を設置する主体に対して設置管理許可を付与します。施設の所有は、設置管理許可を受けた事業者となりますが、運営においては提案書類で委託予定とする第三者若しくは市が個別に承諾を行った第三者への委託を認めるものとします。 | |
| 053 | 入札説明書 | 37 | 1 | | | | | | | | 事業スキーム | 自動販売機や登録団体ロッカーについて、行政財産の目的外使用許可はSPCに対して行われるのでしょうか。 | ご指摘の自主事業について、目的外使用許可はSPC（事業者）に対して付与します。 | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|-----|-----|-----|---|-----|--------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 054 | 要求水準書 | 4 | 11 | 第1 | 3 | (3) | | | | | | 事業期間 | 事業者提案施設については都市計画変更手続きが完了していればどのタイミングで整備・運営開始しても良いという認識で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 055 | 要求水準書 | 4 | 16 | 第1 | 3 | (3) | | | | | | 事業期間 | 「鹿沼公園の現指定管理期間中に着工する場合は現指定管理者と連携・調整の上改修工事に当たること」とありますが、現時点で想定している施工条件をご教示いただけないでしょうか。（工事が出来ない時間・イベント等） | 現時点において、特定の施工条件はありません。 |
| 056 | 要求水準書 | 5 | 4 | 第1 | 3 | (3) | | | | | | 事業期間 | 令和〇〇年〇月「まで」との記載がございましたが、全て当該月の最終日までに実施すれば宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 057 | 要求水準書 | 13 | 25 | 第1 | 8 | (1) | | | | | | 施設の引渡し | 「事業者は、事業期間終了に当たり、施設の劣化状況の調査を行い、引継ぎに向けて修繕や更新の必要性を検討し、事業期間終了までに必要な修繕・更新を終了すること。」と記載がありますが、劣化状況の調査を実施する時期については「事業終了の3年前」等、具体的に想定されていますでしょうか。 | 事業期間終了日に可能な限り近い時点を想定しており、事業契約書（案）第77条では「1年前までに、本施設及び設備機器並びに備品等の改修、修繕又は更新の必要性を検討」することを求めていること、調査もその段階で行うことになるものと考えております。 なお、具体的な実施時期は事業者の提案に委ねます。 |
| 058 | 要求水準書 | 16 | 1 | 第2 | 1 | (2) | 図 | 2-1 | | | | ゾーニング | 図2-1 鹿沼公園のゾーニングイメージに示される「複合施設ゾーン」が白鳥池をまたぐゾーニングとなっているが、このゾーニングに意図がありますでしょうか？ | ゾーニングイメージは、あくまで想定される機能配置を大まかに示したものであり、特別な意図はありません。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|------|---|-----|---|-----|-----------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | | (a) |
| 059 | 要求水準書 | 18 | 6 | 第2 | 2 | (2) | | | | | | 立体都市公園制度の適用 | 「立体的区域（まちづくりセンター窓口の位置、形状及び屋上部分の高さ）」とは、窓口待合スペースやまちづくりセンター事務室は含まないものとしてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 060 | 要求水準書 | 18 | 6 | 第2 | 2 | (2) | | | | | | 立体都市公園制度の適用 | 「立体都市公園として都市計画決定する立体的区域」とは、まちづくりセンター窓口の直上階屋上のみを指し、中間階あるいは下階に別機能が入る場合（公園エリアが最大3階屋上となる）は認められないと理解するべきでしょうか。 | 立体的区域とは、まちづくりセンター窓口の位置、形状、高さを指し、定めた高さから上部に都市公園法が及ぶ空間を作るもので、まちづくりセンター窓口は1階に配置し、その上部の屋上となる区域となります。なお、まちづくりセンター窓口の2階、3階にフロアを配置することはできません。 |
| 061 | 要求水準書 | 19 | 1 | 第2 | 2 | (3) | 表2-2 | | | | | 公園面積 | 表2-2内の上限値の欄に記載がある「公園面積」は新鹿沼公園区域（59.563㎡）と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 062 | 要求水準書 | 19 | 6 | 第2 | 2 | (3) | 表2-2 | | | | | 鹿沼公園における建築面積の制限 | 表2-2について、区分①の対象となる面積の「複合施設(コミュニティ室、…、関連する共用部分)」とは具体的にはどこを指すかご教示下さい。 | 対象となる具体的な面積は、表2-3に記載している各施設・室の項目及び床面積の区分を参照してください。 |
| 063 | 要求水準書 | 20 | 11 | 第2 | 2 | (3) | | | | | | 鹿沼公園における建築面積の制限 | 「B2：図書館管理運営のためのスペース」は、表2-7(p.38)に記載される室の面積の合計であり、バックヤードエリアの廊下は含まれないものとしてよろしいか。 | 図書館の管理運営のためのスペースの面積には、廊下等の面積も含まれます。なお、表2-7に示す各室の面積は参考であり、これを上回る面積とすることも可能です。 |
| 064 | 要求水準書 | 22 | 13 | 第2 | 2 | (4) | 表2-4 | | | | | 周辺のインフラ整備状況 | 既存の電力引き込みは低圧での引き込みでしょうか。または高圧での引き込みでしょうか。 | 現図書館の引き込みは高圧、鹿沼公園南側の引き込みは低圧です。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|-----|---|-----|---|-----|---------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 065 | 要求水準書 | 23 | 2 | 第2 | 2 | (6) | | | | | | その他 | 白鳥池は市登録史跡となっているとの記載がありますが、施工、維持管理、運営をおこなううえで特別に手続きが必要になるのであれば、ご教示頂けませんでしょうか。 | 白鳥池は所定の届出を行えば形状変更が可能です。施工前に事業者が市の文化財課に変更届を提出します。（土地の所有者である市の市長印の押印が必要な届出です。）文化財審議会への諮問は不要です。 |
| 066 | 要求水準書 | 23 | 2 | 第2 | 2 | (6) | | | | | | その他 | 実施方針等に関する個別対話の結果No.62に白鳥池の面積や形状を変更する際は文化財審議会への諮問が必要となりますという回答がございましたが、どの程度の変更から諮問が必要となるのでしょうか。 | 白鳥池の面積や形状の変更は文化財審議会の諮問対象外となります。 |
| 067 | 要求水準書 | 23 | 2 | 第2 | 2 | (6) | | | | | | その他 | 文化財審議会への諮問はどのタイミングで実施されるのでしょうか。基本設計終了後都市計画変更手続きと並行して実施される想定でしょうか。 | 白鳥池の面積や形状の変更は文化財審議会の諮問対象外となります。 |
| 068 | 要求水準書 | 25 | 33 | 第2 | 3 | (2) | | | | | | 配置計画 | 「各ゾーンにまたがる公園施設は認めない」とありますが、ゾーン間をつなぐ日除け屋根、パーゴラ等の工作物も不可でしょうか。 | 各ゾーンをまたぐ公園施設の整備は想定しておりません。 |
| 069 | 要求水準書 | 26 | 19 | 第2 | 3 | (3) | | | | | | 動線計画 | 屋上公園エリアと屋上エリアに移動できる複数のルートは、防犯のため、事業者が任意で利用可能時間を制限しても良いでしょうか。 | 屋上公園エリアの開園時間は、事業者の提案に基づき、市との協議で決定するものとします。 |
| 070 | 要求水準書 | 26 | 19 | 第2 | 3 | (3) | | | | | | 動線計画 | 「徒歩で屋上公園エリアに移動できる動線」は斜路ではなく階段を設け、移動円滑化経路としては「複合施設の建物内のエレベーター」による動線と考えて宜しいでしょうか。 | ご質問のような提案も認められます。 |
| 071 | 要求水準書 | 27 | 15 | 第2 | 4 | (2) | ア | | | | | 環境負荷低減性 | 太陽光発電の最低限の容量をご教示ねがいます。 | 具体的な数値基準は設定していません。事業者の提案によるものとします。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|-----|---|-----|---|-----|-----|----------|--|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 072 | 要求水準書 | 27 | 30 | 第2 | 4 | (2) | ア | | | | | | ア 環境負荷低減 | CASBEE認証の取得時期は業務期間内と記載がありますが、工事完了までと読み替えてよいでしょうか。 | 要求水準書では、「事業期間内において」CASBEEによる評価を行い、Aランクの確保が確認できることとしていますが、「工事完了までの間において」と読み替えてください。 なお、CASBEEの認証取得は求めておりません。 |
| 073 | 要求水準書 | 28 | 25 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | | イ 機能維持性 | 本施設は広域避難所として指定されておりますが、避難者用の物資備蓄スペースの設置・確保については、施設整備の要件として求められないという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 074 | 要求水準書 | 28 | 25 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | | 機能維持性 | 災害対策活動拠点としての具体的な利用想定イメージや必要諸条件があればご教示下さい。 | 大野北公民館の風水害時避難場所は、台風や豪雨等により、洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための一時的な避難先となることを想定しています。 大野北まちづくりセンターの現地対策班は、災害時応急対策活動拠点として、主に、区本部との連絡調整、所管区域内の避難所等及び救護所、防災関係機関等との連絡調整などの業務を想定しています。 |
| 075 | 要求水準書 | 28 | 25 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | | 機能維持特性 | 本事業において、広域避難場所として利用される場合、事業者が対応する内容をお示しください。 | 市による避難場所等の運営が円滑に行われるよう、施設や敷地の提供・開放、市職員との連携・状況確認等に協力していただくことを想定しています。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|-----|---|-----|---|-----|--------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 076 | 要求水準書 | 28 | 27 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | 建設工事 | 鹿沼公園は工事期間中も広域避難場所として利用できるよう配慮するとありますが、工事期間中に確保すべき避難有効面積、避難動線、出入口、仮設照明等の最低条件があればご教示ください。（供用しながら施工する際の防災機能確保水準を把握するため。） | 工区割の中で一般市民が入れる空間を確保することが可能であれば、広域避難場所として使用できる範囲をできるだけ広く確保するような配慮を求めますが、避難有効面積、避難動線、出入口、仮設照明等の最低条件はございません。 |
| 077 | 要求水準書 | 28 | 27 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | 機能維持性 | 「工事期間中も、広域避難場所として利用できるよう・・・」とありますが、その際に工事工期延長について協議していただくことは可能でしょうか。 | 工事期間中についても、広域避難場所としての利用が想定されますが、広域避難場所として必要な面積を確保しながら工事を進めることは効率的ではないことから、特別な要件を求める事は考えておりません。一方で災害時に周辺住民の方が一時避難される可能性もあることから、規模は問いませんがオープンスペースの確保をしていただきたく存じます。 また、工事期間中に災害が発生し、広域避難場所として利用されたことにより工事に影響が生じた場合は、不可抗力としての可能性も考慮し個別の事情を判断して、対応を検討することになります。 |
| 078 | 要求水準書 | 28 | 29 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | 機能維持特性 | 本事業において、風水害時避難場所として指定された場合、事業者が対応する内容をお示しください。 | 風水害時避難場所は、台風や豪雨等により、洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための一時的な避難先となっていることを踏まえ、市による避難場所等の運営が円滑に行われるよう、施設や敷地の提供・開放、市職員との連携・状況確認等に協力していただくことを想定しています。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|-----|---|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 079 | 要求水準書 | 28 | 34 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | | 非常用発電設備の対象負荷・容量設定について 要求水準書(P.27～28)において、複合施設に72時間以上の電力供給機能を有する非常用発電設備の設置が求められている。負荷対象として「複合施設内の貸室の一部(大会議室を想定)、事務室、廊下等の電灯、非常用電源コンセント、通信機器等」とされ、「対象の諸室等は本市と事前に協議して決定」とあるが、見積もりおよび設備容量算定の前提を確定させるため、以下ご教示いただきたい。 (1) 対象諸室の具体化について 非常用電源を供給する貸室・事務室の具体的な室名・室数を提示いただきたい。「大会議室を想定」とあるが、これは確定事項か、他の貸室も対象となる可能性はありますでしょうか。 | 貸室は大会議室を想定しており、事務室はすべての事務室を想定していますが、提案により、その他の諸室やスペース等を対象とすることは差し支えありません。 |
| 080 | 要求水準書 | 28 | 34 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | | (3) EV(エレベーター)の扱いについて 災害対策活動拠点としての機能維持の観点から、非常用発電によるEV運転(少なくとも1基)の要否についてご教示いただきたい。 | 災害時における高齢者や障がい者等の垂直移動(バリアフリー対応)、および物資搬送等の防災活動の観点から、非常用発電により少なくとも1基のエレベーターが稼働できるシステム(非常用マニュアル運転等含む)を構築することを必須要件とします。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|-----|---|-----|---|-----|-------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 081 | 要求水準書 | 28 | 34 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | | (4) 設計進行中・施工中の対象範囲変更時の対応について 設計進行中の協議結果により対象負荷が増加し、発電機容量・燃料タンク(オイルタンク)容量・設置スペース等の仕様変更が必要となった場合の取扱いをご教示いただきたい。当初想定を超える容量変更が発生した場合の費用負担および工期影響の整理についても、合わせてご確認いただきたい。 | 契約締結後、市の追加要望等により当初の要求水準を明らかに超える設計変更が生じた場合は、事業契約書（案）の規定に基づき、費用負担や工期影響について市と事業者間で協議を行います。 |
| 082 | 要求水準書 | 28 | 37 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | | (2) 共用部の対象範囲について「廊下等の電灯」とあるが、対象は全廊下か、主要動線のみか。また、階段室、EVホール、トイレ、ロビー等の共用部について、電灯・コンセント・換気の各設備の対応範囲をご教示いただきたい。 | 災害時や停電時における避難者や利用者、施設管理者、職員等の安全な移動・活動を確保するため、主要な避難動線（主要な廊下、階段室、エレベーターホール、ロビー等）の電灯、および防災拠点として使用する範囲のトイレの換気・電灯を想定します。詳細な回路構成や範囲については事業者の提案によります。 |
| 083 | 要求水準書 | 29 | 3 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | 機能維持性 | 災害に備え勝因の非常用食料を備蓄できるスペースを確保すること。とありますが、市の職員のみでしょうか。何名配置を予定していますか。 | 災害等が発生した場合には大野北まちづくりセンターに現地対策班が設置されます。市職員（任期付短時間勤務職員を含む）が最大で21名配置される見込みです。 |
| 084 | 要求水準書 | 29 | 5 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | 機能維持性 | 「本市が準備するデジタル簡易無線等の通信・情報機能を設置できるようにすること」と記載がありますが、デジタル簡易無線等の通信・情報機能の維持管理業務は、市が実施する認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 085 | 要求水準書 | 29 | 7 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | 機能維持性 | 災害による断水時、飲料水の確保については受水槽の水を利用するのか備蓄倉庫の保管水（ペットボトル等）で対応するのか、どちらか想定はありますか。 | 現時点でどちらかは想定していません。提案により災害対応を拡充することは差し支えありません。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|-----|-------|-----|---|-----|-----------------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 086 | 要求水準書 | 29 | 7 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | 機能維持性 | 「上水道が途絶した場合でも、緊急遮断弁付受水槽や雨水利用設備等の活用など、最低限の給水機能を確保すること。」と記載ありますが給水量の最低限の数値をご教示ねがいます。 | 具体的な数値基準は設定していません。 |
| 087 | 要求水準書 | 29 | 7 | 第2 | 4 | (3) | イ | | | | | 機能維持性 | 「上水道が途絶した場合でも、緊急遮断弁付受水槽や雨水利用設備等の活用など、最低限の給水機能を確保すること」とありますが、飲料用ではないという理解でよろしいでしょうか。 | 必ずしも、飲用水として活用することを求めるものではありません。 |
| 088 | 要求水準書 | 29 | 12 | 第2 | 4 | (3) | ウ | | | | | 安全性 | 現状の災害時の緊急車両の動線や寄り付きについてご教示願います。 | 公園に関しては、現状は特段定めなく、駐車場内での対応としています。 |
| 089 | 要求水準書 | 37 | 18 | 第2 | 5 | (2) | ア | | | | | 諸室計画 | 複合施設の延床面積「7,500㎡程度」とは±10%と想定して宜しいでしょうか。 | 複合施設の延床面積の上限については、要求水準書の「表 2-7 複合施設に導入する機能・施設及び参考面積」の欄外記載の補足を確認してください。下限については、数値上の条件はありません。 |
| 090 | 要求水準書 | 39 | 23 | 第2 | 5 | (2) | ア | 表 2-7 | | | ※ | 導入する機能・施設及び参考面積 | 「公用施設（まちづくりセンター及び国際交流ラウンジ）を除いた延床面積が、現在の延床面積の合計7,425 ㎡未満」とありますが、まちづくりセンター窓口+まちづくりセンター事務室+国際交流ラウンジ事務室の合計面積を除外するという認識でよろしいでしょうか。またピロティ状の駐車場や搬入スペースは除いて、合計7,425 ㎡未満としてよろしいでしょうか。 | 公共施設等適正管理推進事業債の活用を考慮していることから、この基準に合わせるため面積の規定を設けたもので、同事業債の規定に合わせますが、建築基法等上の延床面積の算入を基に考慮してください。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|------------|--|--|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 091 | 要求水準書 | 39 | 28 | 第2 | 5 | (2) | イ | (イ) | | | | 分散配置時の一体性要件について 複数箇所に分散配置する場合、分散した各箇所について「待合スペース等との一体空間とする」ことは必ずしも求められない、という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 | |
| 092 | 要求水準書 | 39 | 29 | 第2 | 5 | (2) | イ | (イ) | | | フリースペース | フリースペースは、「軽食を食べる、お茶を飲みながら会話を楽しむ」との記載がありますが、本施設において、飲食可能な部屋、エリアをお示しください。 | 複合施設内で飲食が可能な場所は、料理実習室や和室（茶室）、休憩室など要求水準として飲食を前提としているものを除き、フリースペースを基本とすることを想定していますが、備品や図書資料等の汚損や劣化など防止の観点や、施設の衛生管理、利便性等を勘案し、施設内における一般利用者が飲食可能な部屋・エリアの具体的な指定や運用ルールについては、事業者の提案を基に、本市との協議によって決定することを想定しています。 | |
| 093 | 要求水準書 | 41 | 29 | 第2 | 5 | (2) | イ | (イ) | c | | 大会議室について | アップライトピアノは既存施設で利用しているものを持ち込むことを予定との事だが、持ち込み後の調律は事業者負担という認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。グランドピアノ・アップライトピアノについて、既存施設から移設した後の初期の調律および維持管理期間中の定期的な調律・メンテナンス費用は、すべて事業者の負担とします。 | |
| 094 | 要求水準書 | 42 | 1 | 第2 | 5 | (2) | イ | (イ) | d | | 中小会議室について | 軽運動等の活動と記載がありますが、どの程度までは軽運動に含まれますでしょうか。 | ヨガ、ピラティス、ストレッチ、太極拳、あるいはダンスや健康体操など、床や壁、建具等への過度な衝撃や構造上の振動・騒音等が発生せず、また、施設や備品の維持管理や近隣の貸室利用に支障を与えない範囲の活動を想定しています。 | |
| 095 | 要求水準書 | 43 | 8 | 第2 | 5 | (2) | イ | (イ) | h | | 音楽スタジオについて | アップライトピアノは既存施設で利用しているものを持ち込むことを予定との事だが、持ち込み後の調律は事業者負担という認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。グランドピアノ・アップライトピアノについて、既存施設から移設した後の初期の調律および維持管理期間中の定期的な調律・メンテナンス費用は、すべて事業者の負担とします。 | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|------|-------------|--|--|----|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 096 | 要求水準書 | 43 | 25 | 第2 | 5 | (2) | イ | (イ) | j | | <p>舞台機構の工事区分および仕様について多目的ホール(400㎡・250人規模)に対し、本備品リストには照明・音響「一式」と照明操作棒1本のみが計上されており、以下の舞台機構関連設備が見当たりません。これらの工事区分について、ご教示いただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吊物機構(照明バトン・美術バトン・スクリーンバトン等)および吊物操作盤 ・舞台幕類(緞帳、暗転幕、一文字幕、袖幕、大黒幕、ホリゾン幕等) ・反響板、舞台床仕上げ(リノリウム等) ・舞台-楽屋間のインカム、舞台モニター <p>建築工事に含まれる前提である場合は、見積もり積算に必要となるため、各項目の仕様(バトンの本数・耐荷重・電動/手動の別、幕類の寸法・生地仕様、反響板の方式等)をご提示いただきたいです。</p> | <p>舞台機構関連設備については、建築・電気・機械等の「建設業務（建築工事）」に含む前提となっています。</p> <p>なお、これら設備の具体的な仕様は、本多目的ホールの利用目的を踏まえ、事業者の創意工夫・ノウハウによる提案に委ねるものとしします。参考までに、ホール舞台の吊物及び照明の概要を示す資料を別途示します。</p> | | |
| 097 | 要求水準書 | 44 | 1 | 第2 | 5 | (1) | イ | (イ) | 表2-9 | 子どものためのスペース | <p>アクティブエリアには、遊具、卓球台等を整備するとありますが、同スペースは、乳幼児、小学生、中高生と活動内容が異なる世代が過ごす部屋となり、遊具等を固定で整備すると、中高生の活動面積が狭まってしまうものと思慮します。この点を踏まえ、アクティブエリアに整備する遊具は、どの程度の規模（遊具の種類や品番）又は仕様（稼働ができるなど）のイメージがありましたらご教示願います。</p> | <p>特定の遊具の種類や品番等の指定はありません。可動式遊具の採用など、多世代が時間帯等に依りて安全かつ有効に利用できるような提案に期待します。なお、固定式遊具の提案を排除するものではありません。</p> | | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|----------|-----|---------------------------|---|--|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 098 | 要求水準書 | 44 | 7 | 第2 | 5 | (2) | イ | (イ) | 表 2-9 | | ベビーエリア | 「公民館事業等の必要時に、保育室として利用することも可能なスペースとして整備すること。」とありますが、その際の見守り業務は公民館スタッフにて行ってもらえる認識で良いでしょうか。 | ご質問の状況において、保育を担当するスタッフは本市で手配します。 | |
| 099 | 要求水準書 | 44 | 13 | 第2 | 5 | (2) | イ | (ウ) | j | | 多目的ホールについて | グランドピアノは既存施設で利用しているものを持ち込むことを予定との事だが、持ち込み後の調律は事業者負担という認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。グランドピアノ・アップライトピアノについて、既存施設から移設した後の初期の調律および維持管理期間中の定期的な調律・メンテナンス費用は、すべて事業者の負担とします。 | |
| 100 | 要求水準書 | 44 | 13 | 第2 | 5 | (2) | イ | (ウ) | j | | 多目的ホール | グランドピアノを設置とありますが、調律は必要でしょうか。また、音楽スタジオ、大会議室のピアノも同様でしょうか。 | お見込みのとおりです。グランドピアノ・アップライトピアノについて、既存施設から移設した後の初期の調律および維持管理期間中の定期的な調律・メンテナンス費用は、すべて事業者の負担とします。 | |
| 101 | 要求水準書 | 44 | 15 | 第2 | 5 | (1) | イ | (エ) | | | 子どものためのスペース | 中高生が主に利用できるエリアは、アクティブエリアと静かに遊ぶエリアとなることの認識でよろしいでしょうか。 または、アクティブエリアの利用対象年齢は、乳幼児から小学生という認識でしょうか。 乳幼児親子の利用時間が終わった後のベビーエリアは、有効活用するため中高生の活動に使用することは可能でしょうか。 | 子どものためのスペースは、時間帯により、乳幼児から高校生世代まで幅広く利用されることを念頭においた施設です。各エリアの主たる対象は要求水準書のとおりですが、乳幼児の利用が少ない夕方以降の時間帯に、ベビーエリア等を中高生の学習や活動のスペースとして有効活用（時間帯による柔軟な運用）する提案は可能です。 | |
| 102 | 要求水準書 | 45 | 5 | 第2 | 5 | (2) | イ | (イ) | a | | 子どものためのスペースについて 各エリア共通 | 登録、入退室が容易に把握できるシステム等というのは、該当する小学生以下が利用しやすいよう、システムアプリや会員証制度のようなものの2面制のイメージでしょうか。 | 利用登録および入退室管理の方法については、事業者の提案事項となります。利用者の利便性と管理が両立できる仕組みを提案してください。 | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----------------------------|---|--|----|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 103 | 要求水準書 | 45 | 24 | 第2 | 5 | (2) | イ | (イ) | b | 子どものためのスペースについて アクティブエリア | 自由利用スペース（時間帯により要登録）という認識だが、専有は禁止という認識でよろしいでしょうか。 | 特定の個人や団体によるスペースの専有は想定しておりません。 | | |
| 104 | 要求水準書 | 45 | 29 | 第2 | 5 | (2) | イ | (イ) | b | 子どものためのスペース | アクティブエリアに配置する遊具は、アスレチック遊具などの固定の造作遊具ではなく、多目的に遊べる可動の遊具を想定していると考えてよろしいでしょうか。 | 可動式遊具の採用など、多世代が時間帯等に応じて安全かつ有効に利用できるような遊具の導入を想定しています。ただし、固定式遊具の提案を排除するものではありません。 | | |
| 105 | 要求水準書 | 52 | 4 | 第2 | 5 | (2) | ウ | (ウ) | a | 子どもの本のエリア | 児童向けカウンターについて、他エリアの本の貸出手続き等も行える運用としてよろしいでしょうか。 | 可能です。子どもと同伴で来館した保護者が、他エリアの本と一緒に借りるなどを想定しています。ただし、あくまで児童向けカウンターであるため、他エリアの本の貸出手続きがメインとなり子どもたちが利用しにくくなることのないように配慮してください。詳細は市との協議によるものとします。 | | |
| 106 | 要求水準書 | 57 | 1 | 第2 | 5 | (2) | ウ | (ウ) | b | 予約資料取り置きコーナー | 「複合施設全体の開館時間中については、図書館閉館中であっても予約資料の受け取りができる設計や配置とすること。」とありますが、図書館開館前の8:30～9:00は誰が予約資料取り置きコーナーの管理を行う想定でしょうか。 | 図書館開館前の時間帯の予約資料の受け取りは、利用者自身が自動貸出機を用いて手続きを行う運用を想定しています。そのような運用が可能となるような配置計画を提案してください。 | | |
| 107 | 要求水準書 | 58 | 19 | 第2 | 5 | (2) | ウ | (ウ) | b | 新聞書庫 | 想定される収蔵資料数、若しくは必要となる面積をご教示ください。 | 【収蔵資料数】新聞原紙は約40紙を、当年度及び前年度発行の2年分収蔵する必要があります。また、新聞原紙を製本した大型資料（厚さ約6cm×ヨコ約45cm×高さ約55cm）は約1100冊所蔵しており、年間約20冊増加見込みです。 【面積】閉架書庫（780㎡）に含みます。 | | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|-------|----------------|--|---|----|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 108 | 要求水準書 | 58 | 22 | 第2 | 5 | (2) | ウ | (ウ) | c | 視聴覚資料書庫(個人貸出用) | 想定される収蔵資料数、若しくは必要となる面積をご教示ください。 | 【収蔵資料数】約15,000点を想定しています。 【面積】閉架書庫(780㎡)に含みます。 | | |
| 109 | 要求水準書 | 59 | 16 | 第2 | 5 | (2) | ウ | (ウ) | e | 配送室 | 「図書整理室と近接した配置に留意すること」とありますが、業務用エレベーターを介して短い動線で行き来できる配置とした場合は、別のフロアに設けてもよろしいでしょうか。 | 開架スペースを経由しない前提で、別フロアへの設置も可とします。別フロアとなる場合であっても、車両駐車場所(搬入スペース)～配送室～図書整理室までの作業効率や安全確保に十分配慮してください。 | | |
| 110 | 要求水準書 | 61 | 25 | 第2 | 5 | (2) | オ | (イ) | a | 出入口・エントランスホール | 「関係者出入口のうち1つは、障がい者・公用車用駐車場付近に設けること。」とありますが、障がい者・公用車用駐車場からメインエントランスへのアクセスは想定しないということによろしいでしょうか。 | 障がい者・公用車用駐車場からメインエントランスへ向かうアクセスについては、要求水準書で「(障がい者・公用車用駐車場付近から)複合施設総合窓口までを移動円滑化経路として整備すること。」と定めている点について留意し、提案してください。なお、メインエントランスは、障がい者の出入りにも配慮したものとしてください。 | | |
| 111 | 要求水準書 | 61 | 29 | 第2 | 5 | (2) | オ | (イ) | a | 出入口・エントランスホール | 複合化による効率的な施設計画のため、貸室利用者等が持ち込む機材等を搬出入するための搬出入口は多目的ホールの搬出入口と合わせても宜しいでしょうか。 | 差し支えありません。 | | |
| 112 | 要求水準書 | 63 | 7 | 第2 | 5 | (2) | オ | (ウ) | a (b) | 図書館事務室 | 「各事務室は子どものためのスペースの事務室を除き、可能な限り集約し、効率的な配置とすること」とありますが、図書館バックヤードとの連携や動線計画、図書館事務室を他の事務室と分けたほうが良いと考えられる場合は、図書館事務室を独立して設けてもよろしいでしょうか。また業務用エレベーターを介して短い動線で行き来できる配置とした場合は、図書館事務室と他の事務室を別のフロアに設けてもよろしいでしょうか。 | 図書館の運用計画・動線計画、図書館事務室を他の事務室と分けた方が良いと考えられる場合は、図書館事務室を独立して設ける配置とすることも可能です。短い動線で行き来できる場合は、他の事務室と別のフロアに配置する形としても差し支えありません。 | | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|--------------------|--|---|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 113 | 要求水準書 | 65 | 11 | 第2 | 5 | (2) | オ | (ウ) | a | (g) | | 要求水準は窓口カウンター1箇所につき、市民2名が座れるスペースを確保（幅130cm程度）し、と記載あり。備品リストにはローカウンター、ハイカウンターW1600と記載ありますが、W1600が正でよろしいでしょうか。 | 要求水準書に定める機能（市民2名が適切に座れる幅として最低130cm程度を確保すること）を満たす形状として、備品リスト上は標準的な規格サイズである「W1600（160cm）」を例示（記載）しています。 | |
| 114 | 要求水準書 | 66 | 4 | 第2 | 5 | (2) | オ | (ウ) | a | (i) | 複合施設総合窓口・青少年事業対応窓口 | 複合施設総合窓口と青少年事業対応窓口を兼ねる（1か所に集約する）ことは認められるでしょうか。 | 認められます。 | |
| 115 | 要求水準書 | 67 | 10 | 第2 | 5 | (2) | オ | (ウ) | c | (b) | | 多目的倉庫への搬入車両の寄り付き要件をご教示ください | 多目的倉庫は、安全かつ効率的に物品等の搬出入ができるよう、搬出入スペースの近くに配置することを求めています。多目的倉庫で保管する物品の内容等を踏まえ、提案してください。 | |
| 116 | 要求水準書 | 67 | 14 | 第2 | 5 | (2) | オ | (ウ) | c | (b) | 多目的倉庫 | 別紙9の備品・備蓄品は、新たに調達するものではなく、別紙8 什器備品リストのまちづくりセンター等の防災倉庫の既存品を収納するという理解でよろしいでしょうか。 | 別紙9に記載の備品・備蓄品は、別紙8に記載の既存の施設から多目的倉庫に持ち込む什器・備品のうちNo.539からNo.584までのものです。実際に多目的倉庫に保管する備品・備蓄品・什器等は、別紙8に記載のNo.481からNo.606です。要求水準書の記載は訂正します。 | |
| 117 | 要求水準書 | 67 | 14 | 第2 | 5 | (2) | オ | (ウ) | c | (b) | 多目的倉庫 | 備品やピアノなど、市の既存施設の物品についての移動・移設は、本事業に含まれず、市が別途実施すると考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 | |
| 118 | 要求水準書 | 67 | 14 | 第2 | 5 | (2) | オ | (ウ) | c | (b) | 多目的倉庫 | 「多目的倉庫には別紙9に示す備品・備蓄品を保管する」との記載がございますが、別紙8に多目的倉庫と記載されているものは保管されないのでしょうか。 | 別紙8に示す多目的倉庫に収納する備品等についても、本市又は関係する団体が、多目的倉庫で管理します。 | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|--------------|---|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 119 | 要求水準書 | 67 | 18 | 第2 | 5 | (3) | ア | | | | | 障がい者・公用車用駐車場 | 障がい者駐車場の台数について、開発事業基準条例では業務系用途と商業系用途で算定方法が異なります。今回の施設は業務系用途（商業系用途には含まない）と考えてよろしいでしょうか。 | 本施設は、図書館、公民館、行政窓口等の公共施設を主体とするものであるため、開発事業基準条例上の用途区分としては原則として「業務系用途（その他公共公益施設等）」として算定して差し支えありません。ただし、事業者提案施設の内容やそれに係る床面積によっては、個別に按分等の確認が必要となる場合があるため、関係部局との事前協議内容に準じてください。 |
| 120 | 要求水準書 | 67 | 20 | 第2 | 5 | (3) | ア | | | | | 障がい者・公用車用駐車場 | 電気自動車用の充電設備は、普通充電器（急速充電器でない）の想定でよろしいでしょうか。 | 要求水準書に特段の指定がない箇所については、通常の普通充電設備の整備を想定しています。 |
| 121 | 要求水準書 | 67 | 22 | 第2 | 5 | (3) | ア | | | | | 障がい者駐車場 | 障がい者駐車場を複合施設近接して整備し、屋根でつなげることが求められていますが、全体台数に対して必要な障がい者駐車場を複合施設近傍に整備すれば、道路北側の駐車場には障がい者駐車場を設けなくて良いという認識でよろしいでしょうか？ | 要求水準書において、利用者駐車場にも障がい者用駐車区画を求めておりますので、複合施設近傍への設置のほか、鹿沼公園北側エリアにも障がい者用の区画を整備してください。 |
| 122 | 要求水準書 | 67 | 28 | 第2 | 5 | (3) | イ | | | | | 搬出入スペース | 多目的ホールの搬出入について、ウイング車の使用は想定されていますでしょうか。 | 大規模な機材や舞台美術・楽器等の搬入において、2トン車以上の大型車やウイング車が使用されることも考えられますが、周辺道路の状況も含めて、頻繁な使用は想定しておりません。しかしながら、全く利用されないとも言いきれないことから、これらの車両の使用や荷役作業に支障を来さない高さ・広さへの配慮を期待します。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|-----|-----|-----|---|-----|----------------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 123 | 要求水準書 | 67 | 29 | 第2 | 5 | (3) | イ | | | | | 搬出入スペース | 多目的ホールの搬出入スペースは基本的に2トン車2台以上が駐車できるようにとの記載がございますが、それ以上のサイズの車での搬入は想定しなくて宜しいでしょうか。また2トン車は通常のトラックを想定しウイング車等は使用されないとの認識で宜しいでしょうか。 | 大規模な機材や舞台美術・楽器等の搬入において、2トン車以上の大型車やウイング車が使用されることも考えられますが、周辺道路の状況も含めて、頻繁な使用は想定しておりません。しかしながら、全く利用されないとも言いきれないことから、これらの車両の使用や荷役作業に支障を来さない高さ・広さへの配慮を期待します。 |
| 124 | 要求水準書 | 68 | 3 | 第2 | 5 | (3) | イ | | | | | 搬出入スペース | 「搬入スペースの駐車待ちの自動車の滞留スペースの確保」とありますが、多目的ホールと図書館用の搬出スペースは分けて整備する際に、各々の待機場所としてワンボックス2台程度の駐車スペースがあればよいでしょうか。 | 多目的ホールと図書館用の搬出スペースは分けて整備する際に、各々の待機場所として2トン車が2台以上駐車できるようにしてください。 |
| 125 | 要求水準書 | 70 | 17 | 第2 | 5 | (4) | イ | (キ) | | | | 太陽光発電設備 | 太陽光発電設備の設置容量は提案者によるということでよろしいでしょうか。 | 具体的な数値基準は設定していません。事業者の提案によるものとします。 |
| 126 | 要求水準書 | 70 | 19 | 第2 | 5 | (4) | イ | (キ) | | | | 太陽光発電設備 | まちづくりセンター窓口と複合施設の他エリアの太陽光発電設備を同じ系統（まちづくりセンター窓口専用でない）とした場合は、太陽光発電パネルを屋上（立体都市公園エリア以外）に設置してもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 127 | 要求水準書 | 70 | 28 | 第2 | 5 | (4) | イ | (ク) | | | | 非常電源 (予備電源) | 「複合施設の引渡し後、法定の定期点検等により非常用発電機設備を稼働させた際は、必要に応じて、減少した燃料を補充することとする。」とありますが、燃料は、機器の運転に必要不可欠であり、事業者が使用量をコントロールできないため、光熱水費と同様の扱いであり、入札費に含まれないと考えて良いでしょうか。 | 法定の定期点検等による非常用発電機設備の燃料費は、入札価格に含めるものとしてください。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|-----|-----|-----|---|-----|-----|------------------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 128 | 要求水準書 | 70 | 29 | 第2 | 5 | (4) | イ | (イ) | | | | | 非常電源（予備電源） | 「事前に燃料供給元と供給協定規定を締結することを前提とする。」とありますが、災害時に優先的に供給してもらえ旨の協定を結ぶことを想定しているのでしょうか。過去に貴市で実績があったのであればご開示頂けませんでしょうか。 | 災害時の優先供給を前提とした協定を想定しています。 既存実績：本市は以下の燃料供給事業者と災害協定を締結しています ・石油業界関連協会との協定（県内ガソリンスタンド等） ・LPガス供給事業者協会との協定 詳細な協定内容は、「相模原市地域防災計画 資料編」をご参照ください。 (https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/827/2025/11.pdf) |
| 129 | 要求水準書 | 70 | 29 | 第2 | 5 | (4) | イ | (イ) | | | | | 非常電源（予備電源） | 災害時には公権力を有する貴市のが民間の燃料供給元と災害協定を締結し、事業者は貴市の指示に従い災害時の対応を行うとして頂けませんでしょうか。 | 現時点では市の災害協定に基づき、市からの指示等を想定しておりますが今後、市と協議の上、決定する形となります。 |
| 130 | 要求水準書 | 71 | 5 | 第2 | 5 | (4) | イ | (イ) | | | | | 構内交換設備（構内電話交換設備） | 構内交換設備（構内電話交換設備）は機器含めすべて本工事で整備するという認識でよろしいでしょうか。PBXの仕様に指定がある場合はその内容をご教示ください。 | 整備についてはお見込みのとおりです。仕様については、要求水準書の内容を満たすものであれば、指定はありません。 |
| 131 | 要求水準書 | 71 | 17 | 第2 | 5 | (4) | イ | (イ) | | | | | 構内情報通信網設備 | 「インターネット等回線事業者との契約は本市が行う。」と記載があることから、構内情報通信網設備の維持管理業務は市が実施する認識でよろしいでしょうか。 | 外部から引き込まれるインターネット回線については市が直接契約しますが、施設内に整備された構内LAN配線やハブ等の構内情報通信網設備の日常的な保守点検、故障時の対応等の維持管理業務については、事業者の業務範囲となります。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|-------|----|----|------|----|---|-----|---|-----|---|-----|-----|----------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 132 | 要求水準書 | 73 | 23 | | 第2 | 5 | (4) | イ | (イ) | | | | 防犯管理設備 | 複合施設及び鹿沼公園の防犯監視情報を管理できるシステムを構築すること。とありますが、公園は侵入を検知するセンサー等の設置は困難であることから、防犯カメラの画像を確認ができるシステムとするなど、詳細の内容は事業者が提案可能との認識で良いでしょうか。 | お見込みのとおりです。具体的なシステム等については、事業者の提案に委ねます。 |
| 133 | 要求水準書 | 75 | 15 | | 第2 | 5 | (4) | ウ | (ウ) | | | | 空調設備 | まちづくりセンター窓口と複合施設の他エリアの空調設備を同じ系統（まちづくりセンター窓口専用でない）とした場合は、室外機等の設備を屋上（立体都市公園エリア以外）に設置してもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 134 | 要求水準書 | 79 | 2 | | 第2 | 6 | (1) | | | | | | ウエルカムゲート | ウエルカムゲート付近において既存の横断歩道以外の車道に交差点付近に横断歩道を提案してよろしいでしょうか。 | 市道上への横断歩道の新設について、提案として盛り込むことは妨げませんが、実現できるとは限りません。従って、横断歩道が設置されなくても成立する提案とするなど、考慮したものとしてください。 |
| 135 | 要求水準書 | 79 | 3 | | 第2 | 6 | (1) | | | | | | ウエルカムゲート | ウエルカムゲートは駅に対して正面にある必要ありますでしょうか？それとも既存の北側エントランス付近で良いでしょうか | 市道淵野辺停車場鹿沼から鹿沼公園方面を見通した際に、正面にウエルカムゲートを整備することは求めておりません。駅からの主動線や来園者の認知性を考慮した配置としてください。 |
| 136 | 要求水準書 | 79 | 10 | | 第2 | 6 | (2) | ア | | | | | 白鳥池 | 白鳥池の土砂浚渫、護岸改修、設備改修にあたって池の防水や既存護岸、水門の詳細図面及び既存井戸の湧水量、ポンプ設備の提供をお願いしたいと思います。 | 閲覧資料として、ポンプ設備の図面を用意しておりますので、「閲覧申請フォーム」から閲覧希望の旨を申請してください。なお他の図面はありません。 |
| 137 | 要求水準書 | 79 | 10 | | 第2 | 6 | (2) | ア | | | | | 白鳥池 | 白鳥池の水深についての情報提供をお願いします。 | 本市で把握している資料がないため、情報の提供はできません。 |
| 138 | 要求水準書 | 79 | 10 | | 第2 | 6 | (2) | ア | | | | | 白鳥池 | 池の水深や構造などのデータがあれば提供願います。 | 本市で把握している資料がないため、情報の提供はできません。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|--------|---|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 139 | 要求水準書 | 79 | 10 | 第2 | 6 | (2) | ア | | | | | 白鳥池 | 浚渫土について、土質データがあれば提供願います。また、土壤汚染等が判明した場合は協議可能でしょうか。 | 本市で把握している資料がないため、情報の提供はできません。 土壤汚染等が判明した場合には、対応を協議するものとします。 |
| 140 | 要求水準書 | 79 | 10 | 第2 | 6 | (2) | ア | | | | | 白鳥池 | 既存の生物調査データがあれば提供願います。また広大な面積の池の生物をすべて捕獲・保管することは現実的ではないと考えられ、推定個体数に対する目標保管数等、目安があればご教示願います。 | 本市で把握している資料がないため、情報の提供はできません。 |
| 141 | 要求水準書 | 79 | 13 | 第2 | 6 | (2) | ア | | | | | 建設工事 | 白鳥池の浚渫及び改修工事に当たり、生物の一時保管方法・保管場所・保管期間・再放流条件、並びに浚渫土の処分区分や追加分析の要否について、現時点で想定する条件があればご教示ください。（白鳥池改修に係る施工計画、仮設計画及び処分費算定条件を明確にするため） | 白鳥池の生物の一時保管方法・場所・期間・再放流の条件については、本市からの指定は無く、事業者の提案に委ねます。 浚渫土は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における産業廃棄物に当たるため、許可業者への処分委託が必要となります。なお、浚渫土の状態によっては、転用も可能です。 |
| 142 | 要求水準書 | 79 | 17 | 第2 | 6 | (2) | ア | | | | | 白鳥池 | おおむね1400tの土砂が堆積しているものと見込まれる。とありますが、大幅に超過した場合は別途費用として頂けるのでしょうか。また、その他有害物質や想定外の廃棄物が発生した場合も別途として頂けるのでしょうか。 | 大幅に超過した場合や想定外の廃棄物が発生した場合などにおいては、事業契約書（案）の定めに従い、対応します。 |
| 143 | 要求水準書 | 79 | 17 | 第2 | 6 | (2) | ア | | | | | 白鳥池 | 浚渫想定土量1,400tの処理は敷地外処分と考えて宜しいでしょうか。 | 敷地外での処分を想定しておりますが、事業者の提案によるものとします。 |
| 144 | 要求水準書 | 79 | 18 | 第2 | 6 | (2) | ア | | | | | 白鳥池横断橋 | 既存の横断橋の撤去後、新たに横断橋を設けるか否かも含めて事業者提案によるものと理解して宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 145 | 要求水準書 | 79 | 33 | 第2 | 6 | (2) | イ | | | | | 築山 | 築山の規模縮小は認めるとあるが、拡大は認められますでしょうか？ | 築山の規模拡大についての提案も妨げるものではありません。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|-----|---|-----|---|-----|-----------------------|--|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 146 | 要求水準書 | 80 | 5 | 第2 | 6 | (2) | ウ | | | | | 樹林地 | 樹林地は公園オープン当初から森として認識できる大きさの木々を植える必要がありますでしょうか。それとも小さな苗からゆっくり大きく育てていく方法でもよろしいでしょうか。 | 植栽する樹木の大きさや整備方法は事業者の提案によるものとしますが、本市は樹林地全体が小さな苗木のみで構成されることは想定していません。利用者の視点に立ち、バランスよく配置・計画してください。 |
| 147 | 要求水準書 | 80 | 5 | 第2 | 6 | (2) | ウ | | | | | 樹林地 | 樹林地をつくる際、相模原市が所有する公園などにある森から種や苗を採取し森づくりを行うことは可能でしょうか | 市の所有地からの種・苗の採取については、市との協議によるものとします。 |
| 148 | 要求水準書 | 80 | 30 | 第2 | 6 | (3) | ア | | | | | (3) 遊びゾーン ア 自動交通公園 | 暑さ対策は公園管理事務所と一体としての日除け等であれば新たにシェルターなど設置を考慮できますでしょうか | ご質問のような提案も可能です。 |
| 149 | 要求水準書 | 81 | 3 | 第2 | 6 | (3) | イ | | | | | 遊具広場 | 現在ある造形遊具は撤去し、同等規模・構成の遊具への更新を検討することとあるが、既存造形遊具と同様にモルタル造形の遊具である必要がありますか。 | 必ずしもモルタル造形である必要はありません。 |
| 150 | 要求水準書 | 81 | 8 | 第2 | 6 | (3) | イ | | | | | (3) 遊びゾーン イ 遊具広場 | 日陰対策としてのご提案とのことですが、パーゴラについては必須設置ではない、という解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。同等の機能が担保できる他の方法がある場合において、パーゴラを設置することを必須とするものではありません。 |
| 151 | 要求水準書 | 82 | 28 | 第2 | 6 | (5) | イ | | | | | 多目的広場屋根 | 多目的広場の屋根は複合施設の庇と一体化したものでよろしいでしょうか。 | 各ゾーンをまたぐ公園施設の整備は想定しておらず、複合施設と多目的広場の屋根を一体化することはできません。 |
| 152 | 要求水準書 | 82 | 28 | 第2 | 6 | (5) | イ | | | | | | 複合施設と多目的広場の屋根は一の建築物として計画しても要綱上問題ございませんでしょうか。 | 各ゾーンをまたぐ公園施設の整備は想定しておらず、複合施設と多目的広場の屋根を一体化することはできません。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|-----------|--|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 153 | 要求水準書 | 82 | 33 | 第2 | 6 | (5) | イ | | | | | 多目的広場 | 多目的広場の具体的な利用イメージの想定があればご教示ください。 「多目的広場の屋根には、直径15mの円形の屋根を想定している」とありますが、直径15mの円が内接していれば、それ以上の大きさになっても問題ないでしょうか。 | 多目的広場は、憩いやレクリエーション活動、交流、防災といった機能を兼ね備えた広場であり、各種イベントや災害時の物資集積等での活用が想定されます。 屋根は、事業者の提案内容に合わせ、形状や大きさを変更すること（縮小も認める）は差し支えありません。 |
| 154 | 要求水準書 | 82 | 33 | 第2 | 6 | (5) | イ | | | | | 多目的広場 | 多目的広場の屋根の耐震性能・耐風性能のグレードをご教示下さい。 | 建築基準法を満足する耐震性能、耐風性能を想定します。 |
| 155 | 要求水準書 | 84 | 8 | 第2 | 6 | (7) | ア | | | | | 利用者駐車場 | 「電気自動車用の急速充電器は、汎用性のある認証課金システム（通信モジュール付き）を有するものとする。」との記載がありますが、運用や管理は市が行うと考えて良いでしょうか。 | 電気自動車用急速充電器の運用や管理は、事業者が実施します。なお充電器の仕様については、特に指定はありません。 |
| 156 | 要求水準書 | 84 | 28 | 第2 | 6 | (8) | | | | | | その他の公園施設 | 公園管理事務所、公園利用者用トイレ等の公園施設の耐震性能・耐風性能のグレードをご教示下さい。 | 建築基準法を満足する耐震性能、耐風性能を想定します。 |
| 157 | 要求水準書 | 86 | 10 | 第2 | 6 | (8) | ア | (キ) | | | | 公園利用者用トイレ | 公園利用者用トイレは、防犯のために公園管理事務所の開館時間に合わせて開錠すればよいと考えて良いでしょうか。 | 利用可能時間については、今後の防犯上の課題や周辺環境の変化などを踏まえ、協議を行うものとします。 |
| 158 | 要求水準書 | 87 | 2 | 第2 | 6 | (8) | ア | (コ) | | | | 車庫 | 管理用車両は貨物用軽自動車とし、事業者が調達する。とありますが、事業者の判断により不要とした場合は、車両及び車庫は設置しなくても良いのでしょうか。 | 管理用車両を調達しない提案は認めます。ただし、車庫の設置は必須とします。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|----|---|-----|---|-----|---|-----|-------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 159 | 要求水準書 | 87 | 5 | | 第2 | 6 | (8) | ア | (イ) | | | 倉庫 | 貸自転車、貸カートは、鹿沼公園のリニューアルに合わせ入れ替えを行う予定であり、必要な台数については、事業者の提案によるとありますが、自転車やカートの入れ替えの台数は事業者が提案し、費用負担は貴市との認識で良いでしょうか。 | 貸自転車および貸カートの入替台数については事業者の提案によるものとします。入替えの費用はサービス対価に含まれます。 |
| 160 | 要求水準書 | 87 | 27 | | 第2 | 6 | (8) | イ | | | | 公園出入口 | 鹿沼公園南側エリアの北西側に公園出入口を新設する提案が認められるとのことですが、それに伴い横断歩道の位置変更や新設についてもご提案できると考えてよろしいでしょうか。 また駅からの利便性向上のため、公園正面口東側の交差点部分についても、横断歩道の新設をご提案できると考えてよろしいでしょうか。 | 市道上への横断歩道の新設について、提案として盛り込むことは妨げませんが、実現できるとは限りません。従って、横断歩道が設置されなくても成立する提案とするなど、考慮したものとしてください。 |
| 161 | 要求水準書 | 88 | 5 | | 第2 | 6 | (8) | エ | | | | 外周園路 | 外周園路と公園内園路は完全に分離する必要がありますか。 | 外周園路と公園内園路の完全な分離を求めるものではありませんが、外周園路と公園内園路の交錯による接触事故等が発生しないように十分な幅員を確保するなど、配慮した計画としてください。 |
| 162 | 要求水準書 | 88 | 8 | | 第2 | 6 | (8) | エ | | | | 外周園路 | 外周園路を歩道状空地として扱う範囲の幅員は最低何メートル必要でしょうか。 | 相模原市開発事業基準条例に基づいて整備してください。 |
| 163 | 要求水準書 | 89 | 6 | | 第2 | 6 | (8) | キ | | | | 樹木の伐採 | 高木化や老木化における倒木の危険を回避するためなど、樹木の伐採を検討するにあたり、寄贈樹木等で寄贈者の合意を得ないと伐採ができない等、制限のある樹木をご開示ください。 | 伐採に制限がある特定の樹木等はありません。 |
| 164 | 要求水準書 | 89 | 20 | | 第2 | 6 | (8) | ク | | | | 照明 | 「そのほかの箇所については5～10lx程度」とありますが、これは主要動線ではない園路等を対象としており、公園全域ではないという理解でよろしいでしょうか。 | 5～10lx程度の照度は、主要動線でない園路等を想定しています。その他のエリアについても公園内における夜間の安全性および防犯性に配慮した明るさを確保してください。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|----|-----|-----|-----|-----|---|-----|---------------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 165 | 要求水準書 | 90 | 11 | 第2 | 6 | (8) | ス | | | | | 臨時駐車場 | 臨時駐車場を配置するエリアに指定はありますでしょうか。その場合、図2-1 鹿沼公園のゾーニングイメージ(p.16)に指定される各エリアの相対関係が崩れてしまうことは緩和され認められるのでしょうか。 | 市では、現野球場の一部を使って臨時駐車場を整備するイメージを持っていますが、公園の段階的整備の進め方とも関連があるため、事業者の提案に委ねるものとしています。 なお、臨時駐車場は、複数のゾーンにまたがって整備されても問題ありません。 |
| 166 | 要求水準書 | 90 | 19 | 第2 | 6 | (8) | ス | | | | | 臨時駐車場 | 臨時駐車場は工事期間中の利用状況を踏まえ70台分を下限に整備するとありますが、軽車両も含め計画可能でしょうか。 | 臨時駐車場の駐車区画の一部を軽自動車用の駐車区画として整備することは可能です。 |
| 167 | 要求水準書 | 90 | 30 | 第2 | 6 | (8) | セ | | | | | ブロンズ像 | 鹿沼公園内に移設する、図書館敷地内に設置されているブロンズ像の維持管理は、事業範囲外と考えて良いでしょうか。 | 移設完了後における日常的な周囲の清掃や簡易な外観確認（目視点検等）、台座等の修繕は事業者の維持管理業務の範囲に含まれますが、像本体の専門的な修復、専門塗装等の特殊な維持管理については、原則として本事業の対象外（市負担）とします。 |
| 168 | 要求水準書 | 91 | 7 | 第2 | 6 | (8) | ソ | (ア) | | | | 事業者が設置を提案する施設 | 「事業期間終了後、事業者は当該施設を撤去し、更地にして返還することを基本とするが、公共性が高いものに関し、本市との協議を経て、事業者から本市へと寄附することも可とする。」との記載がありますが、公共性が高いものとは、どのようなものか具体的に例示願います。 また、公共性が高いものには、噴水や徒歩池のように維持管理費コストの増大が懸念されるものは含まれないと考えて良いでしょうか。 | 要求水準書の当該箇所について、当該文章は次のとおり修正します。 「事業期間終了後、事業者は当該施設を撤去し、更地にして返還することを基本とする。ただし、本市が求めた場合には、施設を撤去せず、本市へ無償譲渡（寄附等）を行うことについて、本市と事業者間で協議ができるものとする。」 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|--------|---|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 169 | 要求水準書 | 91 | 10 | 第2 | 6 | (8) | ソ | (イ) | | | | ブロンズ像 | 青少年学習センター敷地内に設置されているブロンズ像が鹿沼公園内に移設された場合、ブロンズ増の維持管理は、事業範囲外と考えていでしょうか。 | 青少年学習センター敷地内に設置されているブロンズ像が鹿沼公園内に移設された場合の対応は、本事業には含まれておりません。移設が確定した際、対応を協議するものとします。 |
| 170 | 要求水準書 | 91 | 14 | 第2 | 6 | (9) | ア | | | | | 設備計画 | 敷地外周辺のインフラ図（上下水）があればご提供いただけないでしょうか。 | 入札説明書に記載している問合せ先を通じて、下水道管理者にお問合せください。 |
| 171 | 要求水準書 | 91 | 14 | 第2 | 6 | (9) | ア | | | | | 設備計画 | 過去5年程度の敷地内既存施設の電力量・上水に関する月別の実績および契約電力量があれば教えていただけないでしょうか。 | 現指定管理者の指定期間が令和6年4月以降のため直近2か年分の電気料金及び上下水道料金については別紙のとおり開示します。 |
| 172 | 要求水準書 | 93 | 5 | 第2 | 6 | (9) | ウ | (ウ) | | | | 雨水排水設備 | 雨水排水の最終接続先は南側道路にある本管マンホールでよろしいでしょうか。これは複数箇所の接続が認められますでしょうか。 | 接続先については、事業者の提案に基づき設定してください。なお、接続先に関しては、入札説明書に示す問合せ先を通じて、所管課となる下水道管理者と協議を行ってください。 |
| 173 | 要求水準書 | 93 | 5 | 第2 | 6 | (9) | ウ | (ウ) | | | | 雨水排水設備 | 本公園における許容放流量はいくつでしょうか。 | 接続先の設定によって許容放流量が異なります。入札説明書に記載している問合せ先を通じて、所管課となる下水道管理者にお問合せください。 |
| 174 | 要求水準書 | 93 | 6 | 第2 | 6 | (9) | ウ | (ウ) | | | | 雨水排水設備 | 公園区域内の既設の雨水排水設備（埋設されているものを含む。）は、全て撤去の上とありますが、交通公園中央を敷地境界付近まで南北に通る雨水排水設備も撤去する考えでよろしいでしょうか。 | ご指摘の排水設備は、公共下水道（雨水本管）となりますので、撤去できません。深さや構造等については入札説明書に示す問合せ先を通じて下水道管理者にお問合せください。なお、その他の公園内の雨水管については、撤去・改修の対象となります。 |
| 175 | 要求水準書 | 95 | 20 | 第3 | 1 | (4) | | | | | | 実施体制 | 業務期間が「事業契約締結から」であることを鑑み、要求水準を満たす場合、統括管理責任者は非常駐でもよろしいでしょうか。 | 要求水準書では、統括管理責任者の常駐を求めているため、そのような提案は可能ですが、円滑に統括管理業務が遂行される体制を提案してください。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|-------|-----|----|------|----|-----|-----|---|-----|---|-----|-----|-------------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 176 | 要求水準書 | 95 | 17 | 第3 | 1 | (4) | | | | | | | 統括管理業務の契約形態 | 「統括管理業務は、代表企業が実施すること。ただし、代表企業の責任の下、代表企業以外の構成企業又は協力企業が統括管理業務の一部を担うことは認める。」と記載がありますが、代表企業以外の構成企業又は協力企業は、SPCから統括管理業務の一部を受託できる理解でよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 177 | 要求水準書 | 97 | 23 | 第3 | 2 | (2) | ア | | | | | | 施設・機能連携推進業務 | 市が担う直営窓口の運営その他の業務について、協力を行うと記載があるが大まかにどのような内容について協力するのでしょうか。 また、協力をどこまで行うのかによりけりだが、市直営窓口と本事業運営費の線引きが明確になるのか伺いたい。 | 事業者が担う業務と、市が担う業務の間での、来館者に対する適切な誘導や情報共有、災害時の連携等を想定しています。事業者の費用負担は、事業者運営範囲（要求水準書に定める業務）および連携に必要な日常の連絡・調整に要する範囲に限定されます。 |
| 178 | 要求水準書 | 101 | 24 | 第4 | 1 | (4) | | | | | | | 実施体制 | 実施体制について、「各担当技術者は本業務を的確に遂行するのに十分な知見、実績及び資格を有する者とする。」とありますが、事業者側において「要求水準を十分に満たす業務履行が可能」と判断した体制であれば、個別の技術者に対して具体的な要件の実績や資格等は求められないという理解でよろしいでしょうか。 | 各担当技術者の具体的な実績や資格の有無は事業者の判断に委ねます。 |
| 179 | 要求水準書 | 103 | 30 | 第4 | 2 | (2) | | | | | | | 設計 | 「設計説明会で出た市民等の意見は、本市と協議の上、可能な限り反映するように努めること」との記載がございますが、貴市から出たご意見の反映と同様に、市民等の意見を反映することに伴う各種増加費用（施設整備費、SPC経費等）については入札前に事業者側で想定できないため貴市のご負担との理解で宜しいでしょうか | 市民の意見については、事業者が負担できる範囲内での反映を期待するものであり、事業者の負担が増加するほどの要求については反映を求めるものではありません。ただし、設計説明会の意見のうち、市が反映を求めた事項については、当該変更により事業者が発生した追加的な費用（設計費用のほか工事費、将来の維持管理費等）を市が負担することになります。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|---------|---|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 180 | 要求水準書 | 103 | 34 | 第4 | 2 | (2) | | | | | | 設計 | 大幅な設計変更は、設計工程のみならず都市計画変更手続きにも遅延を招く恐れがございます。つきましては、反映させていただくご意見は、基本設計の完了期限に支障をきたさない範囲に留めさせていただきますでしょうか。 | 市民の意見については、事業者が負担できる範囲内での反映を期待するものであり、工程が大幅に遅れるような事項の反映を求めるものではありません。 |
| 181 | 要求水準書 | 104 | 15 | 第4 | 2 | (4) | | | | | | 各種申請等 | 各種申請等に係る申請手数料等の費用について、事業者側の負担との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 182 | 要求水準書 | 107 | 15 | 第5 | 2 | (1) | | | | | | 解体・撤去工事 | 近隣との調整・周辺家屋影響調査を含むとありますが対象家屋に指定はございますでしょうか。 | 市による特定の家屋指定はありません。事業者の判断のもと、調査・調整の対象範囲を適切に設定し、対応してください。 |
| 183 | 要求水準書 | 108 | 7 | 第5 | 2 | (2) | | | | | | 建設工事 | 鹿沼公園内にある既存の野球場及びテニスコートは令和9年度第4四半期以降に撤去工事に着手する工程とありますが、撤去工事に先立つ事前調査、仮囲い設置、埋設物確認、支障物移設等の先行作業は同時期以前でも実施可能でしょうか。（既存施設の利用継続条件を踏まえた先行準備作業の可否を確認するため。） | 野球場及びテニスコートについては、前年の夏頃までに翌年度の専用利用の調整を行っている（例、令和9年度の専用利用の調整は令和8年の夏頃に実施）ことから、利用調整前に撤去工事等の先行実施を行うことが決定していれば可能です。現実的には令和9年度中の工事の実施は難しいと考えます。 |
| 184 | 要求水準書 | 108 | 7 | 第5 | 2 | (2) | | | | | | 工事の着手 | 全ての工事は都市計画変更後の着手と、令和9年第4四半期以降に野球場及びテニスコート撤去を行うことと記載が矛盾しております。一般論として、都市計画変更中でも解体や準備工事は着手できると認識しておりますが、複合施設の建設に影響しない野球場及びテニスコートの撤去や臨時駐車場の整備等については都市計画変更手続き中に整備を進めさせていただきませんか。 | 都市計画変更中でも解体や準備工事は着手できますが、早期に撤去や準備工事に着手する場合は、前年度夏に野球場及びテニスコートの専用利用の調整が必要となります。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|----|------|----|-----|-----|---|-----|---|-----|------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 185 | 要求水準書 | 108 | 7 | 第5 | 2 | (2) | | | | | | 建設工事 | 既存の指定管理業務期間中に新たなテニスコートを整備した場合は、窓口の受付等は既存指定管理者が実施されるのでしょうか。 | 別途、協議となりますが、既存テニスコートのみが既存指定管理者の管理となるものと考えています。 |
| 186 | 要求水準書 | 108 | 7 | 第5 | 2 | (2) | | | | | | 建設工事 | 複合施設及び新しい公園管理事務所が出来るまでの間にテニスコート等を整備した場合は、既存の管理事務所を利用するまたは事業者提案で臨時受付場所を設置する等で受付業務を実施する形になりますでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 187 | 要求水準書 | 108 | 9 | 第5 | 2 | (2) | | | | | | 建設工事 | 鹿沼公園は一部供用しながら段階的に整備し、遊びのゾーンを先行して整備するとありますが、部分開園に当たり最低限必要となる施設条件（例：利用者動線、トイレ、管理体制、防犯設備、仮設安全対策等）があればご教示ください。（先行供用範囲及び供用開始条件を適切に見込んだ工程計画を行うため。） | 部分開園時における最低限の施設条件としては、工事区域との安全な隔離、利用者動線の確保のほか、照明設備、防犯設備、AEDの設置が最低限必須になるものと考えております。 |
| 188 | 要求水準書 | 108 | 11 | 第5 | 2 | (2) | | | | | | 建設工事 | 鹿沼公園全体を一時的に閉鎖する期間を設けることを認めるとありますが、「極力短くすること」とされる全面閉鎖期間の目安や、本市協議における判断基準があればご教示ください。（工程計画上の全面閉鎖期間の設定及び提案リスクを明確にするため。） | 全面閉鎖期間の目安や具体的な判断基準についてはありません。市民の利用制限を最小限に抑えることが目的であるため、事業者の創意工夫により可能な限り短くしていただくことを期待します。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|----|-----------|---|-----|---|-----|---|-----|--|--------------------|--|---|
| | | | | 記載例 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 189 | 要求水準書 | 108 | 15 | 第5 | 2 | (2) | | | | | | 建設工事 | 鹿沼公園の段階的整備において、工事範囲は各ゾーンの範囲と異なっても問題ないと思いますが、遊びのゾーン先行整備に伴い、隣接ゾーンの一部を仮設動線、仮囲い、施工ヤード等として使用する計画も許容されるとの理解でよいでしょうか。（段階施工における合理的な工区設定及び安全な供用動線確保の可否を確認するため。） | 鹿沼公園内に仮設動線、仮囲い、施工ヤード等を確保しながら段階的に工事を進めることは可能です。 |
| 190 | 要求水準書 | 108 | 21 | 第5 | 2 | (2) | | | | | | 事業期間 | 令和11年3月以前に着工するエリアがある場合は、現在の指定管理者と調整を十分に行うとありますが、施工範囲の引渡し単位、調整手順、意思決定フロー及び想定調整期間があればご教示ください。（指定管理者との調整を織り込んだ実現性の高い施工工程を設定するため。） | 提案内容によるため、調整は事業者選定後となります。 |
| 191 | 要求水準書 | 108 | 25 | 第5 | 2 | (2) | | | | | | その他建設業務において必要となる業務 | 現場事務所、資材置場、作業員駐車場等の仮設ヤードについて、本事業予定地内で使用可能な範囲及び条件があればご教示ください。敷地外に確保が必要な場合は、事業者負担との理解でよいでしょうか。（施工計画、仮設計画及び工事費算定条件を明確にするため。） | 仮設ヤードの設置場所は、鹿沼公園内を想定しておりますが、具体的な位置は工程計画も踏まえ事業者の提案に委ねます。敷地外に別途ヤードを確保する必要が生じた場合の手続きおよび費用は、事業者側の負担となります。 |
| 192 | 要求水準書 | 109 | 21 | 第5 | 2 | (3) | ウ | | | | | 備品の所有者 | リース方式により調達した備品は、リース期間終了時もしくは施設引き渡し時に市に所有権を譲渡するのでしょうか。 | リース方式により調達した備品は、事業期間終了後も市が継続して使用できるように対応してください。 |
| 193 | 要求水準書 | 112 | 17 | 第6 | 1 | (4) | | | | | | 実施体制 | 工事監理業務の実施体制において、各主任技術者は必ずしも設計業務で配置した技術者と同一人物である必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。なお、設計意図を正確に監理に反映・継承できるよう、十分な連携が担保される体制としてください。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|----|------|----|-----|-----|---|-----|---|-----|-------------------|--|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 194 | 要求水準書 | 112 | 17 | 第6 | 1 | (4) | | | | | | 実施体制 | 要求水準を満たすことを前提に、工事監理業務責任者が意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者、公園設計主任技術者を兼務することは認められるとの理解でよろしいでしょうか。 | 工事監理業務責任者が、主任技術者を兼務することは可能ですが、提示されたすべての主任技術者および工事監理業務責任者を1名で兼務することについては、想定していません。業務の確実な履行や品質管理の観点から適切な体制を確保して下さい。 |
| 195 | 要求水準書 | 114 | 12 | 第7 | 1 | (3) | | | | | | 業務期間 | 開業準備業務の業務期間は、事業者の提案によるとの記載がありますが、各事業者の提案のばらつきが想定され、よって費用差も生じてくるものと思慮します。つきまして、貴市が想定している業務期間のお考えがあればご教示願います。 | 開業準備業務に必要な期間は、事業者の運営ノウハウや体制により異なるため、一律の想定期間は示しません。円滑な開業及び開園を迎えるために必要な期間を算定し、提案してください。 |
| 196 | 要求水準書 | 114 | 14 | 第7 | 1 | (4) | | | | | | 実施体制 | 本業務の実施場所は、施設（複合施設、鹿沼公園）引渡し日以降は当該施設、引き渡し日までは事業者が自ら用意し、掛かる費用はサービス対価B-1-①として計上する、との理解でよろしいでしょうか。 | 複合施設引渡しまでの費用はサービス対価A-4として、複合施設引渡し後はサービス対価はB-1-①に含めて支払うこととなります。 |
| 197 | 要求水準書 | 116 | 4 | 第7 | 2 | (2) | イ | | | | | 既存公園施設の運給業務に係る引継ぎ | 前指定管理者から引継ぎを受けることとありますが、民間事業者間での引継ぎを想定しているのでしょうか。貴市と契約し履行義務が発生しているのは貴市と前指定管理者であることから、貴市と共に事業者が前指定管理者から引継ぎをうけるとして頂けないでしょうか。 | 前指定管理者と本事業の事業者との引継ぎに関して、市は必要に応じて引継ぎの実施を支援するものとします。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|-------|-----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|-----|---------------|--|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | | |
| 198 | 要求水準書 | 117 | 14 | 第7 | 2 | (2) | キ | | | | | | 施設移転時の協力 | 市が実施する移転作業とは、複合施設に持ち込む以外に各所への配置や組み立て・設置まで含むものなのでしょうか。作業範囲を具体的にお示し願います。 | 市は、既存施設から持ち込む物品（図書資料、継続使用する既存備品等）の梱包、輸送、新施設内の指定場所までの搬入及び設置作業を行います。事業者を求める協力については、本市が実施する移転作業（引越作業）を円滑に行うために必要な、動線の確保や利用者等の安全の確保、作業日時の調整などを想定しています。 |
| 199 | 要求水準書 | 117 | 18 | 第7 | 2 | (3) | | | | | | | 開業前の広報・情報発信業務 | ホームページやSNS等の開設時期は、事業者の提案に委ねられるとの理解でよろしいのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 200 | 要求水準書 | 117 | 27 | 第7 | 2 | (4) | | | | | | | 開業式典開催業務 | 表7-1で項目と役割分担は示されていますが、開業式典の内容や規模は実施計画等で事業者が提案するとの理解でよろしいのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 201 | 要求水準書 | 117 | 29 | 第7 | 2 | (4) | | | | | | | 開業式典 | 事業者が提案する内容や規模と貴市が想定する内容や規模に乖離がある場合には、費用負担等について協議されるとの理解でよろしいのでしょうか。 | 事業者が提案する式典の内容・規模に対して、市の追加要請等により変更が必要となった場合には、費用負担や対応方法について協議を行います。 |
| 202 | 要求水準書 | 117 | 33 | 第7 | 2 | (4) | | | | | | | オープニングイベント | オープニングイベントの内容や規模は、事業者の提案に委ねられるとの理解でよろしいのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|-------|-----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|-----|--------------------------|---|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | | |
| 203 | 要求水準書 | 120 | 28 | 第8 | 1 | (1) | イ | | | | | | 非常時・緊急時、災害発生時の維持管理業務の考え方 | <p>本施設における災害対策拠点としての使用方法や災害対策活動内容として、市が想定していること、事業者が行うことをお示してください。</p> | <p>【市が想定する施設の役割】 災害時応急対策活動拠点として現地対策班が設置されます。主な役割として、区本部との連絡調整、所管区域内の避難所等及び救護所、防災関係機関等との連絡調整などを想定しています。</p> <p>【事業者が実施する活動】 詳細は、協議により定めるものとしますが、例えば、維持管理に伴う機器等の復旧作業等や避難者対応にかかる貸室案内業務等を想定しています。</p> |
| 204 | 要求水準書 | 120 | 32 | 第8 | 1 | (1) | イ | | | | | | 維持管理業務の考え方 | <p>複合施設内に市民等へ供給する災害時の備蓄品（食料・水等）を保管するスペースは必要ないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>またそのような備蓄品の調達及び更新・追加、管理等は貴市にて実施されるとの認識で宜しいでしょうか。</p> <p>近年災害が多発しており事業者側でリスクを想定することが難しいため貴市にご負担いただきたい。</p> | <p>複合施設内の多目的倉庫で災害用の備蓄品を保管します。本市が保管する災害用備蓄品は、調達及び更新・追加、管理は本市で行います。</p> |
| 205 | 要求水準書 | 128 | 9 | 第8 | 2 | (1) | ウ | | | | | | 什器・備品等管理業務 | <p>要求水準P154には運営業務内に備品等管理業務がございます。要求水準書の意図としては、子どものためのスペースにおける遊具・おもちゃ等の備品は運営業務として、その他を維持管理業務として管理という理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|-------------------------------|---|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 206 | 要求水準書 | 128 | 28 | 第8 | 2 | (1) | ウ | (イ) | | | | 什器・備品管理業務 | 別紙8に記載のある什器・備品のうち、別紙9に記載のあるもののみ貴市または関係団体で管理を行うということでしょうか。 別紙8に記載されている貴市が持ち込まれる什器備品等については、提案時点で事業者が状態を確認することができず点検・保守・修繕・更新業務費を見込むことが困難であるため、すべて本事業の業務からは外していただきたい。 | 別紙8多目的倉庫に収納するものは、本市又は関係する団体が、多目的倉庫にて管理します。市が持ち込む既存の什器・備品については、原則として、市直営の施設に配置する備品等についても、要求水準書に記載のとおり、事業者が管理するものとします。ただし、市直営の施設に配置する備品のうち、使用状況などの実情等を踏まえ、市において管理するものと市が判断した備品がある場合は、事業者との協議により、取扱いを決定します。 |
| 207 | 要求水準書 | 129 | 25 | 第8 | 2 | (1) | エ | (イ) | b | | | 清掃業務 定期清掃 | 複合施設の定期清掃範囲、実施回数については、要求水準を満たす範囲で事業者提案によるという認識でよろしいでしょうか。もしくは想定される定期清掃の範囲、実施回数がございましたらご教示いただけないでしょうか。 | 具体的な仕様・回数は事業者の提案に委ねます。 |
| 208 | 要求水準書 | 129 | 34 | 第8 | 2 | (1) | エ | (イ) | c | | | 清掃業務 特殊清掃 | 外壁や外部建具を清掃するには、利用者の安全を確保するため、建物全面に足場等を設置して作業する必要がある、外壁全面を作業するためには連続した休館日の設定が必要と考えてよろしいでしょうか。 | 外壁等の特殊清掃の実施にあたっては、利用者の安全確保を最優先とし、通常の休館日も有効に活用した工程計画を策定し、休館日を設定する場合は予め本市と協議をしてください。 |
| 209 | 要求水準書 | 130 | 3 | 第8 | 2 | (1) | オ | (ア) | a | | | 維持管理業務 修繕・更新業務 修繕・更新の実施 | 修繕費が使用できない修繕に係る事象について伺いたい。（事業者で材料を購入し直営修繕は可など）また、全体をとおして修繕更新金額問わず事業者負担の認識でよろしいでしょうか。 | 本事業期間中に発生する修繕・更新は、全て事業者の負担として実施して頂くものとなります。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|-------------------|--|--|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 210 | 要求水準書 | 130 | 6 | 第8 | 2 | (1) | オ | (ア) | a | | 中規模改修工事の費用範囲 | P130「オ 修繕・更新業務（ア）業務の内容 a 修繕・更新の実施」において、「中規模改修工事において実施することを想定する修繕や更新は含まないものとする」と記載されているが、中規模改修工事において実施することを想定する修繕とは、具体的にいくら程度の工事を指しているのかご教示ください。 | 相模原市一般公共建築物長寿命化計画の9頁に記載している中規模改修工事の項目を想定しております。 | |
| 211 | 要求水準書 | 131 | 15 | 第8 | 2 | (1) | カ | (ア) | | | 建築物環境衛生管理技術者の常駐有無 | P131「カ 環境衛生管理業務（ア）業務の内容」において、「建築物衛生法に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し」と記載されているが、複合施設は設備員が常駐することを想定しているか。常駐を想定している場合は、入札予定価格にも当該費用が見込まれているのかご教示ください。 | 建築物環境衛生管理技術者について、常駐を求めるものではありませんが、必要がある場合は、常駐してください。 | |
| 212 | 要求水準書 | 131 | 24 | 第8 | 2 | (1) | カ | (イ) | | | 環境衛生管理業務 要求水準 | 「複合施設内の害虫の生息状況等を定期的に調査し、必要に応じて発生を防止するための措置を講ずること。噴霧法、散布法その他の有効と認められる駆除方法を事業者の選択により採用すること。」と記載がありますが、「噴霧法、散布」は必ず実施するものではなく、生息状況の調査の結果、必要であると判断した場合のみ実施する認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 | |
| 213 | 要求水準書 | 131 | 31 | 第8 | 2 | (1) | キ | (ア) | | | 警備業務 | 開館時間帯は警備業法に定めてある施設警備員の配置が必須という解釈で間違いはないでしょうか。 | 警備業法の施設警備員の配置が必要な場合は、事業者が配置して下さい。 | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|----|------|----|-----|-----|-----|-----|---|-----------------|---|---|----|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 214 | 要求水準書 | 132 | 15 | 第8 | 2 | (1) | キ | (イ) | b | | 要求水準 防火・防災業務 | 「事業者は、防火管理者を配置し、複合施設の規模、各居室の開館時間、利用状況等を踏まえ、適切な防災計画を作成すること。」と記載がありますが、事業者は事業者の管理権限(共用部含む)の防火管理者の選任・配置であり、統括防火管理者については、市が選任・配置する認識でよろしいでしょうか。 | 統括防火管理者が必要な場合は、事業者が配置して下さい。 | |
| 215 | 要求水準書 | 134 | 4 | 第8 | 2 | (2) | イ | (ウ) | e | | 自動体外式除細動器(AED) | 本施設職員とは、事業者の職員と考えて良いでしょうか。 AEDの操作を習得させる職員は、事業者が任意で選択すればよいと考えて良いでしょうか。 | 「本施設職員」とは、事業者が配置する運営・管理スタッフ（再委託先の従業員等含む）を指します。AEDの適切な操作・救急救命講習を受講させるべき対象職員の選択や具体的な人数・配置計画については、事業者の提案に委ねます。 | |
| 216 | 要求水準書 | 138 | 28 | 第8 | 2 | (2) | ク | (ウ) | | | 要求水準 | 相模原D52 保存会の活動に協力するして状態の維持に努めること。とあり、資機材等の無償貸出とあります。どのような資機材なのでしょう。また、清掃や塗装などは保存会で対応頂けるとの認識ですが、事業期間中に保存会の方針等の変更があった場合は協議となるのでしょうか。 | 無償貸出を想定している資機材とは、日常の簡易な清掃用具、水、またはイベント時に使用する長机・パイプ椅子等の公園管理事務所で保有する範囲の一般的な物品を想定しています。 お見込みのとおり、車両本体の修繕や清掃活動自体は、原則として相模原D52保存会が実施しますが、保存会の方針変更等に伴い、公園管理上の対応に重大な変更が生じる可能性がある場合については、市、保存会、事業者で適宜協議を行います。 | |
| 217 | 要求水準書 | 141 | 16 | 第8 | 2 | (2) | サ | (ウ) | a | | 樹木等の管理 | 病害虫に侵され治癒や駆除ができない枝当については可能な限り速やかに対応すること。とありますが、ナラ枯れや松くい虫など広域で対応すべき内容については、事業者の対象外として頂けないでしょうか。本施設だけでの対応は不可能です。 | 広域的な対応が必要な特殊病害虫の駆除・処分については、本市が主体となって対応するため事業者の対象外とします。ただし、被害の拡大防止や安全確保の観点から、園内でこれらの兆候を発見した場合は、本市へ速やかに報告してください。 | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|----|------|----|-----|-----|----------|-----|---|-----|--|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 218 | 要求水準書 | 142 | 12 | 第8 | 2 | (2) | シ | (ア) | | | | 警備業務 | 公園内については、警備業法に定めている施設警備員の配置は不要という解釈で間違いないでしょうか。運営職員での防犯警備で代用可能でしょうか。 | 施設警備員の配置を必須として求めるものではありません。 |
| 219 | 要求水準書 | 145 | 1 | 第9 | 1 | (1) | エ | | | | | 開館・開所・開園時間等 | 各施設に勤務する事業者以外の職員（市職員および市が委託する業務の従事者等）の勤務時間をお示しください。 | 図書館、公民館、国際交流ラウンジの職員は、午前8時30分から午後10時30分までの間でシフトを組んで勤務することを想定しています。まちづくりセンターの職員については午前8時30分から午後5時15分までの勤務を想定しています。また、状況によって、この時間帯以外の勤務（残業等）が発生する場合があります。 |
| 220 | 要求水準書 | 145 | 6 | 第9 | 1 | (1) | エ | | | | | 開館・開所・開園時間等 表9-2 施設の 開館時間及び 休館日 | 児童交通公園は、団体利用・個人利用等で時間帯を設定する事は可能と注釈で記載があるが、事業者が展開する事業で時間帯貸し切りで使用する事も可能という認識でよろしいでしょうか。 | 事業者が市より行為の許可を受け、自主事業で時間帯貸切（専用利用）を行うことは可能です。 |
| 221 | 要求水準書 | 145 | 6 | 第9 | 1 | (1) | エ | | | | | 開館・開所・開園時間等 表9-2 施設の 開館時間及び 休館日 | 記載時間外の無法駐車について、事業者レベルでどこまでの対応が必要でしょうか。また、時間外において入口に入退場ができないようバリカー等（駐車場管制設備含む）を設置した想定で無法駐車を確認できた場合は、締めきっても問題ないでしょうか。 | 時間外の入退場を制限することも可能ですが、勘違いや認識不足で駐車してしまうことが無いよう、運営時間帯について周知してください。 |
| 222 | 要求水準書 | 145 | 6 | 第9 | 1 | (1) | エ | 表 9-2 | | | | | 上記分散配置時の開館時間について フリースペースの開館時間は窓口スペースに合わせて他より30分早く設定されているが、分散配置した箇所については他と同様に9時開館でよろしいでしょうか。 | フリースペースを複数に分散して配置する場合においても8時30分から利用できる施設として計画してください。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|----|------|---|-----|---|------|---|-----|--|--------------------|--|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 223 | 要求水準書 | 145 | 6 | 第9 | 1 | (1) | エ | 表9-2 | | | | 公園管理事務所 | 表9-2では鹿沼公園管理事務所の開館時間は10月～2月が8時～18時、3月～9月が8時～19時となっていますが、開館時間外に教室等を活用した自主事業の開催は可能でしょうか。 | 市との事前協議・承認を経て、時間外の施設活用を提案することを認めるものとします。 |
| 224 | 要求水準書 | 148 | 5 | 第9 | 1 | (5) | ウ | | | | | 運營業務報告書の作成 | 書式については、市所定のフォーマットもしくは団体において任意で作成するどちらでしょうか。また、所定のフォーマットがある場合、共有されるタイミングを伺えますでしょうか。 | 提出書類の様式は事業者の任意としますが、記載事項については市との協議により決定するものとします。 |
| 225 | 要求水準書 | 148 | 12 | 第9 | 1 | (5) | ウ | iii | | | | 運營業務報告書 | 有料施設ではない、公園全体、利用者駐車場の利用者数の報告は困難かと考えますので報告書の内容から削除していただけますでしょうか。 | 可能な範囲での報告を期待したいことから、利用者数の集計区分は例示とし、具体的な項目については本市との協議により決定するものとします。 |
| 226 | 要求水準書 | 148 | 30 | 第9 | 1 | (6) | | | | | | 貸室の利用形態及び利用予約 | Sネットに係る費用（イニシャル、ランニングとも）は不要との理解でよろしいでしょうか。 | Sネットに係る費用は市が負担します。 |
| 227 | 要求水準書 | 148 | 30 | 第9 | 1 | (6) | | | | | | 貸室の利用形態及び利用予約 | Sネットの使用に際して必要な設備、機器等は、建設業務で整備、調達される貴市の所有物と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 228 | 要求水準書 | 148 | 32 | 第9 | 1 | (6) | ア | | | | | 複合施設の利用登録ができる団体の条件 | 現在、貴市において有料施設の重複登録・利用に苦慮されていると認識しています。当施設においても市内共通システムを使用する事から同一市民・団体において引き続き重複登録を可能な仕組みで進める予定でしょうか。 | 現行のSネットの次回更新時に登録方法等の運用に変更が生じる可能性があるため、重複登録への対応は新システムの仕様に基づき行う予定です。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|--------------------|---|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 229 | 要求水準書 | 149 | 3 | 第9 | 1 | (6) | ア | | | | | 複合施設の利用登録ができる団体の条件 | 団体登録について、公民館に団体登録を行ってあい団体と記載があるが、判別方法はどのようなものを想定していますでしょうか。 | 判別方法については、登録申請時に事業者による、市公共施設予約システム利用登録申請書約款第1条の二重登録を禁止する条項を、団体が遵守しているかの審査・確認（他施設での登録状況の申告確認等）を想定しています。 |
| 230 | 要求水準書 | 151 | 6 | 第9 | 2 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | 予約受付・貸出 | 貸室については、Sネットの導入を想定しているが、使用料ではなく利用料金で問題ないでしょうか。 | 貸室には利用料金制度を導入します。利用者は「Sネット」で予約を行い、利用当日に窓口で利用料金を支払う流れとしています。 |
| 231 | 要求水準書 | 151 | 6 | 第9 | 2 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | 予約受付・貸出 | 利用料金制度を導入する予定との事だが、利用料金制度を導入している現存施設にて当日キャンセルや近日キャンセルが目立ち事業者の収入にならない他、利用率の伸び悩みにもつながっていると見受けられます。この事も踏まえ本事業の制度導入時にはキャンセル規程等についてどのように考えていますでしょうか。 | 直前のキャンセル等による利用率低下や事業者のリスク軽減の観点からも、予約・貸出を含めた貸室の適正利用を図る必要性があると考えていますが、キャンセルに伴う対応に係る具体的な内容については、事業者の提案を踏まえ、市と協議して定めるものとします。 |
| 232 | 要求水準書 | 151 | 9 | 第9 | 2 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | 予約受付・貸出 | 利用日前日又は当日に予約がされていない貸室がある場合は、利用者から希望があれば窓口で予約を受け付ける。と記載があるが、前後で予約している団体も同様に当日空枠がある場合は、同様の扱いをしても問題ございませんでしょうか。 | 前後の時間帯を既に予約している団体であっても、利用日前日又は当日に空き枠がある場合は、窓口での追加予約を認めて差し支えありません。 |
| 233 | 要求水準書 | 151 | 11 | 第9 | 2 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | 利用料金 | 貸し室の利用料金は現金のみでしょうか？もしくは事業者提案によっては、電子決済も対応可としてもよいでしょうか。 | 現金決済の取り扱いは必須としますが、事業者の費用負担および責任において各種電子決済を導入する提案も認めます。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|----|------|---|-----|---|-----|------|-----|----------|--|---|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 234 | 要求水準書 | 151 | 23 | 第9 | 2 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | 予約受付・貸出 | 別紙13に示す市が貸室を利用する場合には、事業者に利用料金を支払うという記載があるが、減免規定等はありませんでしょうか。 | 減免については、具体的な減免割合等を含め、事業者選定後に協議を行うことを想定しています。なお、現状においては、別紙13に示した市が貸室を利用する事業のうち、公民館事業については公民館使用料免除基準において免除規定を設けています。 | |
| 235 | 要求水準書 | 153 | 17 | 第9 | 2 | (1) | ア | (イ) | a | (a) | 見守り・運営業務 | 「見守り対応は、開館時間のうち小学生以下が利用できる時間帯とする」とありますが、この「小学生以下が利用できる時間帯」の設定（例：17時までとする等）については、事業者の提案、あるいは市との協議により決定することが可能でしょうか。また、当該利用時間を過ぎる際に、安全管理上の観点から、運営スタッフが利用者に対して退室を促す運用を行っても差し支えないか、併せてご教示ください。 | 「小学生以下が利用できる時間帯」は、地域のニーズや安全確保の観点を考慮し、事業者の提案を踏まえた上で市との協議により決定します。なお、市は概ね17時までを小学生以下が利用できる時間帯としてイメージしています。設定された利用時間を過ぎる際に、児童の安全管理の観点から、スタッフが利用者へ退室を促す運用を行うことは差し支えありません。 | |
| 236 | 要求水準書 | 155 | 3 | 第9 | 2 | (1) | ア | (イ) | 表9-5 | | 親子交流事業 | 親子交流事業の対象は、青少年とその親の認識で良いでしょうか？ （将来青少年になる乳幼児・小学生とその親は対象外でしょうか？） 子どもの年齢によって事業の対象を限定しない場合は、メインとなるターゲットのご想定をご教示いただけますと幸いです。 | 「青少年」の定義は「おおむね30歳未満の者をいい、小学生、中高生、青年まで幅広い年代」としています。親子交流事業について、本市が想定する主な対象は、小中学生となりますが、これについて将来的な利用促進や地域コミュニティ形成の観点から、乳幼児やその保護者（親子）を対象とした事業展開を排除するものではありません。 | |
| 237 | 要求水準書 | 157 | 14 | 第9 | 2 | (1) | ウ | (ア) | a | | 業務の内容 | デジタルサイネージを設置する場合、掛かる費用はサービス対価（施設整備に係る対価）として支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|----|------|---|----------------|---|-----|---|-----|----------------------|--|--|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 238 | 要求水準書 | 158 | 7 | 第9 | 2 | (1) | ウ | (イ) | a | (b) | 利用者対応業務 | 「他のスポーツ施設の利用料」について、内容や発生頻度や入金額の想定などを具体的に御教示願います。 | Sネットに対応している運動施設のすべてが対象です。R7年度の鹿沼公園窓口で徴収した施設使用料件数は1,765件、合計金額は2,661,450円です。別紙のとおり開示します。 | |
| 239 | 要求水準書 | 167 | 17 | 第10 | 2 | | | | | | 自動販売機の設置管理 | 指定管理者が設置できる自動販売機の台数や設置場所に制限がございましたらご教示ください。 | 具体的な台数の上限や設置位置の指定はありませんが、複合施設及び鹿沼公園の機能を阻害しないように適切に設置してください。 | |
| 240 | 要求水準書 | 168 | 1 | 第10 | 3 | 表10-1 | | | | | 表 10-1 自主事業の区分（複合施設） | A-①～④について、A-④のみ、「※行政財産の目的外使用許可は、指定管理者に対して付与する」と記載があります。①～③と、④の、目的外使用許可を付与する主体に対する扱いに、違いがあるのでしょうか。 | A-②からA-④全てにおいて、目的外使用許可を付与する主体は事業者（指定管理者）となります。扱いに違いはありません。 | |
| 241 | 要求水準書 | 168 | 1 | 第10 | 3 | 表10-1 | | | | | 表 10-1 自主事業の区分（複合施設） | No.A-①、No.A-⑤はそれぞれ同じ表記となっておりますが、どのような違いがあるのでしょうか。 | A-①、A-⑤は同様の要件を指しており誤記となります。ご指摘を踏まえ、要求水準書を修正します。 | |
| 242 | 要求水準書 | 168 | 1 | 第10 | 3 | 表10-1 | | | | | 自主事業の区分 | A-①とA-⑤はどのような違いがございますでしょうか。 | A-①、A-⑤は同様の要件を指しており誤記となります。ご指摘を踏まえ、要求水準書を修正します。 | |
| 243 | 要求水準書 | 168 | 31 | 第10 | 3 | 表10-1 表10-2 | | | | ※ | 自主事業の区分 | 「自主事業の実施に際して、事業者が支払う使用料等については、条例や規則により減免される場合がある。」との記載がありますが、どのような条件であればお認めいただけますでしょうか。複合施設の一部を飲食・物販事業のために使用する場合、減免をお認めいただくことは可能でしょうか。 | 本事業の目的や施設の設置目的に寄与するものなど公共性の高いものであると判断できる場合は、減免の対象となる可能性があります。具体的な減免の適否や減免率等については、自主事業の内容や運営形態等を踏まえ、市有財産条例や今後制定予定の複合施設に関する条例などの関係法令等に照らして判断を行うことを想定しています。 | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|----|------|----|-----|-----|---|-----|---|-------------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | |
| 244 | 要求水準書 | 170 | 1 | 第11 | 1 | | | | | | 事業提案施設の運営主体 | 事業者提案施設の運営主体はコンソーシアムの構成員又は協力企業に限られますでしょうか。 | 事業者提案施設の設置にあたっては、事業者、構成企業又は協力企業のいずれかの実際に施設を設置する主体に対して設置管理許可を付与します。施設の所有は、設置管理許可を受けた事業者となりますが、運営においては提案書類で委託予定とする第三者若しくは市が個別に承諾を行った第三者への委託を認めるものとします。 |
| 245 | 要求水準書 | 170 | 1 | 第11 | 1 | | | | | | 事業者提案施設 | 事業者提案施設は、事業者、構成企業又は協力企業以外の第三者に委託し又は請け負わせても良いと考えて良いでしょうか。 | 事業者提案施設の設置にあたっては、事業者、構成企業又は協力企業のいずれかの実際に施設を設置する主体に対して設置管理許可を付与します。施設の所有は、設置管理許可を受けた事業者となりますが、運営においては提案書類で委託予定とする第三者若しくは市が個別に承諾を行った第三者への委託を認めるものとします。 |
| 246 | 要求水準書 | 170 | 27 | 第11 | 1 | | | | | | 事業者提案施設の設置 | 「設置管理許可に基づく使用料は、事業者提案施設に係る工事の着手時から発生するものとする。」との記載がございますが、工事期間中も相模原市都市公園条例別表第2の1の公園施設の設置許可による土地の使用料の金額を支払うということで宜しいでしょうか。 | 工事期間中であっても、当該規定に基づき、所定の土地使用料の金額を市にお支払いいただくこととなります。 |
| 247 | 要求水準書 | 108 | 13 | 第5 | 2 | (2) | | | | | 段階整備に係る統括調整 | 鹿沼公園の段階的な整備においては、遊びのゾーンを先行して整備し、それ以外のゾーンは提案によるものとされています。段階整備に伴う供用中エリアと工事中エリアの調整、利用者動線、安全対策、広報調整等は建設業務責任者が対応を行い統括管理業務の対象に含まれない理解でよろしいでしょうか。 | 鹿沼公園の段階的な施工に係る調整や対応は建設業務において実施し、これに伴い事業全体の調整等が必要な場合には統括管理業務にて実施することを想定しています。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|----|------|---|-----|---------------|-----|---|-----|--|------------------|--|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 248 | 要求水準書 | 119 | 2 | 第7 | 2 | (4) | 表 7-1 | | | | | 開業式典及び 内覧会招待者 | 表 7-1 開業式典等の役割分担のうち、「開業式典及び内覧会招待者リスト作成」について、貴市側が招待する方の想定があればあればご教示願います。 | 現時点で明確な招待者等は定まっておりませんが、市関係者、議会関係者、地元自治会・地域住民代表、関連団体関係者などの招待を想定しています。 |
| 249 | 要求水準書 | 38 | 1 | 第2 | 5 | (2) | ア 表 2-7 | | | | | 子どものための スペース | 表中に示す面積は、現在の各施設の利用状況等を踏まえ、市が設定した面積とありますが、アクティブエリア100㎡、ベビーエリア・静かに遊ぶエリア70㎡の設定根拠となった参考資料等がございましたら、ご提供をお願いいたします。 また、授乳スペースやおむつ交換台について、人目に配慮した仕様を想定しておりますが、これらのスペースも70㎡に含まれる想定でしょうか。 | 要求水準書 表 2-7に示す各エリアの面積は、市における児童館や類似施設を参考に設定した参考面積であり、提案において異なる面積を設定していただくことが可能です。 なお、授乳スペースやおむつ交換台などの付随する諸機能については、原則としてベビーエリアの面積に含めてください。 |
| 250 | 要求水準書 | 45 | 1 | 第2 | 5 | (2) | イ | (イ) | a | | | 各エリア共通 | 各エリアに「利用者の荷物置き用のロッカー」「下足入れ」「防犯カメラ」を設置すると読み取れますが、死角を減らす観点やスペースと予算の観点から、各エリア（アクティブエリア・静かに遊ぶエリア・ベビーエリア）への設置ではなく、子どものためのスペース全体での設置とさせていただくことは可能でしょうか。 | 各エリアの定員や利用形態に支障がないと認められる計画であれば、個別のエリアごとではなく、子どものためのスペース全体として集約して配置する提案も可能です。 |
| 251 | 要求水準書 | 45 | 14 | 第2 | 5 | (3) | イ | (イ) | a | | | アクティブエ リア | 「靴を脱いで使用するものとし、各エリアに定員分の下足入を設けること」とありますが、アクティブエリアで遊具（卓球等）をする際も、裸足で行う認識でしょうか。アクティブエリアでの靴の着脱については、事業者の提案にお任せいただくことは可能でしょうか。 | 児童の安全確保や衛生面、床材の仕様等を考慮した上で、靴の着脱運用については、事業者の提案によるものとします。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|---------------------------------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|-----|-------------------------------------|---|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | | |
| 252 | 要求水準書 | 82 | 14 | 第2 | 6 | (4) | イ | | | | | | (4) 多世代健康スポーツゾーン イ 多世代向け健康スポーツ施設 | 日陰対策としてのご提案とのことですが、パーゴラについては必須設置ではない、という解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。同等の機能が担保できる他の方法がある場合において、パーゴラを設置することを必須とするものではありません。 |
| 253 | 要求水準書 | 82 | 9 | 第2 | 6 | (4) | ア | | | | | | (4) 多世代健康スポーツゾーン ア テニスコート | 日陰対策としてのご提案とのことですが、パーゴラについては必須設置ではない、という解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。同等の機能が担保できる他の方法がある場合において、パーゴラを設置することを必須とするものではありません。 |
| 254 | 要求水準書 | 84 | 3 | 第2 | 6 | (7) | ア | | | | | | (7) 駐車場ゾーン ア 利用者駐車場 | 利用者駐車場整備台数140台下限とするとあるが、障がい者駐車場台数もその台数に含むとする考えでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 255 | 別紙8_什器・備品リスト | - | | | | | | | | | | | | リストの「規格等」の欄で特に記載のないものは事業者の裁量でグレード感等を決めてもよろしいのでしょうか。 | 特定の規格や品番の指定がない物品については、施設の要求水準を満たし、公共施設として一般的なグレード（品質・安全性・機能・耐用年数等）を備えているものであれば、具体的な仕様や製品の選択は事業者の提案に委ねるものとします。 |
| 256 | 別紙12_設計、建設、工事監理業務における成果品及び提出書類等 | 1 | - | 1 | | | | | | | | | 基本設計成果品 鳥瞰図・透視図 | 枚数や仕様（解像度、データ形式、額の有無など）はありますでしょうか。 | 基本設計の成果品として作成する鳥瞰図・透視図については、A3サイズで鮮明な印刷が行える解像度以上の解像度で作成して下さい。データの形式については、事業者の提案とします。額等は不要です。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|---------------------------------|---|---|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|--------------------|--|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 257 | 別紙12_設計、建設、工事監理業務における成果品及び提出書類等 | 1 | - | 1 | | | | | | | | 基本設計成果品 | 工事費概算書とは細目までは必要ないという解釈でしょうか。 | 工事費概算書には細目別内訳までの記載は想定しておりません。 |
| 258 | 別紙12_設計、建設、工事監理業務における成果品及び提出書類等 | 1 | - | 1 | | | | | | | | 基本設計成果品 | コスト管理表とは具体的な様式はございますでしょうか。 | 市が指定する様式はありません。 |
| 259 | 別紙12_設計、建設、工事監理業務における成果品及び提出書類等 | 3 | - | 1 | | | | | | | | 実施設計成果品 鳥瞰図・透視図 | 枚数や仕様（解像度、データ形式、額の有無など）はありますでしょうか。 | 実施設計の成果品として作成する鳥瞰図・透視図については、A3サイズで鮮明な印刷が行える解像度以上の解像度で作成して下さい。データの形式については、事業者の提案とします。額等は不要です。 |
| 260 | 別紙12_設計、建設、工事監理業務における成果品及び提出書類等 | 3 | - | 2 | | | | | | | | 実施設計成果品 | 各工事費概算書とは別に工事費内訳明細書が必要とのことですが、こちらは官庁積算用の内訳書ということでしょうか。 | 実施設計完了時においては、設計内容に基づき細目レベルの内訳明細書の書類を求めています。基本的には、公共建築工事積算基準及び土木工事積算基準に従い作成した内訳書を提出していただくことを想定しております。 |
| 261 | 別紙12_設計、建設、工事監理業務における成果品及び提出書類等 | 5 | - | 5 | | | | | | | | 解体設計図書 | 事業者は「別紙12 設計、建設、工事監理業務における成果品及び提出書類等」を含む書類を市に提出とあります。解体にかかる設計完了時に記載の内容の図面を作成するには、相当な期間とコストが必要になります。提出する図面について、隠蔽部など一部作成が難しい箇所もあるかと存じますが、貴市の要望と照らし合わせながら提出内容については協議可能という認識でよろしいでしょうか。 | 別紙12は参考として示すものであり、これを基に協議して定めることとしています。解体工事の設計完了時の図面についても、市との協議により定めます。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------|----|----|------|-----|------|-----|------|---|-----|--|---------------------------------------|--|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 262 | 落札者決定基準 | 12 | 16 | 6 | (2) | ウ | (7) | 表6-3 | | | | 表6-3 評価項目及び配点 8.自主事業、事業者提案施設に関する事項 | 評価の視点として、自主事業に関するものと事業者提案施設に関する記載があります。が、どちらも提案しない場合は本項目は0点であるものの要求水準未達ではない、との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 263 | 落札者決定基準 | 12 | 16 | 6 | (2) | ウ | (7) | 表6-3 | | | | 表6-3 評価項目及び配点 8.自主事業、事業者提案施設に関する事項 | 自主事業、事業者提案施設の何れか一方しか提案しない場合でも、提案内容が優れていればA評価（8点）になるとの理解でよろしいでしょうか。 | 評価の視点に基づき、提案された内容（自主事業、または事業者提案施設）が、施設の賑わい創出や利便性向上、管理の安定性に極めて優れており、市が求める水準を十分に満たしていると評価される場合は、何れか一方の提案であってもAランクの評価を得ることはできるものと考えます。 |
| 264 | 落札者決定基準 | 12 | 16 | 6 | (2) | ウ | (7) | 表6-3 | | | | 自主事業・事業者提案施設の取組方針、計画 | 自主事業と事業者提案施設が同じ評価項目となっているが、複合施設内で飲食物販の提案を行った場合と公園内に事業者提案施設として飲食・物販施設の提案を行った場合では評価に差が生じるのでしょうか。また自主事業として複合施設内に飲食や物販店舗を誘致したとしても、事業者提案施設を提案しない場合、当項目の満点である8点は得られないのでしょうか。 | 審査の内容については言及はできませんが、事業者提案施設と自主事業の双方を提案しないと満点が取れないものとは考えておりません。 |
| 265 | 様式集及び記載要領【Word】 | 1 | 14 | 1 | (2) | 表1-2 | | | | | | 参加資格要件確認書 | 建設施設の維持管理を行う者が、土木施設（公園）の維持管理の一部を担う場合には、様式Ⅲ-14も提出が必要でしょうか。 | 1つの企業が複数の業務を実施する場合は、それぞれの資格要件を満たすことを証明するため、該当する参加資格要件確認書の様式を作成し提出してください。 |
| 266 | 様式集及び記載要領【Word】 | 1 | 5 | 1 | (2) | 表1-2 | | | | | | 参加資格要件確認書 | 代表企業が担う統括管理業務の一部のみを担う企業は、参加資格要件確認書は不要でしょうか。念のためご確認させていただきます。 | 統括管理業務を行う企業（統括管理企業）の参加資格要件確認書の様式を準備します。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|-----------------|---|----|------|-----|----------|---|-----|-----|---------------------|--|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | | | | a |
| 267 | 様式集及び記載要領【Word】 | 2 | 8 | 1 | (4) | 表1-4 | | | | 要求水準 チェックリス ト | 要求水準チェックリストは、A4で出力でよろしいでしょうか。念のためご確認させていただきます。 | 用紙サイズはA3で出力をお願いいたします。 |
| 268 | 様式集及び記載要領【Word】 | 2 | 8 | 1 | (4) | 表1-4 | | | | 要求水準 チェックリス ト | 要求水準チェックリストの用紙サイズはA3ではないでしょうか。 | 用紙サイズはA3で出力をお願いいたします。 |
| 269 | 様式集及び記載要領【Word】 | 2 | 2 | 1 | (2) | 表 1-2 | | | | 参加資格要件 確認書 | 様式Ⅲ-15は、開業準備業務（維持管理業務）を行う企業も提出が必要でしょうか。念のためご確認させていただきます。 | 開業準備業務のうち、開業準備業務（維持管理業務）のみを実施する企業は、様式Ⅲ-13又は様式Ⅲ-14の維持管理企業の参加資格要件確認書を作成し、提出してください。 |
| 270 | 様式集及び記載要領【Word】 | 7 | 19 | 2 | (1) | | | | | 記載内容及び 作成方法 | 「提案審査書類には、特に指定する場合を除き、金融機関名も含め、社名等の提出者を特定できるような事項の記載を一切行わないこと。」とありますが、提出者を特定できるような社名でなければ、構成員・金融機関以外の社名を記載しても構わないとの理解でよろしいでしょうか。 | 応募グループに属さない企業や金融機関等が、本事業に対して第三者の立場で協力する場合、当該企業や金融機関の名称も表記を行わないようにしてください。 また、本事業に関わらない企業であっても構成員以外の企業名から、構成員の企業名を類推できるような企業名も記載できません。 |
| 271 | 様式集及び記載要領【Word】 | 7 | 19 | 2 | (1) | | | | | 記載内容及び 作成方法 | 「提案審査書類には、特に指定する場合を除き、金融機関名も含め、社名等の提出者を特定できるような事項の記載を一切行わないこと。」との記載がございますが、応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。 | 応募グループに属さない企業や金融機関等が、本事業に対して第三者の立場で協力する場合、当該企業や金融機関の名称も表記を行わないようにしてください。 また、本事業に関わらない企業であっても構成員以外の企業名から、構成員の企業名を類推できるような企業名も記載できません。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------|---|----|------|-----|------|---|-----|---|-----|--|-------------------|---|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 272 | 様式集及び記載要領【Word】 | 7 | 19 | 2 | (1) | | | | | | | 記載内容及び作成方法 | P.7記載要領等の箇所には「提案審査書類には、特に指定する場合を除き、金融機関名も含め、社名等の提出者を特定できるような事項の記載を一切行わないこと。」との記載があり、P.9の正本及び副本の作成に関する留意事項には「入札参加者の各企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等（データファイルのプロパティ等の情報も含む）の表示はしないこと（提案審査書類提出書は除く）。」との記載がございますが、構成員以外の下請け企業も含め企業名を記載できないということでしょうか。 | 応募グループに属さない企業や金融機関等が、本事業に対して第三者の立場で協力する場合、当該企業や金融機関の名称も表記を行わないようにしてください。 また、本事業に関わらない企業であっても構成員以外の企業名から、構成員の企業名を類推できるような企業名も記載できません。 |
| 273 | 様式集及び記載要領【Word】 | 7 | 19 | 2 | (1) | | | | | | | 記載内容及び作成方法 | 様式IX-3には「入札参加者の構成員と関係ない第三者（金融機関等）の場合は実名を記載してください。」との記載がございますが、そのページのみ企業名の記載可との理解で宜しいでしょうか。 | 入札参加者の構成員と関係のない第三者（金融機関等）としていますが、金融機関についても名称の記載を認めないものとして修正します。 |
| 274 | 様式集及び記載要領【Word】 | 8 | 27 | 2 | (2) | 表2-1 | | | | | | 決算報告書 | 様式IX-13についても、片面印刷で、右肩に通し番号と様式ごとの全体枚数は必須でしょうか。 | 様式IX-13については、両面印刷で印刷して下さい。また、通し番号と様式ごとの全体枚数の記載は不要です。 |
| 275 | 様式集及び記載要領【Word】 | 9 | 2 | 2 | (2) | 表2-2 | | | | | | 正本及び副本の作成に関する留意事項 | 正本、副本ともに企業名は伏せて記載し、企業名対応表を添付のうえ提出する形よろしいでしょうか。 | 正本については、企業名や社印（実名）を記載すべき指定の様式（提出書や誓約書等）は実名での記載・押印が必要となります。副本については、審査の公平性（匿名性）を保つため、一切の企業名やロゴ等を伏せて（匿名化して）作成してください。企業名対応表の添付は認めます。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|-----------------|----|---|------|-----|-----|---------|-----|---|-----|--|-----|---------------------|--|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | | |
| 276 | 様式集及び記載要領【Word】 | 9 | 2 | 2 | (2) | 表 | 2-2 | | | | | | 正本及び副本の作成に関する留意事項 | <p>正本・副本の書類内容は同じものとし、正本には企業名を照らし合わせる一覧表を添付する形でも宜しいでしょうか。</p> | <p>正本については、企業名や社印（実名）を記載すべき指定の様式（提出書や誓約書等）は実名での記載・押印が必要となります。副本については、審査の公平性（匿名性）を保つため、一切の企業名やロゴ等を伏せて（匿名化して）作成してください。企業名対応表の添付は認めます。</p> |
| 277 | 様式集及び記載要領【Word】 | 9 | 4 | 2 | (2) | | | | | | | | 正本及び副本の作成に関する留意事項 | <p>Excelファイルを除き、それ以外は全てPDFデータのみでの提出で宜しいでしょうか。</p> | <p>様式集及び記載要領の「提出書類一覧」に規定するファイル形式にてご提出ください。 なお、参加表明及び入札参加資格確認に関する提出書類についても電子データにてご提出いただくものとします。</p> |
| 278 | 様式集及び記載要領【Word】 | 16 | - | 3 | (2) | III | 様式III-1 | | | | | | 様式III-1 入札参加表明書 | <p>本事業への参加表明に記載する会社情報は、本社情報でよろしいでしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名、住所である必要がありますでしょうか。</p> | <p>原則として、市への入札参加資格者名簿において、本事業の入札・契約権限を直接有している登録拠点の情報を記載してください。</p> |
| 279 | 様式集及び記載要領【Word】 | 17 | - | 3 | (2) | III | 様式III-2 | | | | | | 本事業における役割 | <p>代表企業が担う統括管理業務の一部のみを担う構成企業又は協力企業は、本事業における役割欄にどのように記載すればよろしいでしょうか。</p> | <p>統括管理業務を行う企業（統括管理企業）の参加資格要件確認書の様式を準備します。</p> |
| 280 | 様式集及び記載要領【Word】 | 17 | - | 3 | (2) | III | 様式III-2 | | | | | | 様式III-2 入札参加者の構成 | <p>「※ 本事業における役割欄には、「設計」「建設」「工事監理」「維持管理」「開業準備」「運営」のいずれかを記載したうえで、具体的な内容について補足してください。複数の場合は複数記入して下さい。」とございますが、統括管理業務の一部を担う企業は「運営（SPC）」のような記載をする認識で間違いございませんでしょうか。</p> | <p>統括管理業務を行う企業（統括管理企業）の参加資格要件確認書の様式を準備します。</p> |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------|----|---|------|----|-----|-----|---------|-----|---|-----|----------------------------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 281 | 様式集及び記載要領【Word】 | 18 | 1 | | 3 | (2) | III | 様式III-2 | | | ※ | 様式III-2 | 「※本事業における役割欄には、「設計」「建設」「工事監理」「維持管理」「開業準備」「運営」のいずれかを記載したうえで、具体的な内容について補足してください。」とありますが、いずれの役割にも該当しない企業（ファイナンシャルアドバイザー業務等）はどのように記載すればよろしいでしょうか。 | 「その他（〇〇〇）」とし、グループ内での実際の分担内容が明確に伝わる表記としてください。〇〇〇部分には分担内容・業務内容等を記載して下さい。 |
| 282 | 様式集及び記載要領【Word】 | 18 | 2 | | 3 | (2) | III | 様式III-2 | | | ※ | 様式III-2 入札参加表者の構成 | 代表企業が統括管理業務のみ実施する場合、本事業における役割は『その他（統括管理業務）』と記載すればよいでしょうか。 | 統括管理業務を行う企業（統括管理企業）の参加資格要件確認書の様式を準備します。 |
| 283 | 様式集及び記載要領【Word】 | 23 | 1 | | 3 | (2) | III | 様式III-7 | | | | 参加資格要件確認 | 建設を行う企業が解体を行う企業と同じ場合は建設業許可の添付は一枚で宜しいでしょうか。 | 建設を行う企業が解体を行う企業と同じ場合は建設業許可を受けた者であることを証する書類は1部のみ提出で問題ありません。 |
| 284 | 様式集及び記載要領【Word】 | 23 | - | | 3 | (2) | III | 様式III-7 | | | | 様式III-7 建築工事を行う者の参加資格要件に関する書類 | 建設業務のうち什器・備品の調達設置のみ行う企業は、様式III-7を用い商号又は名称など記載可能な箇所に記入するという理解でよろしいでしょうか。 | 什器・備品の調達設置業務を行う企業の参加資格要件確認書の様式を準備します。 |
| 285 | 様式集及び記載要領【Word】 | 23 | - | | 3 | (2) | III | 様式III-7 | | | | 実績証明書類 | 実績証明書類はCORINSでよろしいでしょうか。 | 実績を証明する書類としてCORINSの登録内容確認書等を提出していただくことは可能です。 |
| 286 | 様式集及び記載要領【Word】 | 24 | - | | 3 | (2) | III | 様式III-7 | | | | 担当内容 | JVでの参加を行う場合、請負比率や業務分担等を提出様式内で明確にする必要がありますか。 | 事業者（SPC）から建設企業がJVを組成して建設工事を請け負う場合、様式III-7に出資比率や施工分担等の内容を記載することは求めておりません。 様式III-7については、個別の企業ごとに作成してください。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------|----|---|------|-----|-----|------------------|-----|---|-----|-------------------------------------|--|---|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 287 | 様式集及び記載要領【Word】 | 26 | - | 3 | (2) | III | 様式III-10からIII-18 | | | | 様式III-10～III-18 各業務の参加資格要件に関する書類 | 統括管理業務の一部を担う企業は、参加要件に関する書類の提出は不要という理解で間違いはないでしょうか。 | 統括管理業務を行う企業（統括管理企業）の参加資格要件確認書の様式を準備します。 | |
| 288 | 様式集及び記載要領【Word】 | 32 | - | 3 | (2) | III | 様式III-15 | | | | 参加資格要件に関する書類 | 開業準備業務を行う者と運営を行う者の参加資格要件は同じだが、添付書類としては1部だけの提出で宜しいでしょうか。またその場合は開業準備業務を行う者の参加資格要件に関する書類の方に添付する形でよろしいでしょうか。 | 開業準備業務と運営業務の双方を担当する企業は、参加資格要件確認書の添付書類は1部で構いません。この場合、開業準備業務に関する書類と運営業務の書類のどちらの添付資料として取り扱っていただいても問題ありません。 | |
| 289 | 様式集及び記載要領【Word】 | 36 | - | 3 | (2) | III | 様式III-19 | | | | 関連企業申告書 | 本書類はコンソーシアム内で資本関係または人的関係にある企業でしょうか。それとも本事業に参画しなくとも関連会社を提出するというのでしょうか。 | 応募したグループの構成員が、他グループの各構成員と資本面、人事面での関係がないことを確認するために提出していただくものであり、当該構成員の関連会社を記載して提出していただきます。 | |
| 290 | 様式集及び記載要領【Word】 | 36 | - | 3 | (2) | III | 様式III-19 | | | 3 | 関連企業申告書 | 入札の適正さが阻害されると認められうる関係とは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。 | 入札説明書「2（1）共通する参加資格要件」に示す「事業共同組合と組合員の関係にある場合」や「特別な提携関係にある場合」を想定しています。 | |
| 291 | 様式集及び記載要領【Word】 | 39 | - | 3 | (2) | III | 様式III-21 | | | | 委任状（代表企業） | 本書式は代表企業の従業員が入札する場合も必要でしょうか。 | 必要となります。 | |
| 292 | 様式集及び記載要領【Word】 | 39 | - | 3 | (2) | III | 様式III-21 | | | | 様式III-21 委任状(代表企業) | 弊社は貴市の入札参加資格を横浜支社で登録しており、申請時には代表取締役から支社長へ委任しております。本様式については、支社長から入札担当者へ委任するとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------|-----|---|------|-----|-----|---------|-----|---|-----|--|--|--|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 293 | 様式集及び記載要領【Word】 | 46 | - | 3 | (4) | V | 様式V-2 | | | | | 様式V-2 入札価格内訳書 | 維持管理・運営費の消費税については、各回（四半期ごと）の累計が事業期間の合計額に10%をかけたもののどちらで記載すればよろしいでしょうか。 | 各回の累計として計算してください。 |
| 294 | 様式集及び記載要領【Word】 | 49 | - | 3 | (4) | VI | 様式VI-1 | | | | | 様式VI-1 提案審査書類提出書 | 委任状(代表企業)にて受任した者の印を押印する理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 295 | 様式集及び記載要領【Word】 | 50 | - | 3 | (4) | VI | 様式VI-2 | | | | | 様式VI-2 要求水準に関する誓約書 | 委任状(代表企業)にて受任した者の印を押印する理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 296 | 様式集及び記載要領【Word】 | 112 | - | 3 | (4) | IX | 様式IX-13 | | | | | 様式IX-13 決算報告書 | 有価証券報告書は百～数百ページにおよぶため、有価証券報告書を作成している企業につきましても、会社法に基づく計算書類及び附属明細書（連結計算書類がある場合はこれを含む）のご提出で差し支えないものとしてお認めいただけますでしょうか。 | 審査にあたり必要な財務状況（直近の決算数値等）が適正に確認できる書類であれば、膨大な有価証券報告書の全ページに代えて、会社法に基づき株主総会等に提出・承認された「計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）」および「附属明細書」（連結対象企業の場合は連結計算書類含む）の提出による代替を認めます。 |
| 297 | 様式集及び記載要領【Word】 | - | - | - | | | | | | | | 提出方法 | 関心表明書等の添付書類の提出方法は、任意でよろしいでしょうか。 | 様式集および記載要領に定められた必須の提出書類以外の添付書類（関心表明書等）について提出することは可能です。この場合の添付書類の提出方法は任意とします。 |
| 298 | 様式集及び記載要領【Word】 | - | - | - | | | | | | | | 様式VII-1-5 【事業全般に関する事項】 資金調達・収支計画 | 提案書の内容を補足説明するための資料として、「融資確約書」や「関心表明書」といった提案内容の確証として提案書に添付して提出することが一般的ですので、添付資料の提出をお認め頂けませんでしょうか。 | 様式集および記載要領に定められた必須の提出書類以外の添付書類（関心表明書等）について提出することは可能です。この場合の添付書類の提出方法は任意とします。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|------------------|--------|----|------|---|-----|------|-----------------|---|-----|--|-----|------------------------|---|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | | |
| 299 | 様式集及び記載要領【Word】 | 19から35 | 1 | | 3 | (2) | III | 様式III-5からIII-18 | | | | | 様式III-5～18参加資格要件に関する書類 | 統括管理業務のみを実施する者につきましては、参加資格要件に係る書類及び添付書類の提出は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。 | 統括管理業務を行う企業（統括管理企業）の参加資格要件確認書の様式を準備します。 |
| 300 | 様式集及び記載要領【Word】 | 5,6 | 14 | | 1 | (4) | 表1-4 | | | | | | 提案審査書類【図面等】 | 様式番号X-2の各図面について、縮尺の指定はないものと考えてよろしいでしょうか。 | 図面の種類により標準的な縮尺を設定いただくことを想定していますが、特に指定はしていません。 |
| 301 | 様式集及び記載要領【Excel】 | 4 | - | | | | | | | | | | 様式VI-3_要求水準チェックリスト | 要求水準の達成状況の「達成状況」の欄にはどのような内容を記載すれば宜しいでしょうか。 また要求水準は満たしているが、特に提案書に記載していない内容であれば応募者確認欄にチェックを入れるのみで宜しいでしょうか。 | 要求水準チェックリスト（様式VI-3）の記述において、「達成状況」の欄には、達成していると判断する内容を記載してください。例えば、駐車場台数140台以上とする要求水準においては『143台確保』というような記載となります。提案書に記載がない事項で、要求水準を満たす予定の項目については、「達成状況」の欄に『実現可能』と記載して下さい。 |
| 302 | 様式集及び記載要領【Excel】 | 22 | - | | | | | | | | | | 様式IX-1サービス対価等内訳書【年度別】 | 平準化した場合の端数処理については事業者側の提案でよろしいでしょうか。 | 端数が生じた場合は、最終回にて調整してください。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------|----|---|--------|----|---|-----|---|-----|---|-----|----------------------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 303 | 様式集及び記載要領【Excel】 | 28 | - | 様式IX-4 | | | | | | | | 様式IX-4 事業収支計画書 | DSCRについて、計算式が記載ありますが、実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。 | ご提案の方法によりDSCRを算定していただくことは可能です。ただし、様式に記載の方法で算定するDSCRはそのまま記載したうえで、ご提案の方法によるDSCRを追記してください。 |
| 304 | 様式集及び記載要領【Excel】 | 28 | - | 様式IX-4 | | | | | | | | 様式IX-4 事業収支計画書 | 参考指標としてのDSCRについては、事業期間中の平均値と最低値のみの記載で毎年度の数値を記載する必要はないという認識で間違いありませんでしょうか。 | 毎年度のDSCRを記載したうえで、平均値と最低値を記載して下さい。 |
| 305 | 様式集及び記載要領【Excel】 | 30 | - | 様式IX-5 | | | | | | | | 様式IX-5 設計・建設費等の内訳 | 複合施設建設敷地と公園整備敷地の境界は、事業者が任意に設定できると理解してよろしいでしょうか。 | 工事費算定上の境界については、実際に建築工事として実施する範囲と土木工事（公園工事）として実施する範囲に区分して集計してください。 |
| 306 | 様式集及び記載要領【Excel】 | 30 | - | 様式IX-5 | | | | | | | | 様式IX-5 設計・建設費等の内訳 | 複合施設建設に必要な車両通路部分などの整備については、土工事を「1 複合施設（2）建設費」とし、造園工事を「4 鹿沼公園南側エリア（2）a. 建設費（土木工事）」とするなど、事業者が任意に設定できると理解してよろしいでしょうか。 | 工事費算定上の境界については、実際に建築工事として実施する範囲と土木工事（公園工事）として実施する範囲に区分して集計してください。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------|--------|---|--------------|----|---|-----|---|-----|---|-----|----------------------|--|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 307 | 様式集及び記載要領【Excel】 | 30 | - | 様式IX-5 | | | | | | | | 様式IX-5 設計・建設費等の内訳 | 複合施設建設敷地内の「既存樹木伐採等工事」は、「1 複合施設（2）建設費」か「4 鹿沼公園南側エリア（2）a. 建設費（土木工事）」のどちらに区分すると考えればよろしいでしょうか。 | 工事費算定上の境界については、実際に建築工事として実施する範囲と土木工事（公園工事）として実施する範囲に区分して集計してください。 |
| 308 | 様式集及び記載要領【Excel】 | 30 | - | 様式IX-5 | | | | | | | | 様式IX-5 設計・建設費等の内訳 | 複合施設建設敷地内の「既存インフラ撤去工事」は、「1 複合施設（2）建設費」か「4 鹿沼公園南側エリア（2）a. 建設費（土木工事）」のどちらに区分すると考えればよろしいでしょうか。 | 工事費算定上の境界については、実際に建築工事として実施する範囲と土木工事（公園工事）として実施する範囲に区分して集計してください。 |
| 309 | 様式集及び記載要領【Excel】 | 30 | - | 様式IX-5 | | | | | | | | 様式IX-5 設計・建設費等の内訳 | 4（2）c. 解体工事費（※現鹿沼公園内建築物）について「公園管理事務所、児童交通公園管理事務所及びトイレ」の解体を行う企業と「その他の公園工作物（ネットフェンス、四阿など）」の解体を行う企業が異なる場合、それぞれを分けて記載してもよろしいでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 310 | 様式集及び記載要領【EXCEL】 | 30から46 | - | 様式IX-5からIX-9 | | | | | | | | | 様式IX-5から様式IX-9に記載する各費用は、様式IX-4損益計算書中の「営業費用」とリンクするという理解で良いでしょうか。前述理解が正しい場合、営業収入中のサービス対価の金額とは一部相違が出る認識です。 | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|---|----|------|----|---|-----|---|-----|---|-----|-----------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 311 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 2 | 44 | 1 | 表1 | | | | | | | B-2-② | サービス対価B-2-②は、【鹿沼公園北側エリアの開業準備に関する以下の費用】・鹿沼公園北側エリアの光熱水費（鹿沼公園北側エリアの引渡し日から開園前日までの費用）と説明がありますが、これは「複合施設完成から、北側駐車場エリアの解体撤去期間及び利用者駐車場整備期間」を指すとの理解に相違ないでしょうか。 | ご質問の期間は、工事期間であり、サービス対価B-2-②の対象範囲には含まれません。ここでは、利用者駐車場の引渡し日から利用者駐車場の開園前日までに光熱水費を要した場合の費用になります。 |
| 312 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 2 | - | 1 | 表1 | | | | | | | 臨時駐車場の撤去費用の計上場所 | 臨時駐車場の撤去費用は「サービス対価A-4」の【鹿沼公園内の臨時駐車場の整備に関する建設業務費】に計上すればよろしいでしょうか？異なる場合は具体的な計上場所につきご教示ください。 | 臨時駐車場の設置に係る費用はサービス対価A-4に含めますが、臨時駐車場の撤去に係る費用は、鹿沼公園南側エリアの整備に係る費用の一部として、サービス対価A-3に含めてください。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|---|----|------|----|-----|---|-----|---|-----|--|-----------|---|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 313 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 2 | - | 1 | 表1 | | | | | | | 割賦計算開始時期 | <p>本資料P2の表1のサービス対価A-4（割賦元本）の対象は、①複合施設関連費用、②鹿沼公園関連費用、③臨時駐車場費用です。</p> <p>要求水準書P4-5の事業スケジュール（想定）では、①複合施設の引渡日：令和12年12月まで、②鹿沼公園の引渡日：令和16年2月まで、③臨時駐車場の引渡日：令和10年度第4四半期まで（臨時駐車場の撤去費用も割賦元本の対象となる場合、撤去後の引渡日は②鹿沼公園の引渡日以前（同日を含む））となっており、割賦計算開始時期＝上記引渡日であることから、割賦元本は3つに分かれると考えます。</p> <p>また現状のままでは、②及び③（撤去費用含む場合）の引渡日までに要する建中金利の計算期間が複合施設の引渡日を跨ぐこととなります。</p> <p>鹿沼公園の割賦元本を複数に分ける必要があるかと思いますが、貴市のお考えをご教示ください。</p> | <p>割賦元本は以下の合計額から、交付金及び地方債により支払うこととしている金額（サービス対価A-1）を除いた額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計業務（複合施設・鹿沼公園）に関する費用 ・複合施設の建設に関する費用 ・臨時駐車場の建設に関する費用 ・複合施設の引き渡しまでのSPCに係る費用、統括管理業務費用等 <p>ここで、臨時駐車場の撤去に係る費用は鹿沼公園側の工事として見込むものとしており、臨時駐車場の引渡しに関する対価は割賦支払いの対価に含めることとしています。</p> |
| 314 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 3 | 47 | 1 | 表1 | 注 | | | | | | サービス対価の構成 | <p>「注：サービス対価のうち、サービス対価B-1-②、B-2-②、サービス対価C-1-③、C-2-③、C-3-③、C-4-②は、入札価格には含めない。」とあります。これは当該サービス対価については、全グループが0円で入札するという理解に相違ないでしょうか。</p> | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|---|----|------|-----|---|-----|---|-----|---|-----|-------------------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 315 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 4 | 3 | 1 | 図1 | ※ | | | | | | サービス対価A-3の支払い | サービス対価A-3について「※提案に基づく部分引渡し及び最終引渡し後に支払」とあり、同時に部分引き渡し時の請求可能額は「出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料に相応するサービス対価A-3の10分の9以内」とも記載があります。留保された10分の1は、最終引き渡し時の支払いに回るということでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 316 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 4 | 8 | 2 | (1) | ア | (ア) | a | | | | サービス対価A-1の対象費用 | 文章では「鹿沼公園の設計業務に係る費用」のみが記載されている一方で、P5の表2で「鹿沼公園の建設業務に係る費用」が交付金及び記載額の対象となっており、「鹿沼公園の建設業務に係る費用」もサービス対価A-1の対象費用であるかのように見えます。鹿沼公園の「建設業務に係る費用」はサービス対価A-1の対象費用になるかにつきご教示ください。なお、当該対象費用とならない場合、表2の「鹿沼公園の建設業務に係る費用」についてどのように認識すればよろしいかご教示ください。 | サービス対価A-1には鹿沼公園の建設業務に係る費用は含まれないため、表2より削除します。 |
| 317 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 4 | 17 | 2 | (1) | ア | (ア) | a | | | | サービス対価の算定方法及び支払方法 | 「実際に本市が調達する交付金及び及び」とございますが、「実際に本市が調達する交付金及び」ではないでしょうか。 | ご指摘を踏まえ、サービス対価の算定方法、支払い方法及び改定方法を修正します。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|---|----|------|-----|-----|-----|-----|---|-----|-----------|--|---|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 318 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 6 | 11 | 2 | (1) | ア | (ア) | a | ③ | | サービス対価A-1 | 「③・・・本市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。」とありますが、破壊した部分に施工者側に起因する問題がない場合は、破壊・復旧費用をお支払いいただけますでしょうか。 | 本項は、帰責性に関わらず、検査のために施設を最小限破壊することができるものとしており、復旧に要する費用は事業者の負担とさせていただきます。 | |
| 319 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 6 | 21 | 2 | (1) | ア | (ア) | a | ⑦ | | サービス対価A-1 | 「⑦部分払を請求できる回数は、工事着工後、令和11年度末までに1回を上限とし」とありますが、令和11年度・12年度と各年度1回にしていきたい。 | 令和12年度中には複合施設を引き渡すスケジュールとなっており、令和12年度分は引渡し時の支払いになるものと認識しております。 | |
| 320 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 6 | 21 | 2 | (1) | ア | (ア) | a | ⑦ | | サービス対価A-1 | ⑦には「部分払いを請求できる回数は、工事着工後、令和11年度末までに1回を上限とし」とありますが、⑥には「再度部分払いの請求をする場合」との記載がございます。どのような場合再度部分払の請求が可能となりますでしょうか。 | サービス対価A-1においては再度部分払の請求はないため、⑥については削除します。 | |
| 321 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 7 | 13 | 2 | (1) | ア | (ア) | c | ⑦ | | サービス対価A-3 | P4の図1を参照するとサービス対価A-3の想定支払いタイミングの丸印が複合施設完成後からとなっているが、ここに記載のある通り、工事着工後、複合施設の竣工前であっても毎年度1回を上限とし部分払いを請求できるとの認識で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。部分的な引渡しに対する対価の支払いのほか、部分払の請求も可能です。 | |
| 322 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 8 | 1 | 2 | (1) | イ | (イ) | b | | | サービス対価A-5 | サービス対価A-4の合計額を割賦元本として割賦金利を算出するとありますが、着工前、着工後に物価変動による改定があった場合、サービス対価A-4は改定後の金額と理解してよろしいでしょうか。 | サービス対価A-4のうち、物価変動の対象になる工事に係る費用は、改定後の金額となります。 | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|----|----|------|-----|-----|-----|-----|---|-----|--|--------------------|--|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 323 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 10 | 22 | 2 | (3) | ア | (ア) | a | | | | サービス対価 C-1-①、C-1-② | 「サービス対価の物価変動による改定前における各四半期の支払額は、同額とする。」とありますが、端数が生じた場合は最終回で調整すればよろしいでしょうか。 | 端数が生じた場合は、最終回にて調整してください。 |
| 324 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 12 | 3 | 2 | (3) | イ | (ア) | a | | | | サービス対価 C-1-③ | 複合施設の開業から6年目以降の事業者運営範囲に係る光熱水費は「それまでの支払実績に基づく平均額を基準に協議にて定めた金額」とあります。事業者側が長期間の変動リスクを負う建付けではなく、市直営範囲と同様、事業期間中にわたって「実費支払」としていただけないでしょうか。 | 開業当初の利用者数の予測は難しいものと認識しておりますが、一定期間終了後は、利用状況に一定の傾向が見られ、事業者としてもリスクを負担しやすい条件になるものと考えております。なお、物価の変動に伴うサービス対価の改定は市がリスクを負担して行います。 |
| 325 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 12 | 14 | 2 | (3) | イ | (ア) | a | | | | サービス対価 C-1-③の算定方法 | 「市直営範囲も含め、実費支払分は、複合化の対象となる現施設の光熱水費実績を基準に、それぞれ面積、開館時間の変更、物価変動について補正し、それらの金額を合計した金額の9割を上限として支払う。」とありますが、9割上限の根拠をお示し頂きますようお願いいたします。 | 複合施設の光熱水費は、施設の引渡しから5年間は実費を支払います。ただし、今回整備する複合施設はZEB Readyの達成を求めており、複合施設の光熱水費は、複合化前の各施設の光熱水費の合計額よりも削減されることが見込まれます。ここでは、光熱水費の削減効果を期待し、最低でも複合化前の施設の実績の9割以下となることを求めるものです。 ただし、光熱水費が、複合化前の光熱水費の実績の9割を超える合理的な理由がある場合には増額分について協議します。 なお、複合化前の施設の光熱水費については、料金の改定や開館時間の延長を加味して補正します。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|----|----|------|-----|-----|-----|-----|---|-----|--------------|---|--|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 326 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 12 | 14 | 2 | (3) | イ | (ア) | a | | | サービス対価 C-1-③ | 「市直営範囲も含め、実費支払分は、複合化の対象となる現施設の光熱水費実績を基準に、それぞれ面積、開館時間の変更、物価変動について補正し、それらの金額を合計した金額の9割を上限として支払う。」とありますが、「実施支払分」の対象を具体的に示してください。 | 複合施設に要する光熱水費のうち、事業者運営範囲の光熱水費、市直営範囲の光熱水費となります。 | |
| 327 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 12 | 14 | 2 | (3) | イ | (ア) | a | | | サービス対価 C-1-③ | 「市直営範囲も含め、実費支払分は、複合化の対象となる現施設の光熱水費実績を基準に、それぞれ面積、開館時間の変更、物価変動について補正し、それらの金額を合計した金額の9割を上限として支払う。」とありますが、 本施設は、市が主体的に運営する施設であり、実績に基づき光熱水費を算出するにも関わらず、9割しか支払われない理由が不明です。光熱水費は実費全額をお支払いいただけないでしょうか。 | 複合施設の光熱水費は、施設の引渡しから5年間は実費を支払います。ただし、今回整備する複合施設はZEB Readyの達成を求めており、複合施設の光熱水費は、複合化前の各施設の光熱水費の合計額よりも削減されることが見込まれます。ここでは、光熱水費の削減効果を期待し、最低でも複合化前の施設の実績の9割以下となることを求めるものです。 ただし、光熱水費が、複合化前の光熱水費の実績の9割を超える合理的な理由がある場合には増額分について協議します。 なお、複合化前の施設の光熱水費については、料金の改定や開館時間の延長を加味して補正します。 | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|------------------------|----|----|------|-----|-----|-----|-----|---|-----|--|-----|-----------------|--|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | | |
| 328 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 12 | 14 | 2 | (3) | イ | (ア) | a | | | | | サービス対価 C-1-③ | 「市直営範囲も含め、実費支払分は、複合化の対象となる現施設の光熱水費実績を基準に、それぞれ面積、開館時間の変更、物価変動について補正し、それらの金額を合計した金額の9割を上限として支払う。」とありますが、これは、表4サービス対価C-1-③の支払いの条件のうち、【事業運営範囲】の上限が全体の9割であり、【市直営範囲】が残りの1割という理解でよいでしょうか。 | <p>複合施設の光熱水費は、施設の引渡しから5年間は実費を支払います。ただし、今回整備する複合施設はZEB Readyの達成を求めており、複合施設の光熱水費は、複合化前の各施設の光熱水費の合計額よりも削減されることが見込まれます。ここでは、光熱水費の削減効果を期待し、最低でも複合化前の施設の実績の9割以下となることを求めるものです。</p> <p>ただし、光熱水費が、複合化前の光熱水費の実績の9割を超える合理的な理由がある場合には増額分について協議します。</p> <p>なお、複合化前の施設の光熱水費については、料金の改定や開館時間の延長を加味して補正します。</p> |
| 329 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 12 | 14 | 2 | (3) | イ | (ア) | a | | | | | サービス対価 C-1-③ | 提案時点で上限金額が不明であると共に、事業者で管理ができない市直営部分も含め上限が設定されているため、事業者のリスクが過大だと考えます。全て実費支払いとしていただけませんかでしょうか。 | <p>複合施設の光熱水費は、施設の引渡しから5年間は実費を支払います。ただし、今回整備する複合施設はZEB Readyの達成を求めており、複合施設の光熱水費は、複合化前の各施設の光熱水費の合計額よりも削減されることが見込まれます。ここでは、光熱水費の削減効果を期待し、最低でも複合化前の施設の実績の9割以下となることを求めるものです。</p> <p>ただし、光熱水費が、複合化前の光熱水費の実績の9割を超える合理的な理由がある場合には増額分について協議します。</p> <p>なお、複合化前の施設の光熱水費については、料金の改定や開館時間の延長を加味して補正します。</p> |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|----|----|------|-----|-----|-----|-----|---|-----|--|--------------|--|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 330 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 12 | 16 | 2 | (3) | イ | (イ) | a | | | | サービス対価 C-1-③ | <p>実費支払分について「9割を上限」とされていますが、「9割」の根拠をお示し願います。C-2-③、C-3-③、C-4-②は「9割」の規定が無く、サービス対価の対象によって官民のリスク分担が異なることの説明をお願い致します。</p> | <p>複合施設の光熱水費は、施設の引渡しから5年間は実費を支払います。ただし、今回整備する複合施設はZEB Readyの達成を求めており、複合施設の光熱水費は、複合化前の各施設の光熱水費の合計額よりも下がることを期待しています。ここでは、新しい複合施設の光熱水費が、最低でも複合化前の施設の実績の9割以下となることを期待するものです。</p> <p>なお、上限設定の基準となる複合化前の施設の光熱水費については、その時点までの料金の改定や開館時間の延長を加味して補正します。</p> <p>一方、鹿沼公園については、複合施設とは異なり、省エネへの期待はあるものの、光熱水費の大幅な削減は想定しにくく、過年度の実績額を上限としています。鹿沼公園北側エリアについては、鹿沼公園南側エリアの実績に基づき、按分により求めます。この場合も、限設定の基準となる公園の光熱水費については、その時点までの料金の改定を加味して補正します。</p> |
| 331 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 17 | 4 | 3 | (1) | ア | (ア) | | | | | 対象となる費用 | <p>「サービス対価を改定する際に、事業者と資金調達先の金融機関等との間で手数料が発生するなど、費用が発生する場合は、当該費用は事業者が負担するものとする。」とありますが、融資契約の変更が必要となった場合に生じる弁護士費用など、合意的な範囲で貴市のご負担としていただけないでしょうか。</p> | <p>物価変動に伴うサービス対価Aの改定にともなう金融機関の手数料等の費用については事業者が負担するものとします。</p> <p>ただし、個別の事情により、通常予見できる範囲を超える増加費用や損害が発生する場合には、不可抗力事由として取り扱うことが想定されます。</p> |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|----|---|------|-----|---|-----|---|-----|---|-----|-----------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 332 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 17 | 4 | 3 | (1) | ア | (ア) | | | | | 対象となる費用 | 物価変動に伴う改定の対象となる業務について、設計業務期間中においても基準となる指標の「設計業務委託等技術者単価（設計）」が改定されることが予想されるため、設計業務も対象としていただくことは可能でしょうか。 | 設計業務の物価変動による対価の改定は見込んでおりません。 |
| 333 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 17 | 4 | 3 | (1) | ア | (ア) | | | | | 物価変動に伴う改定 | 建設工場のサービスの対価の改定について物価変動率を勘案して改定することとなっておりますが、昨今の情勢から特定の資材等の高騰がございます。事業期間中に著しく資材等の価格の変動が生じた場合は、対価を改訂して頂きますようお願い致します。 | 着工日は建築工場の着工日であり、着工後の価格の改定（数量確定後）においては、本市のスライド条項を適用する予定です。 なお、着工前に物価の変動に対しては、数量が確定していないことから、18ページに記載の3（1）ア（ウ）a 着工前の物価変動による改定のとおりです。 |
| 334 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 17 | 4 | 3 | (1) | ア | (ア) | | | | | 物価変動に伴う改定 | 「サービス対価を改定する際に、事業者と資金調達先の金融機関等との間で手数料が発生するなど、費用が発生する場合は、当該費用は事業者が負担するものとする。」とございますが、交付金及び起債等の増減については、事業者側の事由ではなことから、交付金及び起債等減少に伴う金融機関への事務手数料等の追加費用や割賦元本増加に伴う利息増加分は、貴市に負担いただくようお願いできますでしょうか。 | 交付金及び起債での調達額が減少した場合は、一般財源を充当し、サービス対価A-1は変動しません。 物価変動にともない、割賦元本の増加は想定されますが、その場合の利息の増加は、市が負担することになります。 |
| 335 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 17 | 4 | 3 | (1) | ア | (ア) | | | | | 対象となる費用 | 物価変動の対象となる費用として、什器・備品の調達設置業務費がありますが、複合施設に関する什器・備品は表5にある「建築物建築費指数」、鹿沼公園に関する什器・備品は表5にある「土木工事費指数」を指標として算出すると考えてよろしいでしょうか。 | そのように考えております。 なお、指標となる物価指数については、協議により定めるものとします。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|----|----|------|-----|-----|-----|-----|---|-----|--|-----------------|--|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 336 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 17 | 9 | 3 | (1) | ア | (ア) | | | | | サービス対価A | A-1-①、A-1-②とはそれぞれどのような金額でしょうか。 | ご指摘の箇所は誤りであるため、「A-1-①」は「A-1」に修正し、「A-1-②」は削除します。 |
| 337 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 17 | 10 | 3 | (1) | ア | (ア) | | | | | サービス対価A | 「サービス対価A-1-①及びA-4に含まれる対象費用が改定により増額あるいは減額した分のサービス対価は、サービス対価A-1-①の金額には反映せず、サービス対価A-4の割賦元本を増額あるいは減額することで支払う。」とありますが、A-4の割賦元本が増額した場合に増えるA-5の割賦金利は貴市にご負担いただけるとの認識で宜しいでしょうか。 | サービス対価A-4の割賦元本が増額したことにともなうA-5の増額分は市が負担します。なお、ご指摘の箇所は誤りであるため、「A-1-①」は「A-1」に修正します。 |
| 338 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 18 | 2 | 3 | (1) | ア | (ウ) | a | | | | a 着工前の物価変動による改定 | 設計業務に係る労務単価は国土交通省の設計業務委託等技術者単価・技師（C）を指標基準とし、単価改定と事業者から申し出があった場合には、協議に応じていただくと考えてよろしいでしょうか。 | 表5に示す指標（案）では、「設計業務委託等技術者単価（設計）の平均値」を想定しておりますが、協議により技師（C）の単価とすることは可能です。なお、サービス対価のうち、設計業務に係る部分は改定の対象外としています。 |
| 339 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 18 | 2 | 3 | (1) | ア | (ウ) | a | | | | a 着工前の物価変動による改定 | 単価改定の実施以降において、受注者（事業者）から請求が行われた時点で未着手の業務が残存している場合、当該未着手部分に限り、改定後の新単価を適用した委託費の変更が可能であるという理解でよろしいでしょうか | 着工前の物価変動において、物価変動の改定の対象となる費用のうち、着手していない業務委託費（工事監理費が該当）については、全額が改定の対象となるものと考えております。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|------------------------|----|----|------|-----|---|-----|---|-----|---|-----|-----|---------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 340 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 18 | 2 | 3 | (1) | ア | (ウ) | a | | | | | 着工前の物価変動による改定 | <p>什器・備品の調達設置時期は引渡し前になりますので、改定方法にある「b：着工日の属する月の指標値」を什器・備品の調達設置費については「b：最初の什器・備品を設置する月の指標値」と読み替えてよろしいでしょうか。</p> | <p>着工日は建築工事の着工日であり、着工後の価格の改定（数量確定後）においては、本市のスライド条項を適用する予定です。</p> <p>なお、着工前に物価の変動に対しては、数量が確定していないことから、18ページに記載の3（1）ア（ウ）a 着工前の物価変動による改定のとおりです。</p> |
| 341 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 18 | 8 | 3 | (1) | ア | (ウ) | a | | | | | 着工前の物価変動による改定 | <p>サービス対価Aの改定方法につきまして、「ただし、$-1.5\% \leq (\alpha - 1) \leq 1.5\%$の場合、サービス対価は改定しない。」とありますが、「ただし、$-1.5\% < (\alpha - 1) < 1.5\%$の場合、サービス対価は改定しない。」ではないでしょうか。サービス対価B,C,Dの改定方法につきましても改定$\alpha - 1$の絶対値が3.0%未満の際はサービス対価を改定しない建付けとなるのではないのでしょうか。</p> | <p>サービス対価Aの改定方法について、物価変動は、1.5%を超える物価変動があった場合に改定するものとし、該当箇所を修正します。同様にサービス対価B、C、Dの改定方法についても、3.0%を超える物価変動があった場合に改定するものとし、該当箇所を修正します。</p> |
| 342 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 18 | 11 | 3 | (1) | ア | (ウ) | b | | | | | 着工後の物価変動による改定 | <p>「工事監理に係る費用分については、着工後の物価変動による改定は行わない。」とありますが、近年の経済社会情勢を鑑みると複数年度に及ぶ業務期間中にも労務単価の上昇が予想されます。着工後に基準となる指標が改定された場合には、工事監理費についても改定の対象としていただけないのでしょうか。</p> | <p>着工後の工事監理費についての物価変動は見込まないものとします。</p> |
| 343 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 19 | 13 | 3 | (1) | イ | (ウ) | | | | | | 改定方法 | <p>「開業準備業務の着手日」とは、B-1、B-2、B-3それぞれの対象業務に着手する日との理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>開業準備業務の着手日は、最初に開業準備業務に着手した日となります。</p> |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|----|----|------|-----|-----|-----|-----|---|-----|--|---------------|---|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 344 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 19 | 13 | 3 | (1) | イ | (イ) | | | | | 改定方法 | B-1、B-2、B-3の各業務について、業務期間が1年を超える場合は、サービス対価C,Dと同様に、年1回の確認が行われるとの理解でよろしいでしょうか。 | サービス対価B-1、B-2、B-3については完了時の1回払となります。 |
| 345 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法 | 22 | 11 | 3 | (3) | ア | | | | | | 複合施設の利用料金の見直し | 利用料金の変更に係る「市の承諾」に関する、具体的な検討プロセスや承諾/不承諾の基準について、現時点で想定される内容を御教示願います。 | 利用料金の変更に当たっては、本市の「受益者負担の在り方の基本方針」を踏まえ、施設の維持管理費や利用者の負担割合等を基に、本市が条例で定める使用料の範囲で、総合的な判断を行うことを現時点で想定しています。 |
| 346 | モニタリング計画 | 2 | 17 | 1 | (5) | | | | | | | 要求水準未達に関する事象 | 要求水準未達に関する事象とは、あくまでもその発生要因が事業者に起因するものに限定されるとの理解で宜しいでしょうか。例えば、事業者に帰責性の無い不可抗力等によって要求水準未達に関する事象が生じてしまった場合、事業者は改善に努める必要はあっても、貴市よりの改善要求の対象とはならないとの理解で宜しいでしょうか。 | 不可抗力により履行することが不可能又は著しく困難となった本件業務については、事業契約第92条第1項に基づき、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れることとなりますが、履行義務が免れないときは履行をしていただく必要がありますので、要求水準未達の場合には、事情にもよりますが、改善要求の対象にはなりません。当該事象が生じた場合には、事業契約第92条第2項による協議を行うことを想定していま |
| 347 | モニタリング計画 | 18 | 1 | 3 | (3) | | | | | | | 減額ポイントの付与方法 | 「減額ポイントの付与は、改善勧告又は再改善勧告を行った時点で発生するものとする」とありますが、付与のタイミングを当該勧告に基づき事業者から提出される改善計画書の内容を貴市が不十分と判断された時点としていただけないでしょうか。 | モニタリング計画においては、改善要求の手続きを経てもなお改善されない場合に改善勧告を行うものであることから、改善勧告の時点で減額ポイントを付与するものとし、原案のとおりとします。 |
| 348 | モニタリング計画 | 18 | 15 | 3 | (4) | 表4 | | | | | | サービス対価の減額 | 「表4 四半期の減額ポイントの合計と減額割合」の右側「サービス対価の減額割合」のサービス対価は17ページ表2支払い区分と対象に記載のサービス対価に対する減額との認識でよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|---|----|------|-----|-----|---|-----|---|-----|--|---------|--|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 349 | 基本協定書（案） | 1 | 3 | | | | | | | | | 協力企業の署名 | 事業会社（SPC）を構成する代表企業と構成企業が基本協定書に署名する点は理解しますが、SPCに出資しない協力会社まで基本協定書に署名する必要はあるでしょうか？ 協力会社を実質的にコントロールするのは代表会社・構成会社の責任であり、事前に行政の了解は得ながら、必要に応じて協力会社を変更・交代する可能性もあり、協力会社まで基本協定書に署名すると、代表会社・構成会社による機動的な協力会社の選定・交代・変更が難しくなります。代表会社と構成会社のみが基本協定書に署名するという形式は可能でしょうか？ | 本事業で求める各業務を行う能力を備えた構成企業及び協力企業で構成されるグループを落札者として選定するものであり、構成企業及び協力企業は、いずれも本事業を実現するための構成員として責任をもって取り組んでいただく必要があることから、双方を基本協定の当事者とします。なお、構成企業のみで全ての参加資格要件を満たし、本事業で行う各業務を履行できる場合には、協力企業を含める必要はありません。 |
| 350 | 基本協定書（案） | 1 | 10 | 第1条 | | | | | | | | 目的 | 第1条： 事業契約締結までにSPCを設立すれば良いと理解しており、入札時・落札時は代表会社・構成会社・協力会社の名義で行うと理解します。定義上では、落札者は構成企業と協力企業となっていますが、上に述べた理由から、協力会社を外して、代表会社または構成会社で入札時・落札時の名義人となることは可能でしょうか？ | 構成企業のみで全ての参加資格要件を満たし、本事業で行う各業務を履行できる場合には、協力企業は不要です。 |
| 351 | 基本協定書（案） | 1 | 27 | 第2条 | (5) | | | | | | | 定義 | 第2条(5)号：「その他落札者が事業契約締結までに提出する一切の書類」には、打合せ資料、説明用資料、任意提出資料も含まれるのでしょうか。拘束力を有する書類の範囲をご教示下さい。 | 市から提案内容を確認する趣旨で行う質問への落札者の正式な回答書その他提案書を補足するために落札者から市に提出される正式な資料として確認されるものを指します。協議の過程で暫定案、試案として提出されたものは含みません |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|---|----|------|----|---|-----|---|-----|---|----------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | |
| 352 | 基本協定書（案） | 2 | 17 | 第4条 | | | | | | | 事業予定者の設立 | 第4条1項但書：SPCの住所を相模原市外に移転できないことには、何か理由がありますでしょうか？SPCの所得に対して地方税を課す必要がある等、具体的な理由があればご教示いただけると幸いです。また、市の事前承諾を条件に市街移転を認める余地はありますでしょうか？ | 市の事業のみを実施するSPCであり、市内経済の発展及び市民生活の向上の観点から、本店所在地を市内とすることは必須とし、市外への移転は認めません。 |
| 353 | 基本協定書（案） | 3 | 16 | 第4条 | 2 | | | | | | 事業予定者の設立 | 第4条2項：設立時のSPCへの出資比率に関し、構成企業が過半数を占めており、かつ代表企業の出資比率が最大であれば、設立時より構成企業でも協力企業でもない第三者（例えば、金融機関）をSPCへの出資者とすることは可能と理解します。この理解で正しいでしょうか？（第5条3項の誓約書の提出を条件とします。） また、金融機関の要請に基づく株式担保設定、スポンサー追加、出資比率変更について、市の承諾判断基準をご教示下さい。 | 前半部分についてはお見込みのとおりです。金融機関の要請に基づく株式の担保設定、スポンサーの追加、出資比率変更等については、本事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、市の利益を侵害しないと認められる場合に承諾する方針ですが、個別の事情を踏まえ、判断することになります。 |
| 354 | 基本協定書（案） | 3 | 22 | 第4条 | 3 | | | | | | 事業予定者の設立 | 第4条3項：「協議に応じることができる」とありますが、本事業の安定的遂行及びサービス水準維持が確保される場合には、原則として承諾協議の対象になるとの理解でよいでしょうか？ | 本事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、市の利益を侵害しないと認められ、かつ、当該出資比率の変更後の構成企業の出資比率の合計が全体の50%を超える場合には、原則として承諾協議に応じます。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|---|----|------|----|---|-----|---|-----|---|-----------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | |
| 355 | 基本協定書（案） | 4 | 8 | 第6条 | | | | | | | 業務の委託又は請負 | 第6条：各業務の受託者・請負者について、構成企業間の役割変更又は再委託先変更を行う場合の承諾手続及び判断基準をご教示下さい。 | 構成企業及び協力企業は変更できず、また、事業者より個別業務への受託者・請負者の変更は原則として認めません。 ただし、構成企業及び協力企業がやむを得ないと認められる理由により変更を申請する場合において、変更後の企業等が入札手続時の参加資格要件を充足することを前提条件として、かつ事業の実施に支障がないと市が認める場合には、市として承諾することがあり得ます（承諾をすることを約束するものではありません。）。 |
| 356 | 基本協定書（案） | 4 | 28 | 第6条 | 2 | | | | | | 業務の委託又は請負 | 第6条2項：SPCから構成企業が個別に業務を請け負うことは、SPCと構成企業間の請負契約・業務委託契約を市に提出すれば、特に制限されていないと理解します。この理解で正しいでしょうか？ | 本協定、事業契約、提案書等の事業関連書類に反していない内容であること、事業遂行に支障がない内容であることを条件とし、具体的な契約内容はSPCと構成員との間の責任で定めていただくこととなります。 |
| 357 | 基本協定書（案） | 5 | 4 | 第6条 | 3 | | | | | | 業務の委託又は請負 | 第6条3項：「維持管理」が重複記載されているように見えますが、記載上の誤記でしょうか？ | ご指摘を踏まえ、基本協定書（案）を修正ます。 |
| 358 | 基本協定書（案） | 5 | 19 | 第7条 | 5 | | | | | | 事業契約 | 第7条第5項第9号・第10号に関連し、下請事業者等が該当した場合、直ちに本協定の解除となるのではなく、当該契約の解消・代替等による是正機会は与えられるとの理解でよろしいでしょうか。 | 第7条第5項の各号に示す事由が確認された場合に、必ず契約解除するものではありませんが、是正機会なく解除とすることも市の権限の範囲となります。 なお、第9号、第10号については、下請け業者ではなく、落札者に対する規定となります。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|---|----|-----------|---|-----|---|-----|---|-----|--|--------------|--|--|
| | | | | 記載例 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 359 | 基本協定書（案） | 6 | 30 | 第7条 | 6 | | | | | | | 事業契約 | 第7条6項：「罰則及び重大な行政処分等」とは、どの範囲の処分を想定しているのでしょうか。本事業の遂行に重大な影響を及ぼすものに限られるかご教示下さい。 | 「罰則及び重大な行政処分等」とは、建設業法に基づく営業停止処分、指名停止処分、または刑事事件に発展するような法令違反など、本事業の社会的信用を失墜させ、あるいは業務の適正な遂行に客観的に支障があると認められるような影響のあるものを想定しています。 |
| 360 | 基本協定書（案） | 7 | 2 | 第7条 | 8 | | | | | | | 事業契約 | 軽微な協定違反があった場合でも、直ちに解除ではなく、是正期間を設けた協議を行う運用が前提との理解でよろしいでしょうか。 | 契約違反の内容が軽微であるかどうかに関わらず、目的の達成ができないと市が認めたとき又は落札者の責めに帰すべき事由により、本協定の履行が困難であると最終的に市が認めたときには契約を締結しない又は契約を解除することができるものです。 協議により是正を求めることも想定されますが、是正の機会を設定せずに解除とすることも市の権限の範囲内です。 |
| 361 | 基本協定書（案） | 7 | 2 | 第8条 | 2 | | | | | | | 事業期間中のその他の義務 | 第8条第2項において、事業予定者解散後の債務について構成企業が引き受けたものとみなされる旨規定されていますが、当該債務とは、事業契約に基づく未履行債務に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。例えば、解散時に未顕在の第三者請求等まで含まれる想定でしょうか。 | 第8条第2項の規定は、事業契約に基づき事業者が負担する債務（事業契約第25条、第73条に基づく債務を含む。）が対象となります。 |
| 362 | 基本協定書（案） | 7 | 2 | 第7条 | 8 | | | | | | | 事業契約 | 第7条8項：「本協定の目的を達することができないと市が認めたとき」及び「履行が困難であると最終的に市が認めたとき」について、判断基準及び是正機会の付与の有無をご教示下さい。 | 判断基準は個別の事情に異なるものと考えます。 なお、協議により是正を求めることも想定されますが、是正の機会を設定せずに解除とすることも想定されます。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|---|----|------|----|---|-----|---|-----|---|-----|---------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 363 | 基本協定書（案） | 7 | 7 | 第7条 | 9 | | | | | | | 事業契約 | 第7条9項：代表企業変更について、提案書類に記載がない場合でも、市が合理的と認めるときは変更可能とする運用はあり得るでしょうか。 | 代表企業の変更は、事業者選定における審査において、安定的で継続的な事業かどうかを判断するうえで非常に重要な論点であると認識していることから、9項で定める場合を除き認めないものとします。 |
| 364 | 基本協定書（案） | 7 | 32 | 第8条 | 2 | | | | | | | 事業期間中のその他の義務 | 第8条2項：「債務引受を行っているものとみなし」について、各構成企業の負担範囲・割合・上限の考え方をご教示下さい。 | 本項については、構成企業全社が連帯して事業予定者の事業契約に基づく債務を引き受けていただき、連帯して履行して頂くという趣旨となります。 |
| 365 | 基本協定書（案） | 8 | 2 | 第9条 | | | | | | | | 準備行為 | 第9条：準備行為として実施した設計協議等の成果について、事業契約締結後に市の要請により変更が必要となった場合の費用負担の考え方をご教示下さい。 | 事業契約書（案）第30条、第29条第5項の定めに従い、対応することになります。 |
| 366 | 基本協定書（案） | 8 | 9 | 第10条 | | | | | | | | | 落札者決定後から基本協定締結までの間に、何らかの事情により基本協定の締結ができなくなった場合であっても、何らのペナルティも課されないとの理解でよろしいでしょうか。 | 契約に至らなかった事情によって対応は異なりますが、客観的にやむを得ない事情が無い場合は、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づき指名停止の措置等を検討することとなります。 |
| 367 | 基本協定書（案） | 8 | 9 | 第10条 | | | | | | | | 事業契約不成立の場合の処理 | 第10条に関連し、仮に市に責任がある場合で、事業契約が議決されなかった場合には、当然に準備費用は市にご負担だけするという理解でよろしいでしょうか。 | 本条文においては、「事由を問わず」としており、市に責任がある場合であっても、それまでの費用はそれぞれが負担することになります。 |
| 368 | 基本協定書（案） | 8 | 9 | 第10条 | | | | | | | | 事業契約不成立の場合の処理 | 第10条：事業契約の効力発生に至らなかった原因が市側事情又は議会議決不成立による場合であっても、準備費用は各自負担との理解でよいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|---|----|------|----|---|-----|---|-----|---|-----|-----------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 369 | 基本協定書（案） | 8 | 13 | 第11条 | | | | | | | | 解除並びに違約金等 | 市の責に帰すべき事由（例えば、事業者に帰責事由のない市議会の否決）によって、事業契約が成立しなかった場合の扱いについて教えてください。 | 基本協定書（案）第10条に従い、市及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は第11条に規定する違約金等を除き、各自が負担することになります。なお、事業者の帰責事由のない市議会の否決が常に市の責めに帰すべき事由に該当するというものではありません。 |
| 370 | 基本協定書（案） | 8 | 17 | 第11条 | 2 | | | | | | | 解除並びに違約金等 | 第11条第2項における「帰責性を有する者は連帯して」について、特定の構成企業または協力企業にのみ帰責性がある場合は、その帰責性がある企業が責を負うとの理解でよろしいでしょうか。 運用上、帰責範囲を限定する取扱いは想定されていますでしょうか。 | お見込みのとおりです。 運用上、帰責性を有するものの範囲を限定することは想定していません。 |
| 371 | 基本協定書（案） | 8 | 17 | 第11条 | 2 | | | | | | | 解除並びに違約金等 | 第11条2項：違約金について、当該違約金に加えて請求され得る損害賠償の範囲は、直接かつ通常の損害に限られ、逸失利益その他の間接損害は含まれないとの理解でよろしいでしょうか？ | 民法等の法令上、認められる範囲の損害となります。損害の範囲は、個別の事情により具体的に判断されることとなります。 |
| 372 | 基本協定書（案） | 8 | 24 | 第11条 | 3 | | | | | | | 解除並びに違約金等 | 第7条5項各号以外の事由で事業仮契約を締結しないことがあるということでしょうか。どのような事由を想定されておりますでしょうか。 | 第7条第6項、第8項に該当する事由や、落札者が合理的な理由なくして事業契約締結に応じない場合が想定されます。 |
| 373 | 基本協定書（案） | 8 | 24 | 第11条 | 3 | | | | | | | 解除並びに違約金等 | 念のための確認ですが「締結した事業仮契約を解除するに至った場合」との記載がございますので、事業契約を締結した後はこの条項の違約金は請求されないとの理解で宜しいでしょうか。 | 第11条第3項の定めは、事業契約としての効力が発生するまでの期間における解除事由が確認された場合であることから、事業契約としての効力発生後には、本項に定める違約金の請求を行うことはありません。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|---|----|------|-----|-----|---|-----|---|-----|----------------|--|--|
| | | | | 記載例 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | | (a) |
| 374 | 基本協定書（案） | 8 | 26 | 第11条 | 3 | | | | | | 解除並びに違約金等 | 「市は、当該落札者に対し～」とございますが、こちらは基本協定書第11条第2項の「当該各号の該当性に対し帰責性を有する者は、連帯して～」と同義という認識でよろしいでしょうか。 | 当該事由について帰責性を有する落札者に対して連帯して、・・・請求することができるという趣旨とご理解ください。 |
| 375 | 事業契約書（案） | 1 | 22 | 第1章 | 第3条 | 2 | | | | | 事業概要書 | 「別紙2事業概要書」の作成目的及び具体的な記載内容をご教示ください。 | 広範な事業の提案に対して、主要なものをまとめて事業契約遂行の指針にすることを目的とするものと考えています。 具体的な記載事例の案として、以下のような項目が想定されますが詳細は協議によるものとします。 1 提案する施設・敷地の概要（※不動産登記簿に表示する程度の情報） 2 構成企業、協力企業の商号、担当業務の範囲（特に整備について、各施設や解体撤去について、明確にどの部分までが責任範囲かがわかるもの。その他に各企業の所在地、担当支店、担当者、連絡先等） 3 スケジュール 4 自主事業、提案施設の内容 |
| 376 | 事業契約書（案） | 2 | 9 | 第1章 | 第5条 | 4 | | | | | 費用負担及び本事業の資金調達 | 本項の協議の対象について具体例をご教示ください。 | 本条文は、法改正等によりPFI事業等の民間資金調達に関わる新たな支援策が制定された等の場合を想定したものであり、現時点で具体例を示す事はできません。 |
| 377 | 事業契約書（案） | 2 | 11 | 第1章 | 第5条 | 5 | | | | | 費用負担及び本事業の資金調達 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|---|----|------|-----|------|---|-----|---|-----|----------------|---|---|
| | | | | 記載例 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 378 | 事業契約書（案） | 2 | 11 | 第1章 | 第5条 | 5 | | | | | 金融機関等に発生した損害賠償 | <p>本項において「事業者が金融機関との間で発生した損害賠償額（増加費用等）」の取り扱いが市が負担しないとの意味でしょうか？</p> <p>その場合、金融機関から建中融資及び割賦見合の融資を受けることができなくなります。</p> <p>なお、本項内の「・・・支払うべき損害賠償額の予定その他の契約終了又は変更時に・・・」は「・・・支払うべき損害賠償額の予定、その他の契約終了又は変更時に・・・」と予定とその他の間に読点が入るとの理解でよろしいでしょうか？</p> | <p>前段については、そのような意味ではありません。事業者に融資した金融機関等との間で締結した優先貸付契約等に定める損害賠償額の予定条項がある場合には、その内容が合理的なものであれば、尊重することが有り得るとの趣旨となります。具体的には、優先貸付契約書案を拝見させて頂いたうえで、必要に応じて、市と金融機関が行う直接協定の締結協議のなかで協議させて頂くことを想定しております。</p> <p>後段につきましては、ご理解のとおりですので、そのように修正いたします。</p> |
| 379 | 事業契約書（案） | 2 | 17 | 第1章 | 第5条 | 6から8 | | | | | 要求水準変更時確認 | <p>第5条6項～8項：市が増加費用負担の全部又は一部に代えて要求水準書変更を行う場合、事業者の同意が必要との理解でよいでしょうか。協議不調時に市が一方的に定める趣旨かご確認下さい。</p> | <p>協議において事業者と合意した内容での要求水準の変更が基本的な考え方ですが、協議が整わない場合には、市が一方的に定めることとなります。</p> |
| 380 | 事業契約書（案） | 2 | 23 | 第1章 | 第5条 | 8 | | | | | 費用負担及び本事業の資金調達 | <p>念のための確認ですが、本項における貴市からのご通知は、第104条第1項に基づき「書面」にて行われるとの理解で宜しいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> |
| 381 | 事業契約書（案） | 2 | 23 | 第1章 | 第5条 | 8 | | | | | 要求水準変更通知追記 | <p>第5条8項：市が要求水準書の変更の通知を行う場合には、事業者における負担増を勘案したうえで変更を行う旨を記載できないでしょうか？</p> | <p>要求水準変更にともない発生する追加負担は当然配慮すべき事項であると考えますが、個別の事情により判断の内容が異なると考えられることから、条文については原案のとおりとします。</p> |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|---|----|------|-----|---|-----|---|-----|---|----------------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | |
| 382 | 事業契約書（案） | 2 | 24 | 第1章 | 第5条 | 8 | | | | | 費用負担及び本事業の資金調達 | 第8項但書きにより市が内容を定める場合、即座に市が決定するのではなく、客観的な算定根拠や第三者の意見に基づいて決定する形にしていただけませんか。 | 原案どおりとします。 |
| 383 | 事業契約書（案） | 2 | 24 | 第1章 | 第5条 | 8 | | | | | 費用負担及び本事業の資金調達 | 第8項但書きにより市が内容を定める場合、事業者の採算性や運営体制に著しい支障を及ぼさない範囲に限るという理解で相違ないでしょうか。また、市が定める際の基準等はございますでしょうか。 | 個別の具体的な事情に応じて判断するものであり、市が決定します。契約上の範囲を限定したり、基準を定めることは差し控えます。 |
| 384 | 事業契約書（案） | 2 | 31 | 第1章 | 第6条 | 1 | | | | | 構成員の使用 | 「第三者」とは「構成員以外」との理解でよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |
| 385 | 事業契約書（案） | 2 | 33 | 第1章 | 第6条 | 2 | | | | | 構成員の使用 | 「事業者は、事前に市の承諾を得た場合に限り、統括管理及び個別業務以外の業務で、この契約に基づき実施すべき業務を直接その構成員以外の第三者に委託し又は請け負わせることができる。」との記載がございしますが、どのような業務を想定されておりますでしょうか。 自主事業や事業提案施設はこちらに該当されますでしょうか。 | 自主事業や事業提案施設による事業を想定しています。 |
| 386 | 事業契約書（案） | 2 | 33 | 第1章 | 第6条 | 2 | | | | | 下請け確認 | 第6条2項：本条は、事業者から業務を受託し又は請け負った構成員が、その業務の一部を構成員以外の第三者に下請させることを禁止するものではないと理解しますが、その理解で正しいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|---|----|------|-----|-----|---|-----|---|-----|--|-----------|---|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 387 | 事業契約書（案） | 2 | 33 | 第1章 | 第6条 | 2 | | | | | | 構成員の使用 | 事前に承認を得た場合に限りとの記載がございいますが、どのタイミングで承認を得ることができますでしょうか。 提案書に記載を行った場合には基本的に承諾いただけるとの認識で宜しいでしょうか。 | 委託し又は請け負わせるまでに承諾を得る事が必要となります。 本事業関連書類が定める事項を逸脱していないこと、事業に支障がないことを確認したうえで承諾することになりますので、そのような確認に必要な時間を確保できるよう、余裕をもって申請するようにしてください。 |
| 388 | 事業契約書（案） | 2 | 36 | 第1章 | 第6条 | 3 | | | | | | 委託又は請負の内容 | 「委託又は請負の内容を市に報告しなければならない」は委託・請負契約の写しを提出するとの認識でよろしいでしょうか？ | ご認識のとおりです。 |
| 389 | 事業契約書（案） | 3 | 15 | 第1章 | 第7条 | 5 | | | | | | 許認可、届出等 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 390 | 事業契約書（案） | 3 | 19 | 第1章 | 第8条 | | | | | | | 契約の保証 | 事業者に、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務の履行の保証を求めることは、過剰な要求と思われるので、免除いただけないでしょうか。既存の施設にて委託や業務を実施している実績があり、また、本事業では明確なリスク分担、モニタリングや違約金の規定があるため履行を確保する制度が整っていると思われます。 | 本事業は長期間にわたる包括的な管理・運営を委託するものであるため、開業準備、維持管理、および運営の各業務についても、履行保証を求めるものです。 |
| 391 | 事業契約書（案） | 3 | 20 | 第1章 | 第8条 | 1 | | | | | | 契約の保証 | 履行保証保険については受託企業付保する形でも問題ないでしょうか。 | 問題ありません。 この点を明確化するため、事業契約書（案）の該当箇所を修正します。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|---|----|------|-----|---|-----|---|-----|---|-------|--|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | |
| 392 | 事業契約書（案） | 3 | 20 | 第1章 | 第8条 | 1 | | | | | 契約の保証 | 「但し、事業者は、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。」とありますが、保険証券を市に寄託する期限は具体的にいつまでと考えればよろしいでしょうか。 | 施設整備業務に係る履行保証保険については、施設整備業務に関する全ての目的物の引渡し完了までの期間、維持管理運営業務に係る契約保証金については、本事業契約終了までの期間となります。なお、施設整備業務に係る履行保証保険を各目的物ごとに区別して付保する場合には、第8条第5項に定める各還付までの期間とします。 |
| 393 | 事業契約書（案） | 3 | 35 | 第1章 | 第8条 | 2 | (1) | | | | 契約の保証 | 「施設整備業務の履行を保証するため、本事業契約の本契約としての効力発生日までに、整備期間中の保証の額として施設整備費の100分の10に相当する額以上の保証を前項の定めに従い付さなければならない。」とのことですが、ここでいう「整備期間」とは具体的には「本事業契約の本契約の効力発生日から鹿沼公園南側エリア引渡日まで」との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 394 | 事業契約書（案） | 3 | 35 | 第1章 | 第8条 | 2 | (1) | | | | 契約の保証 | 通番No.489の考え方が認められる場合、契約当初は施設整備費の全額を付保し、引渡完了分については順次減額した上で、引渡未完了分に対して履行保証保険を付保する方法で差し支えないでしょうか。 | 施設の引渡しにあわせて、契約保証金を還付するものとします。これに伴い、事業契約書（案）を修正します。 |
| 395 | 事業契約書（案） | 3 | 35 | 第1章 | 第8条 | 2 | (1) | | | | 契約の保証 | 施設整備期間中に履行保証保険を付す際の保険金額について施設整備費の100分の10に相当する額に消費税および地方消費税は含まれますでしょうか。 | 保険金額の算定の基準となる施設整備費には、消費税及び地方消費税を含みます。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|---|----|------|-----|---|-----|---|-----|---|-----|-------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 396 | 事業契約書（案） | 3 | 35 | 第1章 | 第8条 | 2 | (1) | | | | | 契約の保証 | <p>施設整備費の100分の10に相当する額以上の保証とありますが、施設整備費とは様式IX-5 設計・建設費等の内訳の「設計・建設期間中にかかるその他の費用（SPCの運営費、融資関連手数料など）」を含めた「合計（税込）」との理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>施設整備費は、別紙1に定義するサービス対価A-1からA-4に相当する金額の合計となります。従って、ご指摘の費用を含み、消費税を含む金額となります。</p> |
| 397 | 事業契約書（案） | 3 | 35 | 第1章 | 第8条 | 2 | (1) | | | | | 契約の保証 | <p>本事業の施設整備は長期間に渡るため、施設整備期間中の保険料が高額になることが想定されます。</p> <p>保険料負担で事業費を圧迫しないためにも契約保証の内容及び第78条で定める違約金の金額を以下のように変更いただけませんかでしょうか。</p> <p>「①契約締結から複合施設引渡しまでの期間において、当該期間の施設整備費（サービス対価A-1及びサービス対価A-4の額、並びにサービス対価A-3のうち複合施設引渡しまでに支払われる金額の合計額）の100分の10に相当する額以上の保証を付す</p> <p>②複合施設引渡し翌日から施設整備業務完了までの期間において、当該期間の施設整備費（サービス対価A-2の額、並びにサービス対価A-3のうち複合施設引渡し後に支払われる金額の合計額）の100分の10に相当する額以上の保証を付す。」</p> <p>また上記の変更に伴い第78条の本施設引渡し前の違約金は「第8条と同額を支払う」という形に変更いただきたい。</p> | <p>施設の引渡しにあわせて、契約保証金を減額できるものとします。これに伴い、事業契約書（案）を修正します。</p> |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|---|----|-----------|-----|-----|-----|-----|---|-----|--|------------|---|---|
| | | | | 記載例 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 398 | 事業契約書（案） | 3 | 36 | 第1章 | 第8条 | 2 | (1) | | | | | 契約の保証 | 保証の額として施設整備費の100分の10に相当する額以上との記載がございますがこれは税抜金額でしょうか。 | 施設整備費は、別紙1に定義するサービス対価A-1からA-4に相当する金額の合計となります。従って、ご指摘の費用を含み、消費税を含む金額となります。 |
| 399 | 事業契約書（案） | 4 | 2 | 第1章 | 第8条 | 2 | (2) | | | | | 契約の保証 | 保証の額として開業準備費の100分の10に相当する額以上との記載がございますがこれは税抜金額でしょうか。 | 開業準備費はサービス対価Bに相当する額となり、消費税及び地方消費税を含めた金額となります。 |
| 400 | 事業契約書（案） | 4 | 2 | 第1章 | 第8条 | 2 | (2) | | | | | 契約の保証 | 開業準備費は第82条の違約金には含まれないかと考えますが保証を付す必要はございますでしょうか。 | 施設により、開業準備期間と維持管理・運営期間が重複することから、違約金の額を、解除年度に係るサービス対価（開業準備費相当分及び維持管理・運営費相当分）の100分の10に相当する額とします。 |
| 401 | 事業契約書（案） | 4 | 5 | 第1章 | 第8条 | 2 | (3) | | | | | 契約の保証 | 保証の額として、市が支払うべき当該事業年度のサービス対価（維持管理・運営費相当分）の100分の10に相当する額以上との記載がございますがこれは税抜金額でしょうか。 | 保証の額の算定に用いるサービス対価には、消費税及び地方消費税を含みます。 |
| 402 | 事業契約書（案） | 4 | 5 | 第1章 | 第8条 | 2 | (3) | | | | | 契約の保証 | 維持管理・運営期間中の保証を付す期間としては鹿沼公園全エリア供用開始以降事業期間終了までとの認識で宜しいでしょうか。 | 維持管理・運営業務の着手時点（令和11年4月1日）から維持管理・運営業務の終了時点までとなります。 |
| 403 | 事業契約書（案） | 4 | 20 | 第1章 | 第9条 | | | | | | | 提案書の範囲 | 第9条及び別紙1：「提案書類」には、プレゼン資料、補足説明資料、任意提出資料、協議メモ等も含まれるのでしょうか。契約上拘束力を有する資料の範囲をご教示ください。 | 市から提案内容を確認する趣旨で行う質問への落札者の正式な回答書その他提案書を補足するために落札者から市に提出される正式な資料として確認されるものを指します。協議の過程で暫定案、試案として提出されたものは含みません。 |
| 404 | 事業契約書（案） | 4 | 23 | 第1章 | 第9条 | 2 | | | | | | 事業概要書の位置付け | 「事業概要書」の本事業契約第9条第2項における解釈の優先順位における位置付けをご教示ください。 | 事業概要書は提案書類に従って事業者が作成するものであり、本事業関連書類には含まれません。本事業関連書類に反してないことが必要であり、本事業関連書類よりも劣位となります。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|---|----|------|------|---|-----|---|-----|---|-----|----------------------|--|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 405 | 事業契約書（案） | 4 | 24 | 第1章 | 第9条 | 2 | | | | | | 解釈と適用 | <p>入札説明書等、入札説明書等の等質疑回答については、事業契約書（案）別紙1の66、67をご確認ください。また、別紙1の74にも記載しているとおり、実施方針の質疑回答は、入札説明書等の質疑回答には含まれません（本事業関連書類には含まれます）。以上を踏まえ、9条2項は次のとおり修正（下線を加筆）します。</p> <p>『本事業契約と本事業関連書類との間又は本事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、入札説明書等の質疑回答、入札説明書等、<u>実施方針の質疑回答、実施方針等、提案書類及び設計図書等の順にその解釈が優先する。</u>』</p> | |
| 406 | 事業契約書（案） | 5 | 7 | 第1章 | 第11条 | | | | | | | 臨機の措置 | <p>近年災害が多発しており災害時の対応も増加が想定されるため、災害対応における増加費用は基本的に貴市にご負担いただけますでしょうか。</p> | <p>事業契約書（案）第11条第4項に従い、事業者がサービス対価の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については合理的な範囲で市が負担します。</p> |
| 407 | 事業契約書（案） | 5 | 32 | 第2章 | 第15条 | | | | | | | 事業用地及び解体撤去施設の契約不適合責任 | <p>不適合が事業継続に影響を及ぼしうる場合には、市と協議可能という理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>事業契約書（案）第33条又は第44条に従い、協議及び対応を行うものとなります。</p> |
| 408 | 事業契約書（案） | 6 | 11 | 第3章 | 第16条 | 4 | | | | | | 統括管理費用 | <p>第16条4項：統括管理業務に著しい費用の増加が発生した場合、その一部の負担を市にお願いすることは出来ないのでしょうか？</p> | <p>統括管理業務に係る費用については、開業準備業務及び維持管理・運営段階の各段階にて、物価変動による改定を見込んでおります。</p> <p>その他、市の帰責事由による場合、法令変更による場合、不可抗力による場合による増加費用については、事業契約書（案）の該当箇所に示すとおりです。</p> |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|----|----|------|------|------|------|-----|---|-----|--|-------------------|--|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 409 | 事業契約書（案） | 6 | 18 | 第3章 | 第17条 | 2 | | | | | | 統括管理業務の非本質的部分 | 第17条2項：統括管理企業は、統括管理業務の非本質的な部分に関して、第三者に委託又は請け負ってもらうことができると理解しますが、この理解は正しいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 統括管理業務のうち主たる部分でない部分については、第三者に委託することを認めます。 |
| 410 | 事業契約書（案） | 8 | 31 | 第4章 | 第1節 | 1 | 第26条 | 1 | | | | 施設整備期間中の保険 | 「これに代わるものとして市が認めたもの」とありますが、保険会社が発行する加入証明書も認められると考えてよろしいでしょうか。 | 保険会社が発行する、別紙4に示す契約内容、保険金額、付保期間等の条件が確認できる加入証明書については、これを有効な提出書類として認めます。 |
| 411 | 事業契約書（案） | 9 | 4 | 第4章 | 第2節 | 第27条 | 1 | | | | | 設計業務の実施 | 要求水準を満たして計画したにも関わらず貴市や第三者からの要望等（都市計画変更手続きでの地域住民からの要望等）を踏まえた設計変更を行った場合の増加費用は貴市にご負担いただけるとの認識で宜しいでしょうか。 | 設計業務の実施は、事業者自らの責任で行ってください。なお、設計説明会における第三者からの要望等を踏まえ市が変更の指示をしたものについては、市の帰責事由として第29条第5項第1号に基づくものとします。 |
| 412 | 事業契約書（案） | 9 | 24 | 第4章 | 第2節 | 第29条 | 1 | | | | | 基本設計図書及び実施設計図書の提出 | 念のための確認ですが、本項における貴市からのご通知は、第104条第1項に基づき「書面」にて行われるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 413 | 事業契約書（案） | 9 | 27 | 第4章 | 第2節 | 第29条 | 2 | | | | | 基本設計図書及び実施設計図書の提出 | 念のための確認ですが、本項における貴市からのご通知は、第104条第1項に基づき「書面」にて行われるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 414 | 事業契約書（案） | 10 | 4 | 第4章 | 第2節 | 第29条 | 5 | (1) | | | | 基本設計図書及び実施設計図書の提出 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-------------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | 7 | (7) | | | | a |
| 415 | 事業契約書（案） | 10 | 4 | 第4章 | 第2節 | 第29条 | 5 | (1) | | | 基本設計図書及び実施設計図書の提出 | 要求水準を満たして計画したにも関わらず第三者からの要望等（都市計画変更手続きでの地域住民からの要望等）を踏まえた設計変更を行ったことにより遅延が生じた場合の増加費用は事業者側では入札前にリスクを見込むことができないため、（1）市の責めに帰すべき事由に該当するとの理解で宜しいでしょうか。 | 設計説明会における第三者からの要望等を踏まえ市が変更の指示をしたものについては、市の帰責事由として第29条第5項第1号に基づくものとします。 |
| 416 | 事業契約書（案） | 10 | 14 | 第4章 | 第2節 | 第29条 | 5 | (3) | | | 基本設計図書及び実施設計図書の提出 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 417 | 事業契約書（案） | 10 | 23 | 第4章 | 第2節 | 第30条 | 3 | | | | 設計図書の変更 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 418 | 事業契約書（案） | 10 | 34 | 第4章 | 第3節 | 第31条 | 4 | | | | 建設業務の実施 | 現在の中東情勢のような紛争等事業者の責めに帰すことができない事由により、工期を変更された場合、遅延に伴い事業者が負担した増額費用については、貴市に負担いただくようお願いいたします。また、同様の事象で生じている石油由来製品の納期遅延に伴う引渡し遅延につきましては、事業者帰責ではないため、ペナルティは発生しない認識でよろしいでしょうか。 | 事業契約書の定めに従い、個別の事情に応じて判断することになります。 なお、事業契約上の不可抗力に関する事業契約第11章、別紙9が適用されるのは、事業契約締結後の不可抗力についてのみです。落札者決定後事業契約締結前の間において発生する事由により事業者が事業提案内容に基づき事業を履行することが困難と考えるときには、個別具体的な事情に応じて、事業契約の定めに基づいて協議を行うこととします。 |
| 419 | 事業契約書（案） | 10 | 36 | 第4章 | 第3節 | 第31条 | 4 | (1) | | | 建設業務の実施 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|-----|-----|---|-----|---------|--|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 420 | 事業契約書（案） | 10 | 36 | 第4章 | 第3節 | 第31条 | 4 | (1) | | | | 建設業務の実施 | 第31条と同様に要求水準を満たして計画したにも関わらず第三者からの要望等（都市計画変更手続き上の地域住民からの要望等）を踏まえた設計変更等を行ったことにより、遅延が生じた場合の増加費用はに入札前にリスクを見込むことができないため、（1）市の責めに帰すべき事由に該当するとの理解で宜しいでしょうか。 | 設計変更による増加費用の負担は、第30条に基づきます。地域住民の要望等についても、その原因等に応じて個別具体的に判断します |
| 421 | 事業契約書（案） | 11 | 8 | 第4章 | 第3節 | 第31条 | 4 | (3) | | | | 建設業務の実施 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 422 | 事業契約書（案） | 11 | 18 | 第4章 | 第3節 | 第33条 | 1 | | | | | 各種調査 | 市が行った調査結果については共有いただけるという理解でよろしいでしょうか？ 公表されている資料以外にも、事業者の求めに応じて必要な資料をご提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 市が公表資料以外に保有する提供可能な調査結果及び資料があった場合については提供します。 |
| 423 | 事業契約書（案） | 11 | 23 | 第4章 | 第3節 | 第33条 | 2 | | | | | 各種調査 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 424 | 事業契約書（案） | 11 | 30 | 第4章 | 第3節 | 第33条 | 3 | | | | | 各種調査 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|-----|--------------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 425 | 事業契約書（案） | 11 | 30 | 第4章 | 第3節 | 第33条 | 3 | | | | | | 予見困難の場合の費用負担 | 第33条3項：「地質障害、埋蔵文化財、不発弾、その他の地中障害物等」に関する費用・工期負担について、事業者調査で通常予見困難なものは市負担との理解でよいでしょうか？ | 既存の調査結果からは通常予見できず、かつ事業者による事前調査によっても発見が不可能であった地中障害物（埋蔵文化財、不発弾、その他の地中障害物等）が発見された場合については、合理的な期間引渡日を延期し、追加費用または損害についても合理的な範囲で市が負担します。なお、33条3項の条件を満たしていることが必要となりますので、ご確認ください。 |
| 426 | 事業契約書（案） | 11 | 35 | 第4章 | 第3節 | 第33条 | 3 | | | | | | 各種調査 | 「事業者が当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止・低減する努力を尽くしている場合に限り」との限定文言が付されておりますが、その判断基準等が不明瞭ですので削除いただけないでしょうか。 | ご指摘の事項については、事業者が当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止・低減する努力を怠ったと認められる場合を判断基準とし、第33条第3項を次のように変更します。 「3 事業者は、事業用地に関し、市が提供した、事業用地に関する参考資料に記載されていない地質障害、埋蔵文化財、不発弾、その他の地中障害物等が発見した場合、その旨を直ちに市に通知するものとし、市及び事業者は、その対応につき協議する。なお、事業用地の地質障害、埋蔵文化財、不発弾、その他の地中障害物等の発見に起因して本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は事業者が合理的な増加費用又は損害が発生した場合、市は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期し、当該増加費用又は損害を負担する。但し、第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、又は事業者が当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止・低減する努力を怠ったと認められる場合、事業者は、当該不備、誤謬又は当該努力を怠ったことに起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。」 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|---------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 427 | 事業契約書（案） | 11 | 35 | 第4章 | 第3節 | 第33条 | 3 | | | | | 各種調査 | 本条項の「増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止・低減する努力」について、それを判断する客観的な基準や、市が期待する具体的な行動指針はございますでしょうか。 事業者側の努力だけでは対応が難しい事由が発生した場合には対応のために貴市と適切に協議を行っている場合等は努力を尽くしたものとみなしていただき、お支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか。 | 「増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止・低減する努力」の該当性については、具体的な事情に応じて個別に判断するものであり、基準や指針はありません。 |
| 428 | 事業契約書（案） | 12 | 21 | 第4章 | 第3節 | 第34条 | 6 | | | | | 本施設の建設に伴う近隣対策 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 429 | 事業契約書（案） | 12 | 27 | 第4章 | 第3節 | 第35条 | 1 | | | | | 事業用地の安全対策 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 430 | 事業契約書（案） | 13 | 14 | 第4章 | 第3節 | 第37条 | | | | | | 工事中止の場合の費用 | 第37条：工事中止の場合、市が負担する「合理的な増加費用」には、現場維持費、下請待機費、再開費用、金利、融資関連費用等が含まれるとの理解でよいでしょうか？ | 「市は、本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、本工事の施工の中止又はその続行に起因して事業者が生じた合理的な増加費用（本工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、及び労働者、建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する」としており、例示された費用のうち合理的な範囲が対象に含まれます。 |
| 431 | 事業契約書（案） | 13 | 15 | 第4章 | 第3節 | 第37条 | 1 | | | | | 工事中止等 | 念のための確認ですが、本項における貴市からのご通知は、第104条第1項に基づき「書面」にて行われるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|-------------------------------------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | | (a) |
| 432 | 事業契約書（案） | 13 | 20 | 第4章 | 第3節 | 第37条 | 3 | | | | | 工事の中止等 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 433 | 事業契約書（案） | 13 | 25 | 第4章 | 第3節 | 第37条 | 4 | | | | | 工事の中止等 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 434 | 事業契約書（案） | 14 | 4 | 第4章 | 第3節 | 第39条 | 1 | | | | | 市による本工 事の完成確認 及び完工確認 通知の交付 | 本項にて規定される完成確認は、完了までにどの程度の期間を要するものと想定されているかご教示ください。 | 完成確認は、工事完成届受領後14日以内に実施しますが、このうち1日間の立会による現地確認を想定しています。また、完成確認の結果、不備がある場合は、修補を求め、再検査を実施することも考えられますので、ご留意下さい。 |
| 435 | 事業契約書（案） | 14 | 15 | 第4章 | 第3節 | 第39条 | 4 | | | | | 市による本工 事の完成確認 及び完工確認 通知の交付 | 「遅滞なく完工確認通知を交付」とありますが、この「遅滞なく」とはどの程度の期間を要するものと想定されているかご教示ください。完工確認通知書は、金融機関が事業者に対する融資を実行する際の必須書類であり、要件が充足され次第、直ちに交付いただけるようご配慮をお願いいたします。 | 完成確認にて、本工事が本事業関連書類及び設計図書等の内容を満たし、本事業契約に従った維持管理業務及び運営業務を開始することが可能であると判断した後、庁内の決裁手続きを終えて完工確認通知を交付しますので、7日程度の期間を想定しています。 |
| 436 | 事業契約書（案） | 14 | 17 | 第4章 | 第3節 | 第39条 | 4 | | | | | 市による本工 事の完成確認 及び完工確認 通知の交付 | 完工確認通知は確認完了後何日程度で交付いただける想定でしょうか。 | 完成確認にて、本工事が本事業関連書類及び設計図書等の内容を満たし、本事業契約に従った維持管理業務及び運営業務を開始することが可能であると判断した後、庁内の決裁手続きを終えて完工確認通知を交付しますので、7日程度の期間を想定しています。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|---|-----|---|-----|--|-----|-----------|---|--|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | | |
| 437 | 事業契約書（案） | 14 | 22 | 第4章 | 第3節 | 第40条 | | | | | | | 本施設の契約不適合 | 軽微な不適合であっても、是正未了の場合はサービス対価減額や解除に直結する可能性があると解されますが、是正猶予期間や段階的対応はどのように運用されますか。 | 第40条第3項の規定に従うこととなりますが、履行の追完の催告にあたって定める追完までの期間は、個別の状況により異なるものと考えております。 |
| 438 | 事業契約書（案） | 14 | 22 | 第4章 | 第3節 | 第40条 | | | | | | | 本施設の契約不適合 | 「契約不適合」の判断基準に、募集要項・要求水準書だけでなく、事業者提案内容も含まれると理解していますが、提案内容の解釈に市と事業者で見解の相違がある場合は、協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 提案の内容にもよりますが、協議を行うものと考えております。 |
| 439 | 事業契約書（案） | 14 | 23 | 第4章 | 第3節 | 第40条 | 1 | | | | | | 本施設の契約不適合 | 契約不適合の判断は第三者の意見や客観的な根拠に基づいてご判断いただけますでしょうか。 | 入札説明書、要求水準書及び設計図書等の契約書類に基づき、市として合理的に判断しますが、判断します。第三者の意見を聴取するかどうかは状況によって判断します。 |
| 440 | 事業契約書（案） | 14 | 23 | 第4章 | 第3節 | 第40条 | 1 | | | | | | 本施設の契約不適合 | 事業者提案の内容を含むとの記載がございますが、これは定量的な判断が可能な内容のみで、定性的な事業者提案内容は契約不適合の範囲には含まれず、施設整備業務のモニタリング完了をもって実現されたものと見なすとの理解で宜しいでしょうか。 | 契約不適合については、定性的な不適合も含まれます。モニタリングで発見できない契約不適合もあり、モニタリング完了をもって実現されたものとみなすものではありません。 |
| 441 | 事業契約書（案） | 14 | 23 | 第4章 | 第3節 | 第40条 | 1 | | | | | | 本施設の契約不適合 | 検査の結果、契約不適合が認められなかった場合には当該検査及び修補費用は貴市のご負担との認識で宜しいでしょうか。 | 市による契約不適合の指摘に対して、事業契約の内容に対する不適合が無かった場合において、市は、自らの検査費用（破壊した場合の修補費用を含む）について負担します。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|-----|--------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | 7 | (7) | a | (a) | | | | |
| 442 | 事業契約書（案） | 14 | 34 | 第4章 | 第3節 | 第40条 | 2 | | | | | | 本施設の契約不適合 | 具体的な算定方法や上限設定等を事前にご提示いただけますでしょうか。また履行の追完が完了した後は速やかに減額措置が解除されるとの認識で宜しいでしょうか。 | 不適合の程度に応じてその具体的な状況を踏まえて個別に判断するものであり、具体的な算定方法や上限設定等はいりません。代金減額は一度請求されるとそれによって代金は減額された金額で確定するものであり、その後、追完によって減額措置を解除するものではありません。 |
| 443 | 事業契約書（案） | 15 | 17 | 第4章 | 第3節 | 第40条 | 5 | | | | | | 本施設の契約不適合 | 複合施設は施設引渡しから供用開始まで期間がございしますが、一般的に設備機器本体等の保証は引渡し時から発生となるため、供用開始日ではなく施設引渡し日に変更いただけませんかでしょうか。 | 事業契約書（案）第40条第5項の該当箇所について、以下のとおり下線部分を変更いたします。 「（この前まで原案どおり）一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、 <u>引渡日から1年</u> が経過する日まで請求等を行うことができる。なお（以下原案どおり）」 |
| 444 | 事業契約書（案） | 15 | 26 | 第4章 | 第3節 | 第40条 | 7 | | | | | | 本施設の契約不適合 | 通知後はなるべく早急に対応を開始したいため、通知後は可能な限り直ちに請求を行うものとしていただけませんかでしょうか。 | 原案どおりとします。 |
| 445 | 事業契約書（案） | 16 | 10 | 第4章 | 第3節 | 第41条 | 2 | | | | | | 合理的裁量 | 第41条2項：工期変更協議が調わない場合に市が合理的裁量で定めるとされていますが、その判断基準・手続をご教示下さい。第三者の意見等客観的な根拠に基づいて決定されるとの理解で宜しいでしょうか。 | 「合理的裁量」でその内容を定める場合の手続きについては、変更の原因となった外部事象（自然災害や法令変更等）の客観的影響、一般的な工期算定基準等に基づいて、適正かつ合理的に決定するものとします。 |
| 446 | 事業契約書（案） | 16 | 15 | 第4章 | 第3節 | 第42条 | 1 | | | | | | 工期の変更による費用負担 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 447 | 事業契約書（案） | 16 | 15 | 第4章 | 第3節 | 第42条 | 1 | | | | | | 工期の変更による費用負担 | 市の帰すべき事由の場合には、工事費だけではなく工事監理業務費やSPC経費等についての増加費用も貴市にご負担いただけるとの認識で宜しいでしょうか | お見込みのとおりです。 合理的な範囲で増加費用又は損害を市が負担します。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|-----|--------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 448 | 事業契約書（案） | 16 | 19 | 第4章 | 第3節 | 第42条 | 3 | | | | | | 工期の変更による費用負担 | 事業者に生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 449 | 事業契約書（案） | 16 | 19 | 第4章 | 第3節 | 第42条 | 3 | | | | | | 工期の変更による費用負担 | 昨今の中東情勢に影響により、建築資材の供給制限、あるいは出荷停止等によって、やむを得ず工期を変更せざるを得ないといった事態が懸念されます。このようなケースによって事業者が生じた増加費用又は損害は、別紙1の第69項にて定義される「不可抗力」によるものとして取り扱われるとの理解で宜しいでしょうか。 | 事業契約上の不可抗力に関する事業契約第11章、別紙9が適用されるのは、事業契約締結後の不可抗力についてのみです。落札者決定後事業契約締結前において発生する事由により事業者が事業提案内容に基づき事業を履行することが困難と考えるときには、個別具体的な事情に応じて、事業契約の定めに基づいて協議を行うこととします。 |
| 450 | 事業契約書（案） | 16 | 23 | 第4章 | 第4節 | 第43条 | 1 | | | | | | 解体設計 | 念のための確認ですが、本項における貴市からのご通知は、第104条第1項に基づき「書面」にて行われるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 451 | 事業契約書（案） | 16 | 26 | 第4章 | 第4節 | 第43条 | 2 | | | | | | 解体設計 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 452 | 事業契約書（案） | 16 | 31 | 第4章 | 第4節 | 第44条 | 3 | | | | | | 解体・撤去の実施 | 本項における追加調査は、費用負担等も含め、第33条第1項の規定に基づいて実施するとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 453 | 事業契約書（案） | 16 | 33 | 第4章 | 第4節 | 第44条 | 4 | | | | | | 解体・撤去の実施 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|---|-----|---|-----|--|-----|------------------|--|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | 7 | (7) | a | (a) | | | | | |
| 454 | 事業契約書（案） | 16 | 33 | 第4章 | 第4節 | 第44条 | 4 | | | | | | 解体・撤去の実施 | 著しく異なるときは、協議の上、その取扱いについて定めるとの記載がございますが、実施方針等に関する質問に対する回答No.237にある通り、追加調査によってアスベスト及びPCB等が確認された場合には、当該アスベスト・PCB等の処分・処理に要する追加費用は貴市にご負担いただけるとの認識で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 合理的な範囲で増加費用又は損害を市が負担します。 |
| 455 | 事業契約書（案） | 18 | 16 | 第4章 | 第7節 | 第49条 | 3 | | | | | | 交付金申請詳細 | 第49条3項：市の交付金申請支援として事業者が作成する資料の範囲・回数・詳細度をご教示下さい。 | 交付金の活用については、現時点で未定であり、必要に応じて支援をお願いすることがあります。 |
| 456 | 事業契約書（案） | 18 | 20 | 第4章 | 第7節 | 第50条 | 1 | | | | | | 本施設の引渡し | 貴市にて「目的物引渡書」の雛形等を制定されるご想定でしょうか。また、制定されない場合、どのような事項を記載すべきかご教示ください。 | 目的物引渡書の様式等を作成することは考えておりません。 なお、必要な記載事項は市より提示します。 |
| 457 | 事業契約書（案） | 18 | 28 | 第4章 | 第7節 | 第51条 | 1 | | | | | | 本施設の引渡し遅延による費用負担 | 事業者に生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 458 | 事業契約書（案） | 18 | 28 | 第4章 | 第7節 | 第51条 | 1 | | | | | | 本施設の引渡し遅延による費用負担 | 市の帰すべき事由の場合には、工事費だけではなく工事監理業務費やSPC経費等についての増加費用も貴市にご負担いただけるとの認識で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 合理的な範囲で増加費用又は損害を市が負担します。 |
| 459 | 事業契約書（案） | 18 | 30 | 第4章 | 第7節 | 第51条 | 2 | | | | | | 引渡し遅延による費用負担 | 第51条2項：引渡が遅延した場合に発生する違約金については、当該施設の施設設備費の10%を超えない等、違約金の上限を定めて頂きたい、宜しくお願いします。 | 原案どおりとします。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|------|------|-----|---|-----|---|-----|------------------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | | (a) |
| 460 | 事業契約書（案） | 18 | 30 | 第4章 | 第7節 | 第51条 | 2 | | | | | 引渡し遅延による費用負担 | 第51条、78条、82条：違約金に加えて請求し得る損害賠償の範囲は、直接かつ通常の損害に限られる、逸失利益、間接損害、内部人件費等は含まれないとの理解でよいでしょうか？ | 民法等の法令上、認められる範囲の損害となります。損害の範囲は、個別の事情により具体的に判断されることになります。 |
| 461 | 事業契約書（案） | 19 | 1 | 第4章 | 第7節 | 第51条 | 3 | | | | | 本施設の引渡し遅延による費用負担 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 462 | 事業契約書（案） | 19 | 21 | 第5章 | 第52条 | 7 | | | | | | 開業準備業務 | 第73条と同様に、事業者が、維持管理企業若しくは運営企業をして保険に加入させることも認めて戴けますでしょうか。 | 開業準備企業に保険を加入させることを認めるものとし、以下のとおり下線部を変更します。 「7 事業者は、本引渡予定日までに、 <u>自ら又は開業準備企業をして、別紙4第2項に定める内容の保険に加入し、その証書の写しを市に提出しなければならない。</u> 」 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|--------------|--|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 463 | 事業契約書（案） | 20 | 11 | 第6章 | 第1節 | 第54条 | | | | | | 指定管理者遅延時の取扱い | 第54条、55条：本指定の効力発生が遅延した場合の開業準備費、待機費、人件費、維持費等の扱いをご教示下さい。 | <p>開業準備業務については、指定前においても実施頂く前提ですので、指定の遅延にかかわらず、履行した開業準備業務に対するサービス対価は支払います。</p> <p>遅延による待機費、人件費、維持費等については、次のとおりです。</p> <p>本指定の効力発生が遅延した理由が、市の帰責事由である場合には、本指定の効力発生が遅延による合理的な範囲の増加費用及び損害を市が負担します。なお、指定管理者の指定をするために必要な議会の議決を得られないことは市の帰責事由には該当しません。</p> <p>事業者の帰責事由である場合には、増加費用及び損害は事業者の負担となります。</p> <p>不可抗力又は法令等の変更による場合には、それらの規定に従います。</p> |
| 464 | 事業契約書（案） | 20 | 14 | 第6章 | 第1節 | 第54条 | 2 | | | | | 指定管理等 | 指定管理者の指定は、現時点でいつの市議会にて諮られる予定かご教示ください。 | <p>令和11年4月から、鹿沼公園の指定管理者として管理運営を行うため、鹿沼公園の指定管理者の指定に係る議案は令和10年12月の議会を予定しています。複合施設の指定管理者の指定に係る議案は、複合施設の設置条例の検討と合わせ、その時期を検討しますが、早ければ鹿沼公園の指定管理者の指定に係る議案と同時を、遅くとも開館準備前の令和12年9月の議会を想定しています。</p> |
| 465 | 事業契約書（案） | 20 | 14 | 第6章 | 第1節 | 第54条 | 2 | | | | | 誤記確認 | 第54条2項・3項：「指定管理」等の記載が重複しているように見えますがいかがでしょうか？ | <p>ご指摘を踏まえ、第3項を削除し第4項を第3項に変更します。</p> |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|-----|-----|---|-----|-----|-------------------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 466 | 事業契約書（案） | 21 | 30 | 第6章 | 第1節 | 第60条 | 1 | | | | | | 維持管理業務及び運営業務における要求水準の変更 | 念のための確認ですが、本項における貴市からのご通知は、第104条第1項に基づき「書面」にて行われるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 467 | 事業契約書（案） | 21 | 35 | 第6章 | 第1節 | 第60条 | 2 | (1) | | | | | 維持管理業務及び運営業務における要求水準の変更 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 468 | 事業契約書（案） | 22 | 15 | 第6章 | 第1節 | 第61条 | 3 | | | | | | 維持管理業務及び運営業務に伴う近隣対策 | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 469 | 事業契約書（案） | 23 | 3 | 第6章 | 第2節 | 第65条 | 1 | | | | | | 修繕範囲 | 第65条：年次計画書に定めのない修繕・更新であっても、通常損耗・経年劣化の範囲を超えないものはサービス対価内で想定されるのか、又は別途協議対象となるのかご教示下さい。 | 事業者の判断により修繕を行う場合は、サービス対価に含まれます。 |
| 470 | 事業契約書（案） | 23 | 16 | 第6章 | 第2節 | 第66条 | 1 | | | | | | 備品の管理 | 第46条第2項の規定に基づき、本施設の引渡しと同時に備品の所有権も移転することから、市直営範囲にて使用される備品については貴市の管理としていただけないでしょうか。 | 原則として、市直営の施設に配置する備品等についても、要求水準書に記載のとおり、事業者が管理するものとします。ただし、市直営の施設に配置する備品のうち、使用状況などの実情等を踏まえ、市において管理するものと市が判断した備品がある場合は、事業者との協議により、取扱いを決定します。 |
| 471 | 事業契約書（案） | 23 | 34 | 第6章 | 第3節 | 第69条 | 1 | | | | | | 利用料金等 | 念のための確認ですが、貴市と事業者にて利用料金の収納等に係る収納事務委託契約の締結は不要との理解で宜しいでしょうか。 | 要求水準書P161に記載のとおり、テニスコート（他のスポーツ施設を含む）の使用料等の入金事務を運営業務として行うことになるため、使用料徴収等の事務委託契約を締結する必要があります。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|-----|-----------------------------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 472 | 事業契約書（案） | 24 | 2 | 第6章 | 第3節 | 第69条 | 1 | | | | | なお書 | テニスコートの使用料 | <p>本項で利用料金を事業者自らの収入とすると規定されていますが、なお書でテニスコートの使用料は市が使用者から徴求するとあることから、テニスコートの使用料が他の利用料と異なり事業者の収入としないとの理解でよろしいでしょうか？</p> <p>その理解が正しい場合、以下につきご教示ください。</p> <p>①テニスコートの使用料は事業者又はその直接業務委託先（運営企業）が代行收受して市の口座に入金するとの理解でよろしいでしょうか？</p> <p>②テニスコートとその他の使用料の取り扱いを別とすることは、事務負担増・事務ミス等に繋がると考えますが、当該取り扱いを別とする理由・背景についてご教示ください。</p> | <p>テニスコートについては、地方自治法第244条の2第8項および第9項に基づく利用料金制を採用しないことから、その使用料は市の歳入となります。</p> <p>テニスコートの利用で現金での支払いとなった場合においては、窓口で入金事務を運営業務として行うことになり、Sネットの利用予約分として市に送金していただきます。</p> |
| 473 | 事業契約書（案） | 24 | 8 | 第6章 | 第3節 | 第69条 | 3 | | | | | | 利用料金変更条件 | <p>第69条3項：需要変動による契約見直し協議の対象となる「社会状況が大きく変動し本事業に著しい影響が生じた場合」の判断基準をご教示下さい。</p> | <p>個別具体の事情に応じて総合的に判断するものであり、判断基準の提示は差し控えます。</p> |
| 474 | 事業契約書（案） | 24 | 16 | 第6章 | 第3節 | 第70条 | 1 | | | | | | 自主事業及び事業者提案施設に係る事業と事業者の直接収入 | <p>自主事業として複合施設内で飲食・物販事業を行う場合には、それらの契約者について提案書に記載した場合には、実際の運営企業、事業者、構成企業、協力企業のどちらでもお認めいただけませんか。</p> | <p>自主事業は事業者が実施するものとしており、行政財産の目的外使用許可を事業者に対して行います。</p> <p>運営においては、構成企業、協力企業又は提案書類で委託予定とする第三者若しくは市が個別に承諾を行った第三者への委託を認めるものとします。</p> |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|-----|----|-----------------------------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | 7 | (7) | a | (a) | | | | | |
| 475 | 事業契約書（案） | 24 | 25 | 第6章 | 第3節 | 第70条 | 6 | | | | | | | 自主事業及び事業者提案施設に係る事業と事業者の直接収入 | 事業者提案施設を提案する場合、土地使用料はその使用料は建築物の建築面積分をお支払いするとの認識で宜しいでしょうか。 また使用料は相模原市都市公園条例別表第2の1の公園施設の設置許可による土地の使用料の金額であるという理解で宜しいでしょうか。 | 設置管理許可の面積は、建築面積のほか、その施設のためだけに利用されるエリアも含めるものとします。例えば、カフェを設置する場合は、カフェ利用者専用の屋外のテラス席等が該当し、その面積は設置管理許可の面積に含めます。使用料の金額はお見込みのとおりです。 |
| 476 | 事業契約書（案） | 24 | 31 | 第6章 | 第3節 | 第70条 | 6 | | | | | | | 自主事業及び事業者提案施設に係る事業と事業者の直接収入 | 複合施設の一部を飲食・物販事業のために使用する場合、相模原市市有財産条例第6条1項2号の「建物の使用に係る使用料の年額 使用に係る建物について市長が定めた評価額に100分の6を乗じて得た額」をお支払いするという認識で宜しいでしょうか。また出店検討のために上記の金額の目安をご提示いただくことはできませんでしょうか。（仮に建物価格が〇〇億円の場合、〇〇㎡を借りるといくらの使用料になるといった形で事例をお示しただけませんか。） | 複合施設の一部を自主事業のために使用する場合で、利用料金の対象となっていない箇所を使用する場合は、お見込みのとおり、相模原市市有財産条例第6条第1項第2号に基づいて算出した使用料の支払いが必要となります。 使用料の算定は以下の算出方法によりますが、建物の延床面積や完成後の建物の評価が提案内容を踏まえたものとなることから、現時点で具体的な使用料を算出することはできません。 使用料＝建物の評価額×6/100÷建物の延べ床面積×建物の使用面積となります。 |
| 477 | 事業契約書（案） | 24 | 37 | 第6章 | 第3節 | 第71条 | | | | | | | | 第71条（自主事業等の一部又は全部の終了） | 自主事業及び事業者提案施設が採算悪化等の理由で継続が困難になった場合、事業者から貴市に通知・協議の上で事業中止が有り得る旨の条文ですが、この場合に事業者に違約金等のペナルティは一切課されないと理解して相違ないでしょうか。 | 第71条第1項、第3項で定める場合に該当したり、それにより同条第2項で自主事業等の一部または全部を終了させる命令がなされたとしてもそれにより直ちに違約金等のペナルティは課しません。なお、上記場合に該当し、これにより、市に損害を被らせるときには、民法等の関連法令により、損害賠償請求を行う可能性を排除するものではありません。こちらは具体的な事案に応じて個別に判断することとなります。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|----|----|------|------|------|-----|---|-----|---|-----|-----------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 478 | 事業契約書（案） | 25 | 1 | 第6章 | 第3節 | 第71条 | 1 | | | | | 自主事業等の一部又は全部の終了 | 事業者提案施設の採算悪化等により途中で事業者提案施設の営業を終了した場合、違約金の対象となるとプロジェクトファイナンスでの資金調達が金融機関から困難になるため、違約金は生じない建付けをお願いいたします。 | 第71条第1項、第3項で定める場合に該当したり、それにより同条第2項で自主事業等の一部または全部を終了させる命令がなされたとしてもそれにより直ちに違約金等のペナルティは課しません。なお、上記場合に該当し、これにより、市に損害を被らせたときには、民法等の関連法令により、損害賠償請求を行う可能性を排除するものではありません。こちらは具体的な事案に応じて個別に判断することとなります。 |
| 479 | 事業契約書（案） | 25 | 1 | 第6章 | 第3節 | 第71条 | 1 | | | | | 自主事業停止時後の扱い | 71条：自主事業等の停止又は終了を市が命じた場合の原状回復費、撤去費、未償却費等の扱いをご教示ください。 | ご質問にある費用については、事業者の負担となります。 |
| 480 | 事業契約書（案） | 25 | 4 | 第6章 | 第3節 | 第71条 | 2 | | | | | 自主事業等の一部又は全部の終了 | モニタリング計画書にも記載のある通り、自主事業及び事業者提案施設を中断した場合においても違約金等は発生せず、また事業契約解除事由にもならないとの認識で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 481 | 事業契約書（案） | 25 | 15 | 第6章 | 第4節 | 第72条 | 2 | | | | | 誤記確認 | 第72条2項：「第91条に規定するモニタリング及び要求水準未達成に関する手続」の第91条は法令変更の条項なので、「第88条」が該当するのではないのでしょうか？ | ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）を修正します。 |
| 482 | 事業契約書（案） | 26 | 6 | 第7章 | 第75条 | | | | | | | サービス対価の改定 | 社会情勢の変化に伴う、建設資材価格の上昇など、本事業の遂行に支障が生じた場合には、資金負担等協議可能と理解してよろしいでしょうか。 | サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法に示す「3 サービス対価の改定方法」に従い、協議をすることは可能です。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|----|----|------|------|------|-----|---|-----|---|-----|---------------------------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 483 | 事業契約書（案） | 26 | 9 | 第7章 | 第76条 | | | | | | | モニタリング結果に基づくサービス対価の減額及び返還 | モニタリングの結果、事業者に帰責性がないものについては、減額の対象外という理解でよろしいでしょうか。 | 原則として、要求水準及び事業者提案を満たしていないと確認し、改善要求を行ってもなお要求水準を達成せず、改善勧告を行うに至った場合は減額ポイントを付与し、減額ポイントが一定値に達した場合は、サービス対価の減額を行います。なお、法令等の変更により事業者の義務が法令等に違反することになったときや、不可抗力により業務を履行することが不可能又は著しく困難となった本件業務については、履行義務を免れることから（第90条第1項、第92条第1項）、当該業務について未達であっても、減額ポイントは付与されず減額の対象となりません。 |
| 484 | 事業契約書（案） | 26 | 12 | 第7章 | 第76条 | 2 | | | | | | モニタリング結果に基づくサービス対価の減額及び返還 | 念のための確認ですが、本項における貴市からのご通知は、第104条第1項に基づき「書面」にて行われるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 485 | 事業契約書（案） | 26 | 17 | 第8章 | 第1節 | 第77条 | | | | | | 引渡し基準 | 第77条：契約終了時の引渡基準について、部位・設備ごとの残存性能基準、更新要否判定基準、通常損耗の考え方をご教示下さい。 | 複合施設及び公園の全てが本要求水準書及び事業提案書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引き継ぐことを求めます。性能及び機能を確保することができる限り、経年による劣化は許容するものとします。 |
| 486 | 事業契約書（案） | 26 | 29 | 第8章 | 第1節 | 第77条 | 5 | | | | | 契約期間終了時の引継ぎ等 | 念のための確認ですが、本項における貴市からのご通知は、第104条第1項に基づき「書面」にて行われるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 487 | 事業契約書（案） | 27 | 2 | 第8章 | 第2節 | 第78条 | | | | | | 解除前催告 | 第78条、82条：解除前に催告・改善計画提出・是正期間付与等の手続が当然に行われるとの理解でよいでしょうか？ | 事業契約書（案）78条、82条の各解除事由に該当した場合、市としては解除権を有することになり、解除前に催告・改善計画提出・是正期間付与等の手続なく契約解除とする場合があります。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|-----|-------------------------------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | | | | 7 |
| 488 | 事業契約書（案） | 27 | 3 | 第8章 | 第2節 | 第78条 | 1 | | 本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 本引渡日までの間においてとの記載がございますが、鹿沼公園の全エリア引渡し日ということでしょうか。 | 施設により引渡日が異なるため、施設ごとに判断することになります。なお、内容を明確化するため、当該条文を修正します。 |
| 489 | 事業契約書（案） | 28 | 24 | 第8章 | 第2節 | 第78条 | 3 | | 違約金 | 「本施設の引渡し前に前項第1号により本事業契約が解除された場合、事業者は、市に対して、市が支払うべき施設整備費の100分の10に相当する金員を違約金として、市が指定する期間内に支払う。」とありますが、部分引渡しを含む引渡完了部分は違約金の対象外とし、引渡未完了分のみを対象としていただけますでしょうか。部分引渡しを含む引渡し完了分については、すでに事業者の履行が完了しているため、違約金の対象とする必要性はないものと考えます。 | 既に引渡し完了した部分に係る施設整備費については、対象外とします。 |
| 490 | 事業契約書（案） | 28 | 24 | 第8章 | 第2節 | 第78条 | 3 | | 本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 第78条、第82条の違約金はそれぞれ税抜でしょうか。 | 保険金額の算定の基準となる施設整備費には、消費税及び地方消費税を含みます |
| 491 | 事業契約書（案） | 28 | 28 | 第8章 | 第2節 | 第78条 | 4 | | 本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 貴市が買い受けられる出来形部分には、当該出来形部分を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費、金融費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にもご質問に例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|-----|-------------------------------|--|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 492 | 事業契約書（案） | 28 | 28 | 第8章 | 第2節 | 第78条 | 4 | | | | | | 本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 出来形には、貴市の確認を受けた設計図書、SPC経費及び金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にも貴質問で例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |
| 493 | 事業契約書（案） | 28 | 28 | 第8章 | 第2節 | 第78条 | 4 | | | | | | 本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 「市が第2項第1号により本事業契約の解除を選択した場合において、本施設の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、～」とあり、第5項に「前項の場合において、市が本施設の出来形部分を買受けない場合、事業者は、市と協議の上、自らの費用と責任により、本施設の買受けられない部分にかかる事業用地を原状（更地）に回復した上で、速やかにこれを市に引き渡さなければならなが存在する場合、市は、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、～」とありますが、金融機関が建設期間中にSPCに対して融資を行う際において、事業契約が解除された場合、SPCが貴市に対して有する出来高部分の売買債権が唯一の返済原資となります。そのため、事業者帰責にかかわらず、貴市に出来高部分を買受けて頂けるようご修正をお願いできますでしょうか。 | 本項は、事業者帰責事由による解除の場合の規定であり、前提として、当該解除の場合には、市に出来形部分を買取るかどうかの選択権がある点、ご理解ください。市が出来形を買取る権利を行使するかどうかは、解除時点での事情を総合的に考慮して市の裁量で決定するものであり、一定の事象の場合に限定するものではありません。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|-----|-------------------------------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 494 | 事業契約書（案） | 28 | 28 | 第8章 | 第2節 | 第78条 | 4 | | | | | | 本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 当該出来形部分には設計工事監理費、SPC経費等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にも貴質問で例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |
| 495 | 事業契約書（案） | 28 | 30 | 第8章 | 第2節 | 第78条 | 4 | | | | | | 本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 「施設整備費相当額」の算定にあたっては、別紙「サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法」p2 サービス対価A-4【その他費用】のSPCに係る費用（設立に必要な費用、複合施設の引渡し日前日までの運営に必要な費用、融資関連費用、建中金利等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にも貴質問で例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |
| 496 | 事業契約書（案） | 28 | 30 | 第8章 | 第2節 | 第78条 | 4 | | | | | | 本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 出来形部分に相応する施設整備費相当額の買受代金と前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対等額で相殺することができるとの記載がございますが、履行保証保険が付保されている場合には、相殺に先んじて保険金を違約金の支払いに充当できるとの理解で宜しいでしょうか。 | 保険金額を違約金の支払いに充当するか、相殺するかは、市の裁量に委ねられている部分であり、制限を受けるものではありません。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|-----|----|-------------------------------|--|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | | |
| 497 | 事業契約書（案） | 28 | 35 | 第8章 | 第2節 | 第78条 | 5 | | | | | | | 本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 「市が本施設の出来形部分を買って受けない場合＜中略＞速やかにこれを市に引き渡さなければならない。」とありますが、これは出来高があまりにも少なく、買受けることが合理的でないと貴市が判断された場合との理解で宜しいでしょうか。例えば、建物が概ね完成しているにも関わらず、貴市に買受けていただけないとの前提である場合、事業者は金融機関から施設整備資金を調達することが困難となるためお尋ねするものです。 | 本項は、事業者帰責事由による解除の場合の規定であり、前提として、当該解除の場合には、市に出来形部分を買取るかどうかの選択権がある点、ご理解ください。市が出来形を買取る権利を行使するかどうかは、解除時点での事情を総合的に考慮して市の裁量で決定するものであり、一定の事象の場合に限定するものではありません。 |
| 498 | 事業契約書（案） | 28 | 35 | 第8章 | 第2節 | 第78条 | 5 | | | | | | | 本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 協議の上決定した設計通り作成し、契約不適合がないのであれば、原則買受けていただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 本項は、事業者帰責事由による解除の場合の規定であり、前提として、当該解除の場合には、市に出来形部分を買取るかどうかの選択権がある点、ご理解ください。市が出来形を買取る権利を行使するかどうかは、解除時点での事情を総合的に考慮して市の裁量で決定するものであり、一定の事象の場合に限定するものではありません。 |
| 499 | 事業契約書（案） | 28 | 35 | 第8章 | 第2節 | 第78条 | 5 | | | | | | | 本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 市が買取らないと判断するのはどのような理由がある場合を想定されておりますでしょうか。それ以外の状況であれば原則として買取りいただけるとの認識で宜しいでしょうか。 | 本項は、事業者帰責事由による解除の場合の規定であり、前提として、当該解除の場合には、市に出来形部分を買取るかどうかの選択権がある点、ご理解ください。市が出来形を買取る権利を行使するかどうかは、解除時点での事情を総合的に考慮して市の裁量で決定するものであり、一定の事象の場合に限定するものではありません。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|---|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|-----|-----------------------------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | 7 | (7) | a | (a) | | | | |
| 500 | 事業契約書（案） | 29 | 7 | 第8章 | 第2節 | 第79条 | 2 | | | | | | 本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 貴市が買い受けられる出来形部分には、当該出来形部分を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費、金融費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にもご質問に例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |
| 501 | 事業契約書（案） | 29 | 7 | 第8章 | 第2節 | 第79条 | 2 | | | | | | 本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 出来形には、貴市の確認を受けた設計図書、SPC経費及び金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にもご質問に例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |
| 502 | 事業契約書（案） | 29 | 7 | 第8章 | 第2節 | 第79条 | 2 | | | | | | 本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 当該出来形には設計工事監理費、SPC経費等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にもご質問に例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |
| 503 | 事業契約書（案） | 29 | 9 | 第8章 | 第2節 | 第79条 | 3 | | | | | | 本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 貴市が買い受けられる出来形部分には、当該出来形部分を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費、金融費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にもご質問に例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|-----|----|-----------------------------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | | |
| 504 | 事業契約書（案） | 29 | 9 | 第8章 | 第2節 | 第79条 | 3 | | | | | | | 本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 「施設整備費相当額」の算定にあたっては、別紙「サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法」p2 サービス対価A-4【その他費用】のSPCに係る費用（設立に必要な費用、複合施設の引渡し日前日までの運営に必要な費用、融資関連費用、建中金利等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にもご質問に例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |
| 505 | 事業契約書（案） | 29 | 16 | 第8章 | 第2節 | 第80条 | 1 | | | | | | | 誤記確認 | 第80条1項：「第107条に基づく協議にもかかわらず」の「107条」は法令変更章との関係ということであれば「第90条」ということでしょうか？ | ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）を修正します。 |
| 506 | 事業契約書（案） | 29 | 27 | 第8章 | 第2節 | 第80条 | 2 | | | | | | | 本施設引渡し前の法令等の変更による契約解除等 | 貴市が買い受けられる出来形部分には、当該出来形部分を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費、金融費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にもご質問に例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |
| 507 | 事業契約書（案） | 29 | 27 | 第8章 | 第2節 | 第80条 | 2 | | | | | | | 本施設引渡し前の法令等の変更による契約解除等 | 当該出来形には設計工事監理費、SPC経費等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にもご質問に例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |
| 508 | 事業契約書（案） | 29 | 29 | 第8章 | 第2節 | 第80条 | 3 | | | | | | | 本施設引渡し前の法令等の変更による契約解除等 | 貴市が買い受けられる出来形部分には、当該出来形部分を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費、金融費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にもご質問に例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|-----|------------------------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | 7 | (7) | a | (a) | | | | |
| 509 | 事業契約書（案） | 29 | 29 | 第8章 | 第2節 | 第80条 | 3 | | | | | | 本施設引渡し前の法令等の変更による契約解除等 | 「施設整備費相当額」の算定にあたっては、別紙「サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法」p2 サービス対価A-4【その他費用】のSPCに係る費用（設立に必要な費用、複合施設の引渡し日前日までの運営に必要な費用、融資関連費用、建中金利等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にもご質問に例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |
| 510 | 事業契約書（案） | 29 | 34 | 第8章 | 第2節 | 第81条 | 1 | | | | | | 誤記確認 | 第81条1項：「第110条に基づく協議」の第110条が存在しないようですので、「第92条」ということで宜しいでしょうか？ | ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）を修正します。 |
| 511 | 事業契約書（案） | 30 | 9 | 第8章 | 第2節 | 第81条 | 2 | | | | | | 本施設引渡し前の不可抗力による契約解除 | 貴市が買い受けられる出来形部分には、当該出来形部分を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費、金融費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にもご質問に例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |
| 512 | 事業契約書（案） | 30 | 11 | 第8章 | 第2節 | 第81条 | 3 | | | | | | 本施設引渡し前の不可抗力による契約解除 | 貴市が買い受けられる出来形部分には、当該出来形部分を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費、金融費用等）も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にもご質問に例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|-----|---|-----|---|-----|-----|----|---|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | | |
| 513 | 事業契約書（案） | 30 | 11 | 第8章 | 第2節 | 第81条 | 3 | | | | | | | 「施設整備費相当額」の算定にあたっては、別紙「サービス対価の算定方法、支払方法及び改定方法」p2 サービス対価A-4【その他費用】のSPCに係る費用（設立に必要な費用、複合施設の引渡し日前日までの運営に必要な費用、融資関連費用、建中金利等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にもご質問に例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 | |
| 514 | 事業契約書（案） | 30 | 11 | 第8章 | 第2節 | 第81条 | 2 | | | | | | | 本施設引渡し前の不可抗力による契約解除 | 当該出来形には設計工事監理費、SPC経費等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙1において、「サービス対価A-1、A-2、A-3、A-4に相当する金額の合計額」を施設整備費として定義しており、当該出来形部分に相当する施設整備費相当額には、建設工事以外にもご質問に例示された費用のうち合理的な範囲を含みます。 |
| 515 | 事業契約書（案） | 30 | 17 | 第8章 | 第3節 | 第82条 | 1 | | | | | | | 本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 本施設引渡し以後とは鹿沼公園の全エリア引渡し日以降ということでしょうか。 | 施設により引渡日が異なるため、施設ごとに判断することになります。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 | |
|-----|----------|----|----|------|-----|------|---|-----|---|-----|--------------------------------|---|--------------------------------------|
| | | | | 記載例 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | | (a) |
| 516 | 事業契約書（案） | 31 | 27 | 第8章 | 第3節 | 第82条 | 7 | | | | 本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 維持管理運營業務に起因する解除事由が発生した際の損害賠償金等の支払について、サービス対価（施設整備費相当分）との相殺を制限していただけませんか。 本事業の対価構成において、施設整備費は引渡しによりその債権が確定しており、運營業務の不履行に基づく損害と、既に確定した建設代金債権を相殺することは、事業者の資金調達の安定性を著しく損なうため、相殺の対象は未払のサービス対価（維持管理・運営費）に限定されるべきと考えます。 | 相殺するかどうかは、その時点の協議によるものとし、原案のとおりとします。 |
| 517 | 事業契約書（案） | 31 | 27 | 第8章 | 第3節 | 第82条 | 7 | | | | 本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 未払いのサービス対価（施設整備の相当分を含む）と、前2項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対等額で相殺することができるとの記載がございしますが、履行保証保険が付保又は保証金が納付されている場合には、相殺に先んじて保険金を違約金の支払いに充当できるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 518 | 事業契約書（案） | 31 | 38 | 第8章 | 第3節 | 第83条 | 4 | | | | 本施設引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による契約解除等 | 事業者に生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 519 | 事業契約書（案） | 32 | 24 | 第8章 | 第3節 | 第85条 | 1 | | | | 本施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等 | 念のための確認ですが、本項における貴市からのご通知は、第104条第1項に基づき「書面」にて行われるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|----|----|------|------|---|-----|---|-----|---|-----|----------------------|---|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 520 | 事業契約書（案） | 35 | 5 | 第10章 | 第90条 | 2 | | | | | | 通知の付与及び協議 | 念のための確認ですが、本項における貴市からのご通知は、第104条第1項に基づき「書面」にて行われるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 521 | 事業契約書（案） | 35 | 5 | 第10章 | 第90条 | 2 | | | | | | 通知および協議 | 第90条2項：変更された法令等の公布日から60日後に市が通知する対応方法に対して、合理的な理由により事業者が対応できない場合には、その理由を事業者が明示して、工事期間の延長、工事内容の変更、別紙8でカバーできない増加費用の負担などを市と協議することは可能でしょうか？ | 原案のとおりとします。 |
| 522 | 事業契約書（案） | 35 | 11 | 第10章 | 第91条 | 1 | | | | | | 法令等の変更による増加費用又は損害の扱い | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 523 | 事業契約書（案） | 35 | 11 | 第10章 | 第91条 | 1 | | | | | | 法令の変更 | 第91条、別紙8：「本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令」の具体例をご教示下さい。 | 例えば、都市公園法の改正により、立体都市公園制度の適用条件が変更となる場合や、施設に関する消防法等の改正等により、消防関連施設の設置が従前よりも求められることになる場合などが挙げられますが、想定される法令改正の具体例はこれらに限るものではありません。 |
| 524 | 事業契約書（案） | 35 | 13 | 第11章 | | | | | | | | 中東情勢 | 中東情勢により、既に供給不可な建材も一部存在しております。事業開始後、その遅延が起因して事業スケジュールが遵守できない場合、事業契約書（案）第11章不可抗力にて整理されるという認識でよろしいでしょうか。 | ご指摘のような事態が事業契約別紙1-69の「不可抗力」の定義に該当するかどうかについては、具体的な事案に応じて個別に判断することになります。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|----|----|------|------|---|-----|---|-----|---|-----|-------------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 525 | 事業契約書（案） | 35 | 15 | 第11章 | 第92条 | 1 | | | | | | 通知の付与及び協議 | 不可抗力とは、通常予測できない事象、事業者がコントロールできない事象という理解でよろしいでしょうか。例えば、昨今の不安定な中東情勢の影響による資材の出荷停止も不可抗力と考えてよろしいでしょうか。 | 不可抗力に該当するかどうかは、別紙1-69の定義に該当するかどうかを個別具体的な事情に応じて判断することになります。 |
| 526 | 事業契約書（案） | 35 | 23 | 第11章 | 第92条 | 2 | | | | | | 通知の付与及び協議 | 念のための確認ですが、本項における貴市からのご通知は、第104条第1項に基づき「書面」にて行われるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 527 | 事業契約書（案） | 35 | 23 | 第11章 | 第92条 | 2 | | | | | | 通知の付与及び協議 | 合理的な変更については合意されるという理解でよろしいでしょうか。 | 双方合理的と考える内容が異なり合意が成立しない場合も考えられます。その場合には、第92条第2項に記載のとおりです。 |
| 528 | 事業契約書（案） | 35 | 23 | 第11章 | 第92条 | 2 | | | | | | 不可抗力時の協議 | 第92条2項：不可抗力が発生した日から60日後に市が通知する対応方法に対して、合理的な理由により事業者が対応できない場合には、その理由を事業者が明示して、工事期間の延長、工事内容の変更、別紙9でカバーできない増加費用の負担などを市と協議することは可能でしょうか？ | 原案のとおりとします。 |
| 529 | 事業契約書（案） | 35 | 29 | 第11章 | 第93条 | 1 | | | | | | 不可抗力による増加費用・損害の扱い | 事業者が生じた増加費用又は損害を貴市にご負担いただく場合、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|----|----|------|-------|---|-----|---|-----|---|-----|-----------------|--|---|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 530 | 事業契約書（案） | 36 | 32 | 第12章 | 第99条 | | | | | | | 著作権等 | 第99条～101条：事業者又は構成企業が従前から保有するノウハウ、テンプレート、標準仕様、汎用技術等の知的財産の帰属及び利用制限の有無をご教示下さい。 | 第99条との関係では、設計図書等又は本施設に関する定めですので、従前から保有されるノウハウ等と直接の関連性はないものと存じます。第100条、第101条との関係では、従前から保有されるノウハウ等を利用するにあたっては、第三者の権利を侵害しないよう同条に定めるご対応をお願いします。 |
| 531 | 事業契約書（案） | 37 | 32 | 第12章 | 第102条 | | | | | | | 秘密保持開示範囲 | 第102条：弁護士・公認会計士・税理士等に対する秘密情報の開示は可能でしょうか？また、公知の事実、又は当事者の責めに帰さない事項により公知となった事実について、秘密保持義務の対象とはならない旨を規定することは可能でしょうか？ | 弁護士、公認会計士、税理士、および資金調達先の金融機関等の、正当な守秘義務を法律上または契約上負っている専門家・機関に対する秘密情報の開示については、本事業の遂行に必要な範囲において認められます。ご質問の「また、」以降に示される事項については秘密保持の対象外となります。 |
| 532 | 事業契約書（案） | 39 | 18 | 第13章 | 第106条 | 1 | | | | | | 協力義務 | 協力を行ったことによる増加費用は貴市にご負担いただけるとの認識で宜しいでしょうか。 | 詳細は市との協議において決定するものとし、増加費用の取扱いについても協議で定めることを想定しております。 |
| 533 | 事業契約書（案） | 47 | 9 | 別紙1 | 69 | | | | | | | 不可抗力 | 感染症等の流行も不可抗力に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また、含まれるとのことでしたら、明確にするためにも追記いただけないでしょうか。 | 不可抗力に該当するかどうかは、別紙1-69の定義に該当するかどうかを個別具体の事情に応じて判断することになります。 |
| 534 | 事業契約書（案） | 47 | 9 | 別紙1 | 69 | | | | | | | 別紙1 不可抗力 | 戦争など国際紛争も不可抗力に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 不可抗力に該当するかどうかは、別紙1-69の定義に該当するかどうかを個別具体の事情に応じて判断することになります。 |
| 535 | 事業契約書（案） | 47 | 9 | 別紙1 | 69 | | | | | | | 不可抗力 | これには戦争やコロナ等の感染症の発生も含まれるとの認識で宜しいでしょうか。 | 不可抗力に該当するかどうかは、別紙1-69の定義に該当するかどうかを個別具体の事情に応じて判断することになります。 |
| 536 | 事業契約書（案） | 51 | 3 | 別紙4 | | | | | | | | 別紙4 事業者等が付保する保険 | 施設整備期間中の保険は「26条」ではないでしょうか。 | ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）を修正します。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|----|----|------|-----|---|-----|---|-----|---|-----|------------|--|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 537 | 事業契約書（案） | 51 | 3 | 別紙4 | | | | | | | | 誤記確認 | 別紙4の表題：「第27条、第52条、第73条関係」の「第27条」は、施設整備保険についての「第26条」関係で宜しいでしょうか？ | ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）を修正します。 |
| 538 | 事業契約書（案） | 53 | 1 | 別紙5 | | | | | | | | 保証書の様式 | 保証書の差入方法は、建設企業毎の個別と全建設企業の連名のいずれをご想定でしょうか。 | 保証書は、建設企業ごとに個別に準備して提出して下さい。 |
| 539 | 事業契約書（案） | 53 | 2 | 別紙5 | | | | | | | | 別紙5 保証書の様式 | 保証書の提出時期は、引渡し時との理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書案第40条第13項において、本事業契約締結日以降速やかに差し入れることを求めています。 |
| 540 | 事業契約書（案） | 53 | 1 | 別紙5 | | | | | | | | 保証書 | 保証の範囲について、複数の建設企業がいる場合、それぞれの建設企業の担当業務範囲についてのみ保証し、グループとして全体を網羅できればよろしいでしょうか。 | 建設企業が事業者として連帯して保証する範囲は、建設企業が事業者から請け負った建設業務の範囲とします。 全ての建設企業の保証範囲を合わせた範囲は、事業者が行う建設業務の全ての範囲を網羅するようにしてください。 |
| 541 | 事業契約書（案） | 53 | 10 | 別紙5 | 第1条 | | | | | | | 保証 | 本条に基づき、各建設企業が事業者と連帯して保証しなければならない範囲は、自社が請け負った建設業務に限定されるとの理解で宜しいでしょうか。仮に、自社が請け負っていない工程も含め、建設業務全体を連帯保証するとの整理では、各建設企業に過大なリスク負担を強いるものと懸念しております。 | 建設企業が事業者として連帯して保証する範囲は、建設企業が事業者から請け負った建設業務の範囲とします。 全ての建設企業の保証範囲を合わせた範囲は、事業者が行う建設業務の全ての範囲を網羅するようにしてください。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----------|----|----|------|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---------------------------|---|--|
| | | | | 記載例 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | |
| 542 | 事業契約書（案） | 53 | 10 | 別紙5 | 第1条 | | | | | | | 別紙5 保証書の様式 | 建設業務は、「設計、建設」×「複合施設、公園」と多岐に渡るため、複数の企業で担当します。各企業の担当業務範囲を各々保証することは可能ですが、担当外の業務を連帯して保証することは極めて難しいと思われます。それぞれの担当業務範囲の契約不適合責任について、各々の企業が差し入れることでよろしいでしょうか。 | 建設企業が事業者として連帯して保証する範囲は、建設企業が事業者から請け負った建設業務の範囲とします。全ての建設企業の保証範囲を合わせた範囲は、事業者が行う建設業務の全ての範囲を網羅するようにしてください。 |
| 543 | 事業契約書（案） | 53 | 11 | 別紙5 | 第1条 | | | | | | | 保証 | 「本事業契約第41条第1項」とありますが、「第40条第1項」の誤りで宜しいでしょうか。 | ご指摘のとおり誤りです。事業契約書（案）を修正します。 |
| 544 | 事業契約書（案） | 53 | 11 | 別紙5 | 第1条 | | | | | | | 別紙5 保証書の様式 | 本施設の契約不適合は「40条」ではないでしょうか。 | ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）を修正します。 |
| 545 | 事業契約書（案） | 53 | 11 | 別紙5 | 第1条 | | | | | | | 誤記確認 | 別紙5：「第41条第1項に基づく契約不適合責任」の「第41条」は、契約不適合についての「第40条」ということで宜しいでしょうか？ | ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）を修正します。 |
| 546 | 事業契約書（案） | 58 | 4 | 別紙9 | 1 | | | | | | | 施設整備期間 | 記載されている不可抗力とは現在行われているイラン戦争等による資材の遅延や金額の高騰も含まれるのでしょうか。 | ご指摘のような事態が事業契約別紙1-69の「不可抗力」の定義に該当するかどうかについては、具体的な事案に応じて個別に判断することになります。 |
| 547 | 事業契約書（案） | 58 | 4 | 別紙9 | 1,2 | | | | | | | 別紙9 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合 | 「施設整備期間中」及び「維持管理・運営期間（開業準備期間を含む）中」に不可抗力が生じた場合について規定されていますが、昨今の国際紛争のように本事業期間の前に生じた不可抗力が事業に影響を及ぼすことも想定されます。このような場合であっても、別紙9の規定に則り官民がリスク分担すると考えてよろしいでしょうか。 | 事業契約上の不可抗力に関する事業契約第11章、別紙9が適用されるのは、事業契約締結後の不可抗力についてのみです。落札者決定後事業契約締結前において発生する事由により事業者が事業提案内容に基づく事業の履行が困難と考えるときには、別途、協議するものとなります。 |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------------------|----|----|------|---|-----|---|-----|---|-----------------------|--|--|----|----|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 548 | 実施方針 | 15 | 17 | 第2 | 3 | (2) | オ | (ア) | b | 複合施設の開業準備を行う者及び運営を行う者 | こどものためのスペースの運営を行うにあたり、認可保育園や民間児童クラブの運営実績は、児童館に類似した施設（常時の見守り等を含む）の運営実績としてみなされますでしょうか。 | 保育や子どもの見守り業務を行い、かつその施設の運営を行っている場合は実績に該当します。 | | |
| 549 | 実施方針等に関する質問に対する回答 | 30 | - | 237 | | | | | | アスベスト・PCB | 実施方針時点の質疑は本公告時点でも有効という認識でよろしいでしょうか。上記が無効である場合、アスベスト・PCB等の追加調査により新たに確認されたものの撤去については市の負担という認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。事業契約書（案）第9条第1項において、「市と事業者は、本事業契約と共に、本事業関連書類に定められた事項が適用されることを確認する。」としており、別紙1において「本事業関連書類」には、実施方針等の質疑回答が含まれております。 | | |
| 550 | 実施方針等に関する質問に対する回答 | 30 | - | 237 | | | | | | 実数精算 | アスベストやPCBについて、実数精算という認識でよろしいでしょうか。 | 追加調査により、新たに確認されたアスベストやPCBにより、解体撤去において発生した合理的な増加費用については、市が負担します。 | | |

入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答書

| 通番 | 資料名 | 頁 | 行 | 該当箇所 | | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------------------|----|---|------|---|-----|---|-----|---|-----|--|-----------|---|---|
| | | | | 記載例 | | | | | | | | | | |
| | | | | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | | | | |
| 551 | 実施方針等に関する質問に対する回答 | 31 | - | 241 | | | | | | | | 統括管理業務の扱い | <p>統括管理業務の責任範囲についてご教示ください。</p> <p>実施方針等に関する質問回答No241、No259において、統括管理業務は「事業全体を一体的・安定的に進めることを目的とする業務」とされております。</p> <p>この点、統括管理業務における責任は、統括管理業務として求められるマネジメント（全体調整、進捗管理、情報共有等）を適切に実施する義務に限定されるものであり、設計、建設、工事監理、開業準備等の各個別業務に起因する事象については、当該個別業務を担う企業の責任範囲に属するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、統括管理業務に係る責任が問題となるのは、統括管理業務自体に過失（管理不十分、指示不適切等）が認められる場合に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>統括管理業務として要求水準において求める各業務を適切に実施させることが、統括管理企業の責任範囲となります。</p> |
| 552 | その他 | - | - | | | | | | | | | | <p>CADデータ並びに改修履歴等が分かる資料があれば提供願います。</p> | <p>敷地や施設に関する調査結果や図面等について、閲覧資料を用意しておりますので、「閲覧申請フォーム」から閲覧希望の旨を申請してください。</p> |